

# EU のアンチダンピング措置発動状況 (2007 年 9 月現在)

日本貿易振興機構 (JETRO)

海外調査部

EU のアンチダンピング措置の状況（2007 年 9 月時点）を以下の通りとりまとめた。2007 年 10 月以降の動きは、EU の国・地域別情報

（<http://www.jetro.go.jp/biz/world/europe/eu/>）の「貿易管理制度」→「輸入管理その他」→「III. アンチダンピング措置」を参照。

#### 目次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| (1) 動物・植物性製品、食品 .....   | 3  |
| (2) 鉱物性製品 .....         | 7  |
| (3) 化学品、プラスチック、ゴム ..... | 10 |
| (4) 皮革、木材、繊維 .....      | 42 |
| (5) 金属 .....            | 51 |
| (6) 機械、電気・電子機器 .....    | 69 |
| (7) 輸送機器 .....          | 81 |

## (1) 動物・植物性製品、食品

養殖サケ

- ノルウェーを原産とする養殖サケの輸入に暫定アンチダンピング関税を課税する 2005 年 4 月 22 日付欧州委員会規則 (EC) No 628/2005 (2005 年 4 月 23 日付官報 L104 掲載)
- 欧州委員会規則 (EC) No 628/2005 を改正する 2005 年 6 月 30 日付欧州委員会規則 (EC) No 1010/2005 (2005 年 7 月 1 日付官報 L170 掲載)
- ノルウェーを原産とする養殖サケの輸入に確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2006 年 1 月 17 日付理事会規則 (EC) No 85/2006 (2006 年 1 月 20 日付官報 L15 掲載)

2004 年 2 月にアイルランドおよび英国が養殖サケの輸入に関しセーフガード措置の発動を要請したことをきっかけとして、欧州委員会規則 (EC) No 206/2005 により輸入割当の設定と最低価格の設定から成る確定セーフガード措置の実施が規定された。同措置のための調査と平行して、2004 年 9 月に欧州サケ生産者グループがノルウェーを原産とする養殖サケの輸入に関する苦情の申し立てをしたことを受け、欧州委員会はアンチダンピング手続きを開始した。調査の結果、欧州委員会規則 (EC) No 628/2005 により当該製品に 6.8%~24.5%の暫定アンチダンピング関税を課することが規定された。その後、養殖サケの市場価格が前例なく著しく高騰したことや、ほとんどの養殖サケが生鮮食品として輸入されていることからこの状況はさらに悪化し、十分な量のストックを確保しても過剰な価格の変動を相殺することが不可能となった。このため、当初の従価制の課税法は適当ではないという結論に達し、欧州委員会規則 (EC) No 1010/2005 では規則 (EC) No 206/2005 を改正し、形態（丸ごとまたは内臓や頭を取り除いたものないし切り身など）ごとに 1kg あたり 2.81~6.00 ユーロの最低輸入価格を設定し、域内自由流通価格がこれを下回った場合には両者の差を暫定アンチダンピング関税とすることが規定された。

その後のさらなる調査により、当該製品にダンピングが認められ、当該製品の輸入が域内産業に実質的な損害をおよぼしたと確定的に判断されたため、理事会規則 (EC) No 85/2006 により当該製品の輸入に対し、以下の確定アンチダンピング関税を課することを決定した。通関手続き前の域内自由流通価格が最低輸入価格を下回った場合には両者の差を確定アンチダンピング関税とし、最低輸入価格と同等かそれ以上の場合には確定アンチダンピング関税は徴収されない。また、域内の最初の購入者が実際に支払った価格（輸入後価格）が、税関申告の結果、通関手続き前の域内自由流通価格より低い場合、ならびに輸入後価格が最低輸入価格より低い場合には、下記表に示し

た固定関税額を適用する。ただし、固定関税額を適用しても、その額が最低輸入価格を下回る場合には、輸入後価格と最低価格との差額が適用される。同規則は 2006 年 1 月 21 日に発効。

| 養殖鮭の形態                                  | 最低輸入価格<br>(EUR/1kg) | 固定関税額<br>(EUR/1kg) | TARIC コード                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------|---------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 丸ごと<br>－生鮮またはチルド、冷凍                     | 2.80                | 0.40               | 0302 12 00 12<br>0302 12 00 33<br>0302 12 00 93<br>0303 11 00 93<br>0303 19 00 93<br>0303 22 00 12<br>0303 22 00 83                                   |
| 腸のみを取り除いたもの<br>－生鮮またはチルド、冷凍             | 3.11                | 0.45               | 0302 12 00 13<br>0302 12 00 34<br>0302 12 00 94<br>0303 11 00 94<br>0303 19 00 94<br>0303 22 00 13<br>0303 22 00 84                                   |
| その他（腸と頭を取り除いたものを<br>含む）<br>－生鮮またはチルド、冷凍 | 3.49                | 0.50               | 0302 12 00 15<br>0302 12 00 36<br>0302 12 00 96<br>0303 11 00 18<br>0303 11 00 96<br>0303 19 00 18<br>0303 19 00 96<br>0303 22 00 15<br>0303 22 00 86 |
| 切り身<br>－一切れ 300g 超－生鮮またはチルド、<br>冷凍、皮あり  | 5.01                | 0.73               | 0304 10 13 13<br>0304 10 13 94<br>0304 20 13 13<br>0304 20 13 94                                                                                      |
| 切り身<br>－一切れ 300g 超－生鮮またはチルド、<br>冷凍、皮なし  | 6.40                | 0.93               | 0304 10 13 14<br>0304 10 13 95<br>0304 20 13 14<br>0304 20 13 95                                                                                      |
| その他切り身－一切れ 300g 以下－<br>生鮮またはチルド、冷凍      | 7.73                | 1.12               | 0304 10 13 15<br>0304 10 13 96<br>0304 20 13 15<br>0304 20 13 96                                                                                      |

出所：理事会規則（EC）No 85/2006

### 冷凍いちご

- 中国を原産とする特定の冷凍いちごの輸入に暫定アンチダンピング関税を課する 2006 年 10 月 17 日付欧州委員会規則（EC）No 1551/2006（2006 年 10 月 18 日付官報 L287 掲載）

- 中国を原産とする特定の冷凍いちごの輸入に確定アンチダンピング措置を課し、暫定アンチダンピング関税を免除する 2007 年 4 月 16 日付理事会規則 (EC) No 407/2007 (2007 年 4 月 17 日付官報 L100 掲載)

欧州委員会は 2005 年 12 月 5 日にポーランドの冷凍食品産業組合から、中国産の冷凍いちごの輸入にダンピングが見られるという申し立てを受け、2006 年 1 月 19 日にアンチダンピング手続きを開始した。調査の結果、欧州委員会規則 (EC) No 1551/2006 により、当該製品の輸入に対して 2006 年 10 月 19 日より 6 ヶ月間、0～34.2%の暫定アンチダンピング関税が課された。その後の詳細な調査の結果、確定的なダンピングマージンは 0～66.9%で、中国からのダンピングされた製品の輸入により域内産業が実害を受けたと判断され、アンチダンピング措置を課することが決定された。ただし、暫定措置が導入されてから域内市場における当該製品の価格上昇が見られたことから、消費者への影響を考慮し、これまでの従価制の課税方法ではなく、最低価格を基準とした課税法に切り替えることとなった。これらから、理事会規則 (EC) No 407/2007 では、当該の輸入に以下の確定アンチダンピング関税を課し、規則 (EC) No 1551/2006 により徴収された暫定アンチダンピング関税は免除されることが決定された。同規則は 2007 年 4 月 18 日に発効。

| 企業名                        | 関税率 (%) | TARIC<br>追加コード |
|----------------------------|---------|----------------|
| Yantai Yongchang Foodstuff | 0       | A779           |

出所：理事会規則 (EC) No 407/2007

| 対象製品                                      | 最低輸入価格<br>EUR／トン<br>(正味重量) | Dandong Junao Foodstuff<br>固定税率 EUR／トン<br>(正味重量)<br>TARIC追加コード A780 | その他すべての企業<br>固定税率 EUR／トン<br>(正味重量)<br>TARIC追加コード A999 |
|-------------------------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 未加工または加工（蒸すまたは水煮）で冷凍し、砂糖やその他甘味料の含有量が13%超  | 496.8                      | 62.6                                                                | 169.9                                                 |
| 未加工または加工（蒸すまたは水煮）で冷凍し、砂糖やその他甘味料の含有量が13%以下 | 566.3                      | 71.3                                                                | 193.7                                                 |
| 未加工または加工（蒸すまたは水煮）で冷凍し、砂糖やその他甘味料を含まない      | 598.0                      | 75.3                                                                | 204.5                                                 |

出所：理事会規則 (EC) No 407/2007

### スウィートコーン

- タイを原産とする調製または保存加工された特定のスウィートコーンの輸入に暫定アンチダンピング関税を課する 2006 年 12 月 19 日付欧州委員会規則 (EC) No 1888/2006 (2006 年 12 月 20 日付官報 L364 掲載)
- タイを原産とする調製または保存加工された特定のスウィートコーンの輸入に確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2007 年 6 月 18 日付理事会規則 (EC) No 682/2007 (2007 年 6 月 20 日付官報 L159 掲載)
- タイを原産とする調製または保存加工された特定のスウィートコーンの輸入に関するアンチダンピング手続きに関連して提供された保証を受諾する 2007 年 6 月 18 日付欧州委員会決定 2007/424/EC (2007 年 6 月 20 日付官報 L159 掲載)

欧州委員会は 2006 年 2 月 13 日、域内の調製・保存加工された特定のスウィートコーンの製造業者らを代表する業界団体である欧州スウィートコーン協会（Association Européenne des Transformateurs de Maïs Doux /AETMD）から苦情と申し立てを受けた。これに基づき、欧州委員会は 2006 年 3 月 28 日に、タイを原産とする調製・保存加工された特定のスウィートコーンの輸入に関するアンチダンピング手続きに着手した。対象となるタイの輸出企業数が多数であるため、調査ではサンプリング手法を使用するものとし、サンプル企業として協力を申し出た企業 20 社から 16 社を選出した上で、このうちの 4 社については個別の状況を分析した。調査の結果、欧州委員会規則 (EC) No 1888/2006 により、当該製品の輸入に対し、4.3～13.2%の暫定アンチダンピング関税を 2006 年 12 月 21 日より 6 ヶ月間課することが決定された。

その後、欧州委員会が詳細調査を完了した結果、理事会規則 (EC) No 682/2007 では確定的なアンチダンピング税率を下記表の通り決定した。規則 (EC) No 1888/2006 で規定された暫定アンチダンピング関税については、確定アンチダンピング関税を上回る額については免除され、一方、確定アンチダンピング関税を下回る場合には、暫定アンチダンピング関税で確定した額が確定的に徴収される。同規則は 2007 年 6 月 21 日に発効。

| 企業名                                                                                                                         | 関税率<br>(%) | TARIC<br>追加コード |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------|
| Karn Corn Co., Ltd, 68 Moo 7 Tambol Saentor, Thamaka, Kanchanaburi 71130 Thailand                                           | 3.1        | A789           |
| Malee Sampran Public Co., Ltd, Abico Bldg. 401/1 Phaholyothin Rd., Lumlookka, Pathumthani 12130, Thailand                   | 12.8       | A790           |
| River Kwai International Food Industry Co., Ltd, 52 Thaniya Plaza, 21st. Floor, Silom Rd., Bangrak, Bangkok 10500, Thailand | 12.8       | A791           |
| Sun Sweet Co., Ltd, 9 M 1, Sanpatong, Chiangmai, Thailand                                                                   | 11.1       | A792           |
| 調査に協力したその他企業12社（付則Iに記載）                                                                                                     | 12.9       | A793           |

|           |      |      |
|-----------|------|------|
| その他すべての企業 | 12.9 | A999 |
|-----------|------|------|

出所：理事会規則（EC）No 682/2007

なお、上記のアンチダンピング手続きに関連してタイの輸出企業 2 社から提供された保証が、欧州委員会決定 2007/424/EC により受諾された。

## (2) 鉱物性製品

### 焼成マグネシア

- 中国を原産とする焼成マグネシアの輸入に確定アンチダンピング関税を課する 2006 年 5 月 5 日付理事会規則（EC）No 716/2006（2006 年 5 月 12 日付官報 L125 掲載）

中国を原産とする焼成マグネシアの輸入には、これまで理事会規則（EC）No 3386/93、理事会規則（EC）No 360/2000 およびこの改正規則により確定アンチダンピング関税が課されていた。同措置の終了間近となった 2004 年 11 月に、欧州委員会は欧州の非鉄産業界を代表するロビー組織である Eurométaux より終了見直しの要請を受け、調査に着手した。調査の結果、ダンピングマージンは 35%と算定され、同措置が終了した場合には域内産業が再び損害を受けることが予想されるとともに、措置の延長に反対する理由はないという結論に達した。これらから、規則（EC）No 360/2000 の措置を維持することが適当であると判断され、理事会規則（EC）No 716/2006 では、当該製品の輸入に対し、以下の確定アンチダンピング関税を課することが決定された。同規則は 2006 年 5 月 12 日に発効。

| 条件                                                                           | 関税額／率               | TARIC<br>追加コード |
|------------------------------------------------------------------------------|---------------------|----------------|
| (a) 中国の輸出業者から、当該企業とは無関係の域内の購入者に対して直接発行されたインボイス上の通関前価格が最低価格（120 ユーロ／トン）を下回る場合 | 最低価格（120 ユーロ／トン）との差 | A439           |
| (b) 中国の輸出業者から、当該企業とは無関係の域内の購入者に対して直接発行されたインボイス上の通関前価格が最低価格と同じか上回る場合          | ゼロ                  | A439           |
| (c) 上記（a）または（b）のいずれにも該当しない場合                                                 | 63.3%（従価制）          | A999           |

出所：理事会規則（EC）No 716/2006 より作成

### 酸化マグネシウム

- 中国を原産とする酸化マグネシウムの輸入に確定アンチダンピング関税を課する 2005 年 5 月 23 日付理事会規則（EC）No 778/2005（2005 年 5 月 25 日付官報 L131 掲載）

中国を原産とする酸化マグネシウムの輸入に対しては理事会規則（EEC）No 1473/93、理事会規則（EC）No 1334/1999 およびその改正規則により確定アンチダンピング関税が課されていた。

その後、2004 年 3 月に欧州委員会は欧州非鉄金属協会（Eurométaux）からの申し立てを受け、規則（EC）No 1334/1999 によるアンチダンピング措置終了見直しに着手した。調査の結果、当該製品の輸入に引き続きダンピングが見られ、域内産業の損害も確認されたことから、同措置を終了することによりさらに状況が悪化すると判断した。このため、理事会規則（EC）No 778/2005 では、当該製品の輸入に対する既存のアンチダンピング措置を継続し、下記の確定アンチダンピング関税を適用することが規定された。同規則は 2005 年 5 月 26 日に発効。

| 輸入の形態                                           | 関税率                                   | TARIC<br>追加コード |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------|----------------|
| 中国の輸出業者から当該輸出業者と関連のない域内企業に直接発行されたインボイスに基づく輸入の場合 | 通関前の域内自由流通価格と最低輸入価格（112 ユーロ）との差<br>0% | A420           |
| ・ 通関前の域内自由流通価格が最低輸入価格 1 トンあたり 112 ユーロ未満である      |                                       |                |
| ・ 通関前の域内自由流通価格が最低輸入価格 1 トンあたり 112 ユーロ以上である      |                                       | A420           |
| その他のすべての場合                                      | 27.1%                                 | A999           |

出所：理事会規則（EC）No 985/2003 より作成

### 石炭コークス片

- 中華人民共和国を原産とする直径 80 ミリメートルを超える石炭コークス片の輸入に関する欧州委員会決定 No 2730/2000/ECSC を改正し、同決定により課されるアンチダンピング措置の中間見直しを終了する 2004 年 5 月 17 日付理事会規則（EC）No 997/2004（2004 年 5 月 20 日付官報 L183 掲載）
- 欧州委員会決定 No 2730/2000/ECSC によって課されたアンチダンピング関税の停止を延長する 2004 年 12 月 7 日付理事会規則（EC）No 2117/2004（2004 年 12 月 14 日付官報 L367 掲載）
- 中華人民共和国を原産とする直径 80 ミリメートルを超える石炭コークス片の輸入に暫定アンチダンピング関税を課する 2007 年 9 月 18 日付欧州委員会規則（EC）No 1071/2007（2007 年 9 月 19 日付官報 L244 掲載）

欧州委員会は、欧州委員会決定 No 2730/2000/ECSC により、中華人民共和国を原産とする石炭コークス片の輸入に重量 1 トン当たり 32.6 ユーロの確定アンチダンピング関税を課してきた。その後の中間見直しにより、理事会規則 No 997/2004 で措置の適用対

象となる製品が明確化された。

その後、状況が改善されたため、欧州委員会決定 2004/264/EC により当該の確定アンチダンピング関税を課す措置を 2004 年 3 月より 9 ヶ月間停止することが決定された。その後、同措置停止後も当該製品の輸入による域内産業への実害の再発はないという判断のもと、理事会規則 (EC) No 2117/2004 により同措置は 2005 年 12 月 15 日までさらに延長された。

その後、2006 年 11 月 20 日に域内企業 3 社からアンチダンピング手続きを求める申し立てを受け、欧州委員会はこれに基づき 2006 年 12 月 20 日に当該製品の輸入に対するアンチダンピング手続きに着手することを通達した。調査の結果、欧州委員会規則 (EC) No 1071/2007 により、通関前価格が最低輸入価格 (1 トン当たり 227 ユーロ) を下回る場合に、暫定アンチダンピング関税として差額を課税することが規定された。また、大きさが異なる石炭コークス片が混合された積み荷に関しては、サンプル検査の結果、直径 80 ミリメートルを超える石炭コークス片が乾燥重量で 20% 超含まれる場合、その分量に対して当該の暫定アンチダンピング関税が課されることになる。同規則は 2007 年 9 月 20 日から 6 ヶ月間適用される。

#### マグネシアれんが

- 中華人民共和国を原産とする特定のマグネシアれんがの輸入に暫定アンチダンピング関税を課税する 2005 年 4 月 11 日付欧州委員会規則 (EC) No 552/2005 (2005 年 4 月 12 日付官報 L93)
- 中華人民共和国を原産とする特定のマグネシアれんがの輸入に確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2005 年 10 月 6 日付理事会規則 (EC) No 1659/2005 (2005 年 10 月 12 日付官報 L267 掲載)
- 中華人民共和国を原産とする特定のマグネシアれんがの輸入に関するアンチダンピング手続きに関して提供された保証を受諾する 2005 年 10 月 11 日付欧州委員会決定 2005/704/EC (2005 年 10 月 12 日付官報 L267 掲載)
- 中華人民共和国を原産とする特定のマグネシアれんがの輸入に関するアンチダンピング手続きに関して提供された保証を受諾する決定 2005/704/EC を廃止する 2007 年 6 月 25 日付欧州委員会決定 2007/440/EC (2007 年 6 月 26 日付官報 L164 掲載)

欧州委員会は、2004 年 7 月 13 日付官報で、欧州耐火物製造者連盟 (P.R.E) の申し立てに基づき中華人民共和国を原産とする特定のマグネシアれんがの輸入に関するアンチダンピング手続きの開始を告示した。調査の結果、欧州委員会規則 (EC) No 552/2005 により、当該製品の輸入に 11.2~66.1%の暫定アンチダンピング関税を課することが規定

された。また、その後の欧州委員会による詳細調査の結果、当該製品のダンピングされた輸入により域内産業が実質的な損害を受けたと確定されたため、理事会規則（EC）No 1659/2005 では、下記の確定アンチダンピング関税を課することを決定した。同規則は2005年10月13日に発効。なお、同アンチダンピング手続きに関して Yingkou Qinghua Refractories Co. Ltd から提供された保証は、欧州委員会決定 2005/704/EC により受諾されていたが、一部顧客の支払い延長に伴い最低保証価格を遵守できなかったことや貿易パターンの変化を届け出なかったことなど、同社が保証に関する要件を満たしていないことが判明した。さらに、同社は価格表の提出を拒否したことなどから、欧州委員会決定 2007/440/EC により当該の保証は取り下げとなり、決定 2005/704/EC は廃止された。同決定は2007年6月27日に発効。

| 企業                                                                                                                                                 | 税率    | TARIC追加コード |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------|
| Liaoning Mayerton Refractories Co. Ltd, Jinqiao Development Zone, Dashiqiao, Liaoning Province, 115100, PRC                                        | 2.7%  | A632       |
| Yingkou Sanhua Refractory Materials Co. Ltd, Gangdu Management Zone, Dashiqiao City, Liaoning Province, 115100, PRC                                | 8.1%  | A633       |
| Yingkou Kyushu Refractories Co. Ltd, Houlashan, Jinqiao Village, Dashiqiao City, Liaoning Province 115100, PRC                                     | 18.6% | A634       |
| Yingkou Guangyang Refractories Co. Ltd, Houlashan, Jinqiao Village, Dashiqiao City, Liaoning Province, 115100, PRC,                                | 18.6% | A635       |
| Yingkou Qinghua Refractories Co. Ltd, Qinghuayu Village, Qinghua District, Dashiqiao City, Liaoning Province, 115100, PRC                          | 15.3% | A636       |
| Dashiqiao Sanqiang Refractory Materials Co. Ltd, Biangan Village, Nanlou Economic Development zone, Dashiqiao City, Liaoning Province, 115100, PRC | 27.7% | A638       |
| その他のすべての企業                                                                                                                                         | 39.9% | A999       |

出所：欧州委員会規則（EC）No 1659/2005

### (3) 化学品、プラスチック、ゴム

#### シリコン金属

- 中国を原産とするシリコンの輸入に確定アンチダンピング関税を課する 2004 年 3 月 2 日付理事会規則（EC）No 398/2004（2004 年 3 月 4 日付官報 L66 掲載）
- 中国を原産とするシリコンの輸入に適用するアンチダンピング措置の部分的中間見直しを終了する 2005 年 5 月 23 日付理事会規則（EC）No 785/2005（2005 年 5 月 26 日付官報 L132 掲載）
- 中国を原産とするシリコンの輸入に規則（EC）No 398/2004 によって課された確定アンチダンピング措置を、韓国を原産とすると申告されたかどうかに関わらず韓国から出荷・輸入することで回避している可能性に関し調査を開始し、これらの輸入を登録

の対象とする 2006 年 4 月 19 日付欧州委員会規則 (EC) No 607/2006 (2006 年 4 月 20 日付官報 L107 掲載)

- 中国を原産とするシリコンの輸入に規則 (EC) No 398/2004 によって課された確定アンチダンピング措置を、韓国を原産とすると申告されたかどうかに関わらず同製品の韓国からの輸入に拡大適用する 2007 年 1 月 15 日付理事会規則 (EC) No 42/2007 (2007 年 1 月 19 日付官報 L13 掲載)

中国を原産とするシリコン金属の輸入には、理事会規則 (EEC) No 2200/90 およびその改正規則である理事会規則 (EEC) No 1607/92 により、確定アンチダンピング関税が課されていた。その後、理事会規則 (EEC) No 2200/90 による措置の期限終了見直しの調査の結果、当該製品の輸入に依然としてダンピングの事実があることが判明し、アンチダンピング措置を継続する必要があると判断された。このため、理事会規則 (EC) No 2496/97 により、これまでの従量税ではなく従価税を採用し、当該製品の輸入に 49% の確定アンチダンピング関税を課税することを規定した。

その後、理事会規則 (EC) No 2496/97 による措置の期限終了に当たり、2002 年 9 月に産業団体 Euroalliances より終了見直しの申し立てを受け、欧州委員会は調査を開始した。終了見直しの結果、理事会規則 (EC) No 398/2004 では、理事会規則 (EC) No 2496/97 による措置を継続し、当該製品の輸入に引き続き 49% のアンチダンピング関税を適用することが規定された。同規則は 2004 年 3 月 5 日に発効。その後、欧州委員会では、2004 年 5 月 1 日の EU 拡大による影響を確認するため、規則 (EC) No 398/2004 による措置の見直し調査を行った。調査の結果、同措置を 10 ヶ国に適用しても市場や関係者に対して急激で重大な被害をおよぼす可能性は低く、移行措置の必要性はないと判断され、理事会規則 (EC) No 785/2005 により、当該措置の部分的中間見直しを終了した。

また、2006 年 3 月 6 日には業界団体の Euroalliances が、当該製品が韓国を経由した迂回輸出によりアンチダンピング措置回避を回避している可能性があるとして欧州委員会に調査の要請を申し立てた。これを受け、欧州委員会は欧州委員会規則 (EC) No 607/2006 により、韓国から出荷された同製品の輸入がアンチダンピング措置の回避にあたるかどうかについての調査に着手し、韓国を原産とすると申告されたかどうかに関わらず、韓国からの同輸入は 2006 年 4 月 20 日より 9 ヶ月間、税関当局で登録されることが決定した。調査の結果、当該製品の韓国を経由した迂回輸出があったという結論となり、アンチダンピング措置回避に当たると判断された。このため、理事会規則 (EC) No 42/2007 では、韓国から出荷された同製品に対し、韓国を原産とすると申告したかどうかに関わらず規則 (EC) No 398/2004 により規定された確定アンチダンピング関税を課税することを規定した。同規則は 2007 年 1 月 20 日に発効。

## シリコン

- ロシアを原産とするシリコンの輸入に確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2003 年 12 月 22 日付理事会規則 (EC) No 2229/2003 (2003 年 12 月 24 日付官報 L339 掲載)
- ロシアを原産とするシリコンの輸入に対するアンチダンピング手続きに関連して提供された保証を受諾する 2004 年 4 月 13 日付欧州委員会決定 2004/445/EC (2004 年 4 月 29 日付官報 L127 掲載)
- 理事会規則 (EC) No 2229/2003 を改正する 2004 年 4 月 26 日付理事会規則 (EC) No 821/2004 (2004 年 4 月 29 日付官報 L127 掲載)
- ロシアを原産とするシリコンの輸入に適用されるアンチダンピング措置の部分的中間見直しを終了する 2006 年 11 月 23 日付理事会規則 (EC) No 1739/2006 (2006 年 11 月 25 日付官報 L329 掲載)

ロシアを原産とするシリコンの輸入には、理事会規則 (EC) No 1235/2003 により 24.0～25.2%の暫定アンチダンピング関税が課されていた。欧州委員会のその後の調査結果から、当該製品のダンピングされた輸入が域内産業に実害をおよぼしたと確定的に判断され、理事会規則 (EC) No 2229/2003 により当該製品の輸入に下記の確定アンチダンピング関税を課することを決定した。同規則は 2003 年 12 月 25 日に発効。

| 企業名                                                                                                         | 関税率   | TARIC<br>追加コード |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------|
| OJSC Bratsk Aluminium Plant, Bratsk, Irkutsk Region, Russia                                                 | 23.6% | A464           |
| SKU LLC, Sual-Kremny-Ural, Kamensk, Ural Region, Russia,<br>and ZAO KREMNY, Irkutsk, Irkutsk Region, Russia | 22.7% | A465           |
| その他すべての企業                                                                                                   | 23.6% | A999           |

出所：理事会規則 (EC) No 2229/2003

その後、ロシアの輸出メーカーで関連企業である SKU LLC 社と ZAO KREMNY 社が、スイスの関連企業 ASMP 社と合同で提供した保証が欧州委員会決定 2004/445/EC により受諾された。これを受け、理事会規則 (EC) No 821/2004 では規則 (EC) No 2209/2003 を改正し、これらの企業を同措置の適用除外とすることを規定した。欧州委員会は、2006 年 2 月 6 日にこれら 3 社から当該措置の見直しの要請を受け、2006 年 4 月 5 日に部分的中間見直しに着手したが、同年 5 月 29 日に同要請は取り下げられた。このため、理事会規則 (EC) No 1739/2006 により同見直し調査を終了し、SKU LLC 社と ZAO KREMNY 社には引き続き当該措置を適用することが規定された。

## 酸化亜鉛

- 中華人民共和国を原産とする特定の酸化亜鉛の輸入に確定アンチダンピング関税を課し暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2002 年 2 月 28 日付理事会規則 (EC) No 408/2002 (2002 年 3 月 5 日付官報 L62 掲載)
- 理事会規則 (EC) No 408/2002 により中華人民共和国を原産とする特定の酸化亜鉛の輸入に課されたアンチダンピング関税をベトナム原産と申告したかどうかに関わらず、ベトナムから出荷した特定の酸化亜鉛の輸入と中国を原産とする無水珪酸を混合した特定の酸化亜鉛にも拡大適用する 2003 年 9 月 11 日付理事会規則 (EC) No 1623/2003 (2003 年 9 月 18 日付官報 L232 掲載)
- 中華人民共和国を原産とする特定の酸化亜鉛の輸入に理事会規則 (EC) No 408/2002 によって課されたアンチダンピング措置を、カザフスタン原産と申告したかどうかに関らず、特定の酸化亜鉛をカザフスタンから出荷・輸入することで回避している可能性に関し調査を開始し、これらの輸入を登録の対象とする 2005 年 8 月 4 日付欧州委員会規則 (EC) No 1289/2005 (2005 年 8 月 5 日付官報 L204 掲載)
- 中華人民共和国を原産とする特定の酸化亜鉛の輸入に対し理事会規則 (EC) No 408/2002 によって課されたアンチダンピング措置を、カザフスタン原産と申告したかどうかに関らず、カザフスタンから出荷・輸入することで回避している可能性に関する調査を終了し、これらの輸入の登録を終了する 2006 年 3 月 21 日付欧州委員会規則 (EC) No 465/2006 (2006 年 3 月 22 日付官報 L83 掲載)

中国を原産とする純度 93%未満の酸化亜鉛の輸入には、理事会規則 (EC) No 408/2002 により下記の確定アンチダンピング関税が課せられている。

| 企業名                                                                                                                                                      | 関税率   | TARIC<br>追加コード |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------|
| Liuzhou Nonferrous Metals Smelting Co. Ltd<br>17 Baiyun Road, Liuzhou City, 545006 Guangxi Province, China                                               | 6.9%  | A277           |
| Liuzhou Fuxin Chemical Industry Co. Ltd<br>16-90 Xihuan Road, Liuzhou, 545007 Guangxi Province, China                                                    | 11.0% | A278           |
| Gredmann Guigang Chemical Ltd<br>Development Zone for Enterprises with Foreign Investment (Batang Maijiupo) Guigang City, 537100 Guangxi Province, China | 19.3% | A279           |
| Liuzhou Longcheng Chemical General Plant<br>Luowei Horticultural Farm, Liuzhou Guangxi Province, China                                                   | 26.3% | A280           |
| その他すべての企業                                                                                                                                                | 28.0% | A999           |

出所：理事会規則 (EC) No 408/2002

その後、2002 年 11 月 18 日に欧州委員会は、欧州の非鉄産業界を代表するロビー団体 Eurometaux からベトナムを経由した迂回輸出による当該措置回避の可能性についての調査の要請を受け、調査を行った結果、この事実が認められた。また、中国から他の

物質が混合され異なる CN コードを持つ製品が輸出されていたことも判明した。これらから、理事会規則 (EC) No 1623/2003 では、理事会規則 (EC) No 408/2002 により規定されたアンチダンピング関税をベトナムから出荷された同製品の輸入および無水ケイ素が混合された酸化亜鉛で純度が 93%未満の製品の中国からの輸入にも拡大適用することが規定された。同規則は、2003 年 9 月 18 日に発効。また、2005 年 6 月 27 日に Eurometaux から要請を受け、当該製品のカザフスタン経由の迂回輸出による当該措置回避の可能性について欧州委員会が調査した結果、欧州委員会規則 (EC) No 1289/2005 によりカザフスタンから出荷された同製品の輸入は 2005 年 8 月 6 日より 9 ヶ月間税関当局で登録された。しかし、その後の調査の結果、最終的にそのような事実はなかったと判断され、欧州委員会規則 (EC) No 465/2006 では、規則 (EC) No 1289/2005 による同輸入に対する登録を終了した。

### 二酸化マンガ

- 南アフリカを原産とする特定の二酸化マンガンの輸入に暫定アンチダンピング関税を課する 2007 年 9 月 17 日付欧州委員会規則 (EC) No 1066/2007 (2007 年 9 月 18 日付官報 L243 掲載)

欧州委員会は、2006 年 11 月 10 日に、当該製品の域内生産量 50%超を占める Tosoh Hellas AIC (日本の東ソーのギリシャ子会社) から南アフリカを原産とする特定の二酸化マンガンの輸入にダンピングが見られるという申し立てを受け、2006 年 12 月 21 日にアンチダンピング手続きに着手した。調査の結果、欧州委員会規則 (EC) No 1066/2007 により、当該製品の輸入に対して 14.9%の暫定アンチダンピング関税を課することが決定された。同規則は 2007 年 9 月 19 日より 6 ヶ月間適用される。

### 硫酸塩

- 米国および中国、台湾を原産とする硫酸塩の輸入に暫定アンチダンピング関税を課す 2007 年 4 月 11 日付欧州委員会規則 No (EC) No 390/2007 (2007 年 4 月 12 日付官報 L97 掲載)

欧州委員会は 2006 年 5 月 31 日に欧州化学工業連盟 (CEFIC) から、米国および中国、台湾を原産とする硫酸塩の輸入にダンピングが見られるという申し立てを受け、2006 年 7 月 13 日にアンチダンピング手続きを開始した。調査の結果、欧州委員会規則 No (EC) No 390/2007 により、当該製品の輸入に対して 6 ヶ月間、下記の暫定アンチダンピング関税を課することが決定された。同規則は 2007 年 4 月 13 日より施行。

| 国  | 企業名                                                  | 関税率    | TARIC<br>追加コード |
|----|------------------------------------------------------|--------|----------------|
| 米国 | E.I. DuPont De Nemours, Wilmington, Delaware         | 10.6 % | A818           |
|    | FMC Corporation, Tonawanda, New York                 | 39.0 % | A819           |
|    | その他すべての企業                                            | 39.0 % | A999           |
| 中国 | ABC Chemicals (Shanghai) Co., Ltd, Shanghai          | 0%     | A820           |
|    | Degussa-AJ (Shanghai) Initiators Co., Ltd, Shanghai  | 14.4 % | A821           |
|    | Hebei Yatai Electrochemistry Co., Ltd, Wang Jia Jing | 0 %    | A822           |
|    | その他すべての企業                                            | 67.4 % | A999           |
| 台湾 | San Yuan Chemical Co., Ltd, Chiayi                   | 22.6 % | A823           |
|    | その他すべての企業                                            | 22.6 % | A999           |

出所：欧州委員会規則 No (EC) No 390/2007

### 炭酸バリウム

- 中国を原産とする炭酸バリウムの輸入に暫定アンチダンピング関税を課する 2005 年 1 月 28 日付欧州委員会規則 (EC) No 145/2005 (2005 年 1 月 29 日付官報 L27 掲載)
- 中国を原産とする炭酸バリウムの輸入に確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2005 年 7 月 18 日付理事会規則 (EC) No 1175/2005 (2005 年 7 月 21 日付官報 L189 掲載)
- 理事会規則 (EC) No 1175/2005 の誤記訂正 (2006 年 7 月 4 日付官報 L181 掲載)

中国を原産とする炭酸バリウムの輸入に対しては、理事会規則 (EC) No 145/2005 により、20.6%から 60.8%の暫定アンチダンピング関税が課されていた。その後、欧州委員会の調査によって、ダンピングされた当該製品の輸入により域内産業に実質的な損害があったことが確認された。このため理事会規則 (EC) No 1175/2005 により、当該製品の輸入には下記の確定アンチダンピング関税を課税することが決定された。同規則は 2005 年 7 月 22 日に発効。

| 国  | 企業名                                                                                                                         | 関税率<br>(EUR/トン) | TARIC<br>追加コード |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------|
| 中国 | Hubei Jingshan Chutian Barium Salt Corp. Ltd<br>62, Qinglong Road, Songhe Town, Jingshan<br>County, Hubei Province, PRC     | 6.3             | A606           |
|    | Zaozhuang Yongli Chemical Co. Ltd.<br>South Zhuzibukuang Qichun, Zaozhuang City Center<br>District, Shangdong Province, PRC | 8.1             | A607           |
|    | その他すべての企業                                                                                                                   | 56.4            | A999           |

出所：理事会規則 (EC) No 1175/2005 (2006 年 7 月 6 日付官報 L181 の誤記訂正済み)

### シリコンカーバイド

- 中華人民共和国、ロシア連邦、ウクライナを原産とするシリコンカーバイド（ケイ素炭化カルシウム）の輸入に対し確定アンチダンピング関税を課し、欧州委員会決定 94/202/EC によって受諾された保証を延長する 2000 年 5 月 22 日付理事会規則（EC）No 1100/2000（2000 年 5 月 26 日付官報 L125 掲載）
- 中華人民共和国、ロシア連邦、ウクライナを原産とするシリコンカーバイド（ケイ素炭化カルシウム）の輸入に対する確定アンチダンピング関税を課する理事会規則（EC）No 1100/2000 を改正し、欧州委員会決定 94/202/EC を延長する 2004 年 5 月 17 日付理事会規則（EC）No 991/2004（2004 年 5 月 24 日付官報 L182 掲載）
- 特にウクライナを原産とするシリコンカーバイド（ケイ素炭化カルシウム）の輸入に関するアンチダンピング手続きに関連して提供された保証を受諾する 2004 年 5 月 18 日付欧州委員会決定 2004/498/EC（2004 年 5 月 20 日付官報 L183 掲載）
- 特にウクライナを原産とするシリコンカーバイド（ケイ素炭化カルシウム）の輸入に関するアンチダンピング手続きに関連して提供された保証を受諾する 2004 年 11 月 19 日付欧州委員会決定 2004/782/EC（2004 年 11 月 20 日付官報 L344 掲載）
- ウクライナを原産とするシリコンカーバイド（ケイ素炭化カルシウム）の輸入に適用するアンチダンピング措置の部分的中間見直しを終了する 2005 年 5 月 23 日付理事会規則（EC）No 779/2005（2005 年 5 月 25 日付官報 L131 掲載）
- 規則（EC）No 384/96 の第 11 条（2）に基づく終了見直しにより、ロシアおよびウクライナを原産とするシリコンカーバイド（ケイ素炭化カルシウム）の輸入に適用されるアンチダンピング措置に関する調査を終了し、中国を原産とする同製品に確定アンチダンピング関税を課する 2006 年 8 月 21 日付理事会規則（EC）No1264/2006（2006 年 8 月 25 日付官報 L232 掲載）

ウクライナおよびロシア、中国を原産とするシリコンカーバイドの輸入には、理事会規則（EC）No 1100/2000 およびその改正規則によって、確定アンチダンピング関税が課されてきた。その後、ウクライナの輸出メーカー1社から提供された保証が欧州委員会決定 2004/498/EC によって受諾され、2004 年 5 月 21 日から 6 ヶ月間、当該製品の輸入が登録された。同保証は、EU 拡大による影響について欧州委員会が見直しを行った際に受け入れられたもので、その後の調査の結果、欧州委員会決定 2004/782/EC によって、同保証は 2005 年 5 月 20 日を最終期限として受諾継続された。その後、ウクライナの同社からの当該措置の中間見直しの要請に基づき、欧州委員会が調査を行った結果、同社が市場経済地位取得のための基準を満たしておらず、また同社がウクライナ唯一の製造業者であるため、「個別取り扱い（individual treatment/IT）」の適用外となることなどが判明したほか、引き続きダンピングが確認された。これらから、理事会規則（EC）No 779/2005 では、当該措置の部分的中間見直しを終了し、理事会規則（EC）No 1100/2000 による確定アンチダンピング措置を引き続き適用することが規定された。

また、欧州委員会は、2005 年 2 月 24 日に欧州化学工業連盟（CEFIC）から提出された終了見直しおよび現行措置の内容についての中間見直しの申し立てに対し、2005 年 5 月 26 日付官報でこれらに対する調査に着手することを告示した。調査の結果、ウクライナとロシアについてはダンピングが継続または再発する可能性はないとした一方、中国に関してはダンピングが続いており、今後も継続する可能性があると判断された。これらから、理事会規則（EC）No1264/2006 により、ウクライナおよびロシアからの輸入に適用されるアンチダンピング関税が廃止され、現在は中国からの輸入に対してのみ 52.6%の確定アンチダンピング関税が課されている。同規則は 2006 年 8 月 25 日より施行。

#### **タングステンカーバイド**

- **中華人民共和国を原産とするタングステンカーバイドおよび溶解タングステンカーバイドの輸入に確定アンチダンピング関税を課する 2004 年 12 月 22 日付理事会規則 (EC) No 2268/2004 (2004 年 12 月 31 日付官報 L395 掲載)**
- **理事会規則 (EC) No 2268/2004 を改正する 2005 年 7 月 26 日付理事会規則 (EC) No 1275/2005 (2005 年 8 月 3 日付官報 L202 掲載)**

中国を原産とするタングステンカーバイドおよび溶解タングステンカーバイドの輸入に対しては理事会規則（EEC）No 2737/90 によって 33%の確定アンチダンピング関税が課されており、その後の見直し調査の結果、理事会規則（EC）No 771/98 により同措置の期限が 5 年間延長された。理事会規則（EC）No 771/98 による延長期限が終了間近となった 2003 年 1 月 9 日に、EU 域内の当該製品の製造業者代表 Eurometaux による措置満了見直しの要請を受け、欧州委員会は調査に着手した。見直し調査の結果、当該製品の輸入に引き続きダンピングが見られ、現状の措置を維持することが適当であるという結論に達したため理事会規則（EC）No 2268/2004 により、当該製品に対して 33%のアンチダンピング関税を課することが決定した。同規則は 2005 年 1 月 1 日に発効した。規則（EC）No 771/98 による措置の満了見直し調査実施中に、欧州委員会は、Eurometaux から、現行措置対象製品と同様な新製品が市場に出回っており、当該の措置を新製品タイプにも適用することを求める要請を受けた。諮問委員会による協議の結果、欧州委員会は 2004 年 3 月 31 日に同見直し調査に着手した。この結果、新製品タイプと措置対象製品は同一の製品であると判断され、当該製品に類似した新たな製品タイプにも現行のアンチダンピング措置を適用することが決定された。このため、理事会規則（EC）No 1275/2005 では、規則（EC）No 2268/2004 を改正し、当該の確定アンチダンピング措置の対象に同新製品タイプを含むものと規定した。同規則は 2005 年 8 月 4 日に発効。

### ジヒドロミルセノール

- インドを原産とするジヒドロミルセノールの輸入に暫定アンチダンピング関税を課する 2007 年 7 月 27 日付欧州委員会規則 (EC) No 896/2007 (2007 年 7 月 28 日付官報 L196 掲載)

欧州委員会規則 (EC) No 896/2007 は、インドを原産とするジヒドロミルセノールの輸入に対し暫定アンチダンピング関税を課することを規定したものである。2006 年 9 月 29 日に欧州委員会は、域内の製造業者 2 社から、当該製品の輸入にダンピングの事実が見られ、域内産業が実質的な損害を受けているとして保護を求める申し立てを受け、2006 年 11 月 11 日にアンチダンピング手続きを開始した。調査の結果、当該製品の輸入にダンピングが見られ、域内産業が同輸入により実質的な損害を受けたと判断された。このため、欧州委員会規則 (EC) No 896/2007 により当該製品の輸入に対して、3.3%～7.5%の暫定アンチダンピング関税を課税することが決定された。同規則は 2007 年 7 月 29 日より 6 ヶ月間適用される。

### 酒石酸

- 中国を原産とする酒石酸の輸入に暫定アンチダンピング関税を課する 2005 年 7 月 27 日付欧州委員会規則 (EC) No 1259/2005 (2005 年 7 月 30 日付官報 L200 掲載)
- 中国を原産とする酒石酸の輸入に確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2006 年 1 月 23 日付理事会規則 (EC) No 130/2006 (2006 年 1 月 27 日付官報 L23 掲載)

欧州委員会規則 (EC) No 1259/2005 は、中国を原産とする酒石酸の輸入に対し暫定アンチダンピング関税を課することを規定したものである。2004 年 9 月 24 日に欧州委員会は、Legré-Mante SA をはじめとする域内企業 5 社から、当該製品の輸入にダンピングの事実が見られ、域内産業が実質的な損害を受けているとして保護を求める申し立てを受け、2004 年 10 月 30 日にアンチダンピング手続きを開始した。調査の結果、当該製品の輸入にダンピングが見られ、域内産業が同輸入により実質的な損害を受けたと判断された。このため、欧州委員会規則 (EC) No 1259/2005 により当該製品の輸入に対して、2.4%～34.9%の暫定アンチダンピング関税を課税することが決定された。その後の詳細な調査の結果、理事会規則 (EC) No 130/2006 では、当該製品の輸入に下記の確定アンチダンピング関税を課税することを決定した。同規則は 2006 年 1 月 28 日に発効。

| 企業名 | 関税率 (%) | TARIC |
|-----|---------|-------|
|-----|---------|-------|

|                                                                                          |      | 追加コード |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|
| Hangzhou Bioking Biochemical Engineering Co., Ltd, Hangzhou, People's Republic of China. | 0.0  | A687  |
| Changmao Biochemical Engineering Co., Ltd, Changzhou City, People's Republic of China.   | 10.1 | A688  |
| Ninghai Organic Chemical Factory, Ninghai, People's Republic of China.                   | 4.7  | A689  |
| その他すべての企業                                                                                | 34.9 | A999  |

出所：理事会規則（EC）No 130/2006

### サルファ剤抗菌薬

- インドを原産とするサルファ剤抗菌薬の輸入に関するアンチダンピング手続きおよび相殺関税手続きに関連して提供された保証を受諾する 2005 年 12 月 5 日付欧州委員会決定 2006/37/EC（2006 年 1 月 26 日付官報 L22 掲載）
- 特にインドを原産とするサルファ剤抗菌薬の輸入に確定アンチダンピング関税を課する規則（EC）No 1338/2002 および同製品の輸入に相殺関税を課する規則（EC）No 1339/2002 を改正する 2006 年 1 月 23 日付理事会規則（EC）No 123/2006（2006 年 1 月 26 日付官報 L22 掲載）

インドおよび中国を原産とするサルファ剤抗菌薬の輸入には、理事会規則（EC）No 1339/2002 により、それぞれ 18.3%、21.0%の確定アンチダンピング関税が課されていた。このうちインドの 1 社（Kokan Synthetics & Chemicals Pvt Ltd）については、欧州委員会決定 2002/611/EC により保証が受諾されたため、同措置の適用除外となっていたが、2003 年 12 月に同社は提供した保証を自主的に取り下げ、その結果、決定 2004/255/EC により決定 2002/611/EC は廃止となった。その後、中国の輸出業者がアンチダンピング関税の一部または全部を吸収負担していることが判明し、理事会規則（EC）No 236/2004 により中国の関税率が 21.0%から 33.7%に変更された。また、インドの 1 社から提供された保証が欧州委員会決定 2006/37/EC により受諾されたことに伴い、理事会規則（EC）No 123/2006 により同社を当該措置の適用対象から除外することが規定された。同規則は 2006 年 1 月 27 日に発効。

なお、当該製品については、以上のアンチダンピング関税措置と並行して相殺関税措置も適用されている。詳細は「EU 輸入管理その他 IV. 補助金規制 詳細」を参照されたい。

### シクラミン酸ナトリウム

- 中華人民共和国製およびインドネシア製のシクラミン酸ナトリウムの輸入に暫定アンチダンピング税を課す欧州委員会規則（EC）No.1627/2003（2003 年 9 月 18 日官報 L232 掲載）

- 中華人民共和国およびインドネシア製のシクラミン酸ナトリウムの輸入に確定アンチダンピング税を課し、暫定税を最終的に徴収する 2004 年 3 月 8 日付理事会規則 (EC) No.435/2004 (2004 年 3 月 11 日付官報 L 072 掲載)
- 中華人民共和国を原産とするシクラミン酸ナトリウムの輸入に関するアンチダンピング関税の吸収負担に関する手続きを終了する 2005 年 12 月 19 日付欧州委員会決定 2005/944/EC (2005 年 12 月 24 日付官報 L342 掲載)

欧州委員会は 2002 年 12 月、EU 域内の唯一のシクラミン酸ナトリウムの生産者であるスペインの Productos Aditivos SA の訴えにより、中華人民共和国およびインドネシア製の当該製品を対象として調査を開始した。その結果、欧州委員会規則 (EC) No.1627/2003 により、当該製品の輸入に 5.8～29.5%の暫定アンチダンピング関税を課することが決定された。その後の詳細な調査の結果、理事会規則 (EC) No.435/2004 では、当該製品の輸入に対し下記の確定アンチダンピング関税を課することを決定した。

| 国         | 企業名                                    | 税率<br>(ユーロ／<br>キロ) | TARIC<br>追加コード |
|-----------|----------------------------------------|--------------------|----------------|
| 中華人民共和国製品 | Fang Da Food Additive (Shen Zhen) の製品  | 0                  | A471           |
|           | Fang Da Food Additive (Yang Quan) の製品  | 0                  | A472           |
|           | Golden Time Enterprise (Shen Zhen) の製品 | 0.11               | A473           |
|           | その他                                    | 0.26               | A999           |
| インドネシア製品  | PT Golden Sari の製品                     | 0.24               | A502           |
|           | その他                                    | 0.27               | A999           |

出所：2004 年 3 月 8 日付理事会規則 (EC) No.435/2004

その後、欧州委員会は、2005 年 3 月 14 日に Productos Aditivos SA から同措置に対する再調査の申し立てを受け、2005 年 4 月 27 日に同調査に着手した。当初、同措置の適用後、中国の輸出業者がアンチダンピング関税の一部または全部を吸収負担している疑いがあると示唆されていたが、調査の結果、吸収負担の事実はなかったと判断し、欧州委員会決定 2005/944/EC により同措置の再調査を終了した。

#### グリホサート

- 中華人民共和国を原産とする特定のグリホサートの輸入に対し確定アンチダンピング関税を課する 2004 年 9 月 24 日付理事会規則 (EC) No 1683/2004 (2004 年 9 月 30 日付官報 L303 掲載)

中国、マレーシア、台湾を原産とする特定の除草剤（グリホサート）の輸入には、理事会規則 (EC) No 368/98 およびその改正規則 (EC) No 1086/2000 により、マレーシアと台湾の特定企業 1 社ずつを例外とし、48%の確定アンチダンピング関税を課す措

置がとられてきた。その後、理事会規則（EC）No 368/98 による措置の見直しの結果、理事会規則（EC）No 1683/2004 では、当該製品の輸入に対して下記のアンチダンピング関税を 2004 年 10 月 1 日から 5 年間適用することを決定した。

| 国       | 対象企業                                                                                                                                                  | TARIC<br>追加コード | 税率     |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------|
| 中華人民共和国 | すべての輸出メーカー                                                                                                                                            | —              | 29.9 % |
| マレーシア   | 下記企業を除くすべての企業<br>Crop Protection (M) Sdn. Bhd.,<br>Lot 746, Jalan Haji 4 1/2 Miles, off Jalan<br>Kapar 42100 Klang, Selangor Darul Ehsan,<br>Malaysia | A309           |        |
| 台湾      | 下記企業を除くすべての企業<br>Sinon Corporation<br>No 23, Sec 1, Mei Chuan W. Rd,<br>Taichung, Taiwan                                                              | A310           |        |

出所：理事会規則（EC）No 1683/2004 を基に作成

## 2-フルアルデヒド

- 規則（EC）No 384/96 の第 11 条（2）に基づき終了見直しにより中華人民共和国を原産とする 2-フルアルデヒドの輸入に確定アンチダンピング関税を課する 2005 年 4 月 25 日付理事会規則（EC）No 639/2005（2005 年 4 月 28 日付官報 L107 掲載）

中国を原産とする 2-フルアルデヒドの輸入に対しては理事会規則（EC）No 95/95 により、1 トンあたり 352 ユーロの特別関税を課す確定アンチダンピング措置が適用されてきたが、その後、中国の輸出業者からの要請により、1997 年 5 月に中間見直しが始まり、規則（EC）No 2722/1999 により同措置はさらに 4 年間延長された。

規則（EC）No 2722/1999 による措置の終了期限間近となった 2003 年 9 月 13 日に、Furfural Español SA および Lenzing AG の 2 社が EU 域内の当該製品製造業者を代表して欧州委員会に同措置の見直しの要請を行った。これを受け、欧州委員会は見直し調査に着手することを 2003 年 12 月 18 日付官報で告示した。調査の結果、当該製品の輸入にダンピングが見られ、当該措置を継続しなければ、域内産業は深刻な実害を受けるという結論に達した。これらを受け、理事会規則（EC）No 639/2005 では、当該製品の輸入に対し、1 トンあたり 352 ユーロの確定アンチダンピング関税を課することが規定された。同規則は 2005 年 4 月 28 日に発効。

## クマリン

- 中華人民共和国を原産とするクマリンの輸入に確定アンチダンピング関税を課する規則 No 769/2002 を、インドまたはタイを原産とすると申告されたかどうかに関わらず、インドまたはタイから出荷されたクマリンの輸入に拡大する 2004 年 12 月 22 日付理事

会規則 (EC) No 2272/2004 (2004 年 12 月 31 日付官報 L396 掲載)

- 中華人民共和国を原産とするクマリンについて、インドまたはタイを原産とすると申告されたかどうかに関わらず、インドまたはタイから出荷された輸入に対し、規則 No 769/2002 で課したアンチダンピング措置の回避策に対抗する調査に関連して提供された保証を受諾する 2005 年 1 月 3 日付欧州委員会決定 2005/3/EC (2005 年 1 月 4 日付官報 L1 掲載)
- 中国を原産とするクマリンの輸入に対し理事会規則 (EC) No 769/2002 により課されたアンチダンピング措置を、インドネシアまたはマレーシア原産と申告したかどうかに関わらず、これらの国から出荷・輸入することで回避している可能性について調査を開始し、これらの輸入を登録の対象とする 2006 年 3 月 28 日付欧州委員会規則 (EC) No 499/2006 (2006 年 3 月 29 日付官報 L91 掲載)
- 中国を原産とするクマリンの輸入に対し理事会規則 (EC) No 769/2002 により課されたアンチダンピング措置を、インドネシアまたはマレーシア原産とすると申告したかどうかに関わらず、これらの国から出荷された同製品の輸入に拡大適用する 2006 年 11 月 7 日付理事会規則 (EC) No 1650/2006 (2006 年 11 月 10 日付官報 L311 掲載)

中国を原産とするクマリンの輸入には、理事会規則 (EC) No 600/96 および理事会規則 (EC) No 769/2002 により 1 トン当たり 3,479 ユーロのアンチダンピング関税が課されてきた。その後、欧州委員会は、2004 年 2 月に欧州化学工業連盟 (European Chemical Industry Council/CEFIC) から、当該製品の迂回輸出によるアンチダンピング措置の回避が見られるという申し立てを受けた。これに対し、欧州委員会は欧州委員会規則 (EC) No 661/2004 により調査を開始し、同時に、関税当局に対しては、インドまたはタイを原産とすると申告されたかどうかに関わらず、両国からの輸入を登録するよう指示した。調査結果から、インドからの出荷に関しては中国産製品の積み替えおよび中国産製品に若干の加工を加えた再輸出およびタイに関しては中国産製品の積み替えによる輸出の増加のほか、これらの輸入にはダンピングが認められた。これらから当該製品の迂回輸出の事実が判明し、インドおよびタイから出荷された同製品の輸入に対しても当該措置を拡大適用することが理事会規則 (EC) No 2272/2004 により規定され、2005 年 1 月 1 日に発効した。また、2006 年 2 月 13 日に欧州化学工業連盟 (CEFIC) は、当該製品がインドネシアおよびマレーシアを経由した迂回輸出によって、アンチダンピング措置を回避している疑いがあるとし、欧州委員会に調査を要請した。これを受け、欧州委員会規則 (EC) No 499/2006 により、両国から出荷された当該製品のアンチダンピング措置回避の可能性についての調査が開始され、当該製品の輸入は 2006 年 3 月 30 日より 9 ヶ月間、関税当局によって登録された。調査の結果、両国を経由した迂回輸出の事実が認められ、アンチダンピング措置回避に当たると判断された。このため、理事会規則 (EC) No 1650/2006 では、インドネシアまたはマレーシアから出荷された

同製品に対し、両国を原産とすると申告したかどうかに関わらず規則 (EC) No 769/2002 により規定された確定アンチダンピング関税を課税することを規定した。同規則は 2006 年 11 月 11 日に発効。

#### 塩素化イソシアヌル

- 中華人民共和国および米国を原産とする塩素化イソシアヌル酸の輸入に暫定アンチダンピング関税を課税する 2005 年 4 月 7 日付欧州委員会規則 (EC) No 538/2005 (2005 年 4 月 8 日付官報 L89 掲載)
- 中華人民共和国および米国を原産とする塩素化イソシアヌル酸の輸入に確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2005 年 10 月 3 日付理事会規則 (EC) No 1631/2005 (2005 年 10 月 7 日付官報 L261 掲載)

欧州委員会は、欧州化学工業連盟 (CEFIC) の申し立てに基づき、中国を原産とする塩素化イソシアヌル酸の輸入に関するアンチダンピング手続き開始を告示した。また、2004 年 8 月 30 日には塩素化イソシアヌル酸の製造業者らの代表の申し立てを受け、米国を原産とする同製品の輸入についても同様にアンチダンピング手続きを開始することが 2004 年 10 月 13 日付官報で告示された。これらに関する調査では、両国からのダンピングされた輸入製品の市場流入により域内産業が実害を受けていると暫定的に判断された。このため、欧州委員会規則 (EC) No 538/2005 により、中国および米国を原産とする当該製品の輸入にそれぞれ 9.2～40.3%、20.8～33.8%の暫定アンチダンピング関税を課することが規定された。その後、詳細調査を完了した結果、理事会規則 (EC) No 1631/2005 では、当該製品の輸入に対し、下記の確定アンチダンピング関税を課することを決定した。同規則は 2005 年 10 月 8 日に発効。

| 国  | 企業名                               | 関税率   | TARIC 追加コード |
|----|-----------------------------------|-------|-------------|
| 中国 | Hebei Jiheng Chemical Co. Limited | 8.1%  | A604        |
|    | Puyang Cleanway Chemicals Limited | 7.3%  | A628        |
|    | Heze Huayi Chemical Co. Limited   | 14.1% | A629        |
|    | Zhucheng Taisheng Chemical Co.    | 40.5% | A627        |
|    | その他すべての企業                         | 42.6% | A999        |
| 米国 | Biolab Inc.                       | 7.4%  | A594        |
|    | Clearon Inc.                      | 8.1%  | A596        |
|    | その他すべての企業                         | 25.0% | A999        |

出所：欧州委員会規則 (EC) No 1631/2005

#### 硝酸アンモニウム・尿素

- 特にアルジェリアを原産とする硝酸アンモニウム・尿素溶液の輸入に対して確定アンチダンピング関税を課する理事会規則 (EC) No 1995/2000 の新規輸出業者の見直しに

着手し、同国の1輸出業者からの輸入に対するアンチダンピング関税を廃止し、これらの輸入に関して登録制とする2004年10月15日付欧州委員会規則(EC)No 1795/2004(2004年10月16日付官報L317掲載)

- 理事会規則(EC) No 1995/2000の新規輸出業者の見直しを終了する2005年7月12日付理事会規則(EC) No 1113/2005(2005年7月15日付官報L184掲載)
- 理事会規則(EC) No 384/96の第11条(2)に基づく終了見直しにより、アルジェリア、ベラルーシ、ロシア、ウクライナを原産とする硝酸アンモニウム・尿素溶液の輸入に対して確定アンチダンピング関税を課する2006年12月19日付理事会規則(EC) No 1911/2006(2006年12月21日付官報L365掲載)

理事会規則(EC) No 1995/2000により、アルジェリアを原産とする硝酸アンモニウムと尿素の混合溶液の輸入に対しては確定アンチダンピング関税を課す措置がとられてきた。その後、アルジェリアのメーカーFertial SPAから新規輸出業者の見直し調査の要請を受け、欧州委員会は欧州委員会規則(EC) No 1795/2004により同社に対する個別の税率を確定するための見直しを開始した。同規則により、2004年10月17日より9ヵ月間、同社に対する関税は停止され、輸入時に税関で記録がとられることが決定された。見直し調査の結果、理事会規則(EC) No 1113/2005では、同社に対してアルジェリアの他の企業と同様の税率(1トンあたり6.88ユーロ)を適用することが決定された。同規則は2005年7月16日に発効。

規則(EC) No 1995/2000による現行措置の期限終了間近となった2005年6月20日に、欧州委員会は欧州肥料製造業者協会(European Fertiliser Manufacturers Association/EFMA)から終了見直しの申し立てを受け、これに基づき、2005年9月22日に調査に着手した。同調査では、EFMAの申し立てに基づき、アルジェリア、ベラルーシ、ロシア、ウクライナを原産とする硝酸アンモニウムと尿素の混合溶液の輸入が対象とされた。調査の結果、理事会規則(EC) No 1911/2006により下記の確定アンチダンピング措置が決定された。ただし、アルジェリアの1社Fertalge Industires spaについては、保証が受け入れられたため適用除外となる。同規則は2006年12月21日に発効。

| 国      | 企業名                    | 関税率<br>(ユーロ/トン) | TARIC<br>追加コード |
|--------|------------------------|-----------------|----------------|
| アルジェリア | すべての企業                 | 6.88            | A999           |
| ベラルーシ  | すべての企業                 | 17.86           | -              |
| ロシア    | JSC Nevinnomyssky Azot | 17.80           | A176           |
|        | その他すべての企業              | 20.11           | A999           |
| ウクライナ  | すべての企業                 | 26.17           | -              |

出所：欧州委員会規則(EC) No 1911/2006

## 尿素

- ベラルーシおよびブルガリア、クロアチア、エストニア、リビア、リトアニア、ルーマニア、ウクライナを原産とする尿素的輸入に対し暫定アンチダンピング関税を課しブルガリアの輸出製造業者から提供された保証を受諾し、エジプトとポーランドからの輸入に関する手続きを終了する 2001 年 7 月 20 日付欧州委員会規則 (EC) No 1497/2001 (2001 年 7 月 21 日付官報 L197 掲載)
- ベラルーシおよびブルガリア、クロアチア、エストニア、リビア、リトアニア、ルーマニア、ウクライナを原産とする尿素的輸入に対し確定アンチダンピング関税を課し暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2002 年 1 月 17 日付欧州委員会規則 (EC) No 92/2002 (2002 年 1 月 19 日付官報 L17 掲載)
- ベラルーシおよびブルガリア、クロアチア、エストニア、リビア、リトアニア、ルーマニア、ウクライナを原産とする尿素的輸入に対し暫定アンチダンピング関税を課し、ブルガリアの輸出業者から提供された保証を受諾し、エジプトとポーランドからの輸入に関する手続きを終了する規則 (EC) No 1497/2001 を改正する 2005 年 12 月 19 日付欧州委員会規則 (EC) No 2082/2005 (2005 年 12 月 20 日付官報 L333 掲載)
- 欧州委員会規則 (EC) No 92/2002 を改正する 2006 年 1 月 13 日付理事会規則 (EC) No 73/2006 (2006 年 1 月 18 日付官報)

ベラルーシおよびブルガリア、クロアチア、エストニア、リビア、リトアニア、ルーマニア、ウクライナを原産とする尿素的輸入に対しては、欧州委員会規則 (EC) No 1497/2001 により 1 トン当たり 4.12～18.80 ユーロの暫定アンチダンピング関税が課税されていた。その後の詳細な調査の結果、これらの国からのダンピングされた製品の EU 域内市場への流入により、域内産業に実質的な損害をおよぼしたと判断され、欧州委員会規則 (EC) No 92/2002 では、当該製品の輸入に対し、下記の確定アンチダンピング関税を課することを規定した。同規則は 2002 年 1 月 20 日に発効。なお、規則 (EC) No 1497/2001 により保証が受諾されていたブルガリアの 1 社については同措置の適用対象から除外されていたが、その後、同社が保証の条件に違反したため、同保証は欧州委員会規則 (EC) No 2082/2005 により撤回された。これに伴い、理事会規則 (EC) No 73/2006 では規則 (EC) No 92/2002 で規定された税率のうち、ブルガリアの税率を修正した。

| 国     | 企業名    | 暫定アンチダンピング関税率<br>(ユーロ/トン) | TARIC<br>追加コード |
|-------|--------|---------------------------|----------------|
| ベラルーシ | すべての企業 | 7.81                      | -              |
| ブルガリア | すべての企業 | 21.43                     | -              |

|       |                                                    |       |      |
|-------|----------------------------------------------------|-------|------|
| クロアチア | すべての企業                                             | 9.01  | -    |
| エストニア | すべての企業                                             | 11.45 | -    |
| リビア   | すべての企業                                             | 11.55 | -    |
| リトアニア | すべての企業                                             | 10.05 | -    |
| ルーマニア | S.C. Amonil SA, Slobozia                           | 7.20  | A264 |
|       | Petrom SA Sucursala Doljchim Craiova, Craiova      | 6.18  | A265 |
|       | Sofert SA, Bacau                                   | 8.01  | A266 |
|       | その他すべての企業                                          | 8.01  | A999 |
| ウクライナ | Open Joint Stock Company Cherkassy Azot, Cherkassy | 16.27 | A268 |
|       | Joint Stock Company DniproAzot, Dniprodzerzinsk    | 8.85  | A269 |
|       | その他すべての企業                                          | 16.84 | A999 |

出所：欧州委員会規則（EC）No 92/2002（理事会規則（EC）No 73/2006 による改正を反映済み）

注：エストニアおよびリトアニアは 2004 年 5 月、ルーマニアおよびブルガリアは 2007 年 1 月に EU 加盟

### 硝酸塩

- ロシアを原産とする硝酸アンモニウムの輸入に対し確定アンチダンピング関税を課す 2002 年 4 月 15 日付理事会規則（EC）No 658/2002（2002 年 4 月 18 日付官報 L102 掲載）
- ロシア連邦およびウクライナを原産とする硝酸アンモニウムの輸入に関するアンチダンピング手続きに関連して提供された保証を受諾し、ロシア連邦およびウクライナを原産とする硝酸アンモニウムの輸入を登録の対象とする 2004 年 5 月 18 日付欧州委員会規則（EC）No 1001/2004（2004 年 5 月 20 日付官報 L183）
- ロシア連邦およびウクライナを原産とする硝酸アンモニウムの輸入に関するアンチダンピング手続きに関連して提供された保証を受諾し、ロシア連邦およびウクライナを原産とする硝酸アンモニウムの輸入を登録の対象とする 2004 年 11 月 19 日付欧州委員会規則（EC）No 1996/2004（2004 年 11 月 20 日付官報 L344 掲載）
- 理事会規則（EC）No 658/2002 および特にウクライナを原産とする硝酸アンモニウムの輸入に確定アンチダンピング関税を課する規則（EC）No 132/2001 を規則（EC）No 384/96 の 11 条（3）に従い部分的中間見直しにより改正する 2005 年 6 月 21 日付理事会規則（EC）No 945/2005（2005 年 6 月 23 日付官報 L160 掲載）
- 規則（EC）No 384/96 の第 11 条（2）に基づく終了見直しによりウクライナを原産とする硝酸塩の輸入に確定アンチダンピング関税を課する 2007 年 4 月 19 日付理事会規則（EC）No 442/2007（2007 年 4 月 24 日付官報 L106 掲載）

ロシアを原産とする当該製品の輸入には、理事会規則（EC）No 658/2002 により、1 ト

ン当たり 47.07 ユーロ、またウクライナを原産とする当該製品の輸入には、理事会規則 (EC) No 132/2001 により、1 トン当たり 33.25 ユーロの確定アンチダンピング関税が課されている。その後、欧州委員会規則 (EC) No 1001/2004 によりウクライナの輸出メーカー1 社、ロシアの 2 社から提供された保証が受け入れられ、当該製品の輸入を 6 ヶ月間登録することになった。同保証については、ウクライナおよびロシアから新規加盟 10 ヶ国への当該製品の輸入状況にその後変化がないかどうかの評価・分析が行われた結果、欧州委員会規則 (EC) No 1996/2004 によって、2005 年 5 月 20 日を最終期限として受諾継続することとなった。

2004 年 3 月に欧州委員会は欧州肥料製造者協会 (European Fertiliser Manufacturers Association/EFMA) から、理事会規則 (EC) No 658/2002 および理事会規則 (EC) No 132/2001 によるアンチダンピング措置の適用範囲について、新製品タイプも含めて検証するよう申し立てを受けた。同申し立てを受け、欧州委員会は 2004 年 7 月 2 日に当該製品の定義に関して部分的中間見直しを開始した。調査の結果、この新製品タイプは硝酸アンモニウムの含有量が重量比 80%を超える場合にはリンおよびカリの含有量に関わらず同措置対象製品と同等の製品であるとみなすと判断された。これによって、重量比 28%を超える窒素を含有する硝酸アンモニウム肥料混合物には、硝酸アンモニウム含有比率によって現状の措置を課するものとした。また、税関手続きと関税の適用を平易化するために、リンおよび、またはカリを含有した混合物に対する税率は、これらの含有量が同重量比 3%未満、3%以上 6%未満、6%以上 9%未満、9%以上ただし 12%を超えない、の 4 つの税率帯に分けられた。このほか、これまで当該措置の対象製品は単に「硝酸アンモニウム」とされていたが、当該新製品タイプとの混同を避け、定義を明瞭化するため、「硝酸アンモニウムが重量比 80%を超える固形肥料」とすることが決定された。これらから、理事会規則 (EC) No 945/2005 では、理事会規則 (EC) No 658/2002 および理事会規則 (EC) No 132/2001 を改正し、確定アンチダンピング関税の対象に新タイプの製品を含むこととし、確定アンチダンピング関税率はそれぞれ更新された。理事会規則 (EC) No 945/2005 は 2005 年 6 月 23 日より施行。

欧州委員会は、2005 年 10 月 25 日に EFMA の終了見直しの申し立てを受け、これに基づき 2006 年 1 月 26 日に見直し調査に着手することを通達した。見直し調査では、依然として一部でダンピングが継続しており、当該措置の導入後、域内産業の状況は改善してきたものの、措置が廃止されればダンピングされた製品の流入により域内市場価格の大幅下落が懸念されることなどが判明した。これらから、理事会規則 (EC) No 442/2007 では、ウクライナからの当該製品の輸入対するアンチダンピング措置を継続することを決定し、製品タイプごとに 29.26~33.25%の関税率が新たに規定された。同規則は 2007 年 4 月 25 日より施行。

## 塩化カリウム

- ベラルーシ共和国またはロシア連邦、ウクライナを原産とする塩化カリウムの輸入に確定アンチダンピング関税を課税する 1992 年 10 月 23 日付理事会規則 (EEC) No 3068/92 (1992 年 10 月 24 日付官報 L308 掲載)
- ベラルーシ共和国またはロシア連邦、ウクライナを原産とする塩化カリウムの輸入に課されたアンチダンピング関税に関し、理事会規則 (EEC) No 3068/92 を改正する 1994 年 3 月 21 日付理事会規則 (EC) No 643/94 (1994 年 3 月 24 日付官報 L80 掲載)
- ベラルーシ共和国またはロシア連邦、ウクライナを原産とする塩化カリウムの輸入に課されたアンチダンピング関税に関し、理事会規則 (EEC) No 3068/92 を改正する 1998 年 2 月 23 日付理事会規則 (EC) No 449/98 (1998 年 2 月 27 日付官報 L58 掲載)
- ベラルーシ共和国またはロシア連邦、ウクライナを原産とする塩化カリウムの輸入に確定アンチダンピング関税を課税する 2000 年 5 月 8 日付理事会規則 (EC) No 969/2000 (2000 年 5 月 11 日付官報 L112 掲載)
- 理事会規則 (EEC) No 3068/92 を改正する 2004 年 5 月 17 日付理事会規則 (EC) No 992/2004 (2004 年 5 月 19 日付官報 L182 掲載)
- ベラルーシ共和国またはロシア連邦、ウクライナを原産とする塩化カリウムの輸入に関するアンチダンピング手続きに関連して提供された保証を受け入れ、これらの輸入を登録の対象とする 2004 年 5 月 18 日付欧州委員会規則 (EC) No 1002/2004 (2004 年 5 月 20 日付官報 L183 掲載)
- ベラルーシ共和国またはロシア連邦、ウクライナを原産とする塩化カリウムの輸入に関するアンチダンピング手続きに関連して提供された保証を受け入れる規則 (EC) No 1002/2004 を改正する 2005 年 4 月 15 日付欧州委員会規則 (EC) No 588/2005 (2005 年 4 月 16 日付官報 L98 掲載)
- ベラルーシ共和国またはロシア連邦を原産とする塩化カリウムの輸入に関するアンチダンピング手続きに関連して提供された保証を受け入れ、これらの輸入を登録の対象とする 2005 年 6 月 6 日付欧州委員会規則 (EC) No 858/2005 (2005 年 6 月 7 日付官報 L143 掲載)
- 理事会規則 (EEC) No 3068/92 を改正する 11 月 14 日付理事会規則 (EC) No 1891/2005 (2005 年 11 月 19 日付官報 L302 掲載)
- ロシアを原産とする塩化カリウムの輸入に関するアンチダンピング手続きに関連して提供された保証を受け入れる 2005 年 10 月 17 日付欧州委員会決定 2005/802/EC (2005 年 11 月 19 日付官報 L302 掲載)
- ベラルーシおよびロシアを原産とする塩化カリウムの輸入に確定アンチダンピング関税を課す 2006 年 7 月 11 日付理事会規則 (EC) No 1050/2006 (2006 年 7 月 12 日付官報 L192 掲載)

● **欧州委員会決定2005/802/ECを改正する2006年8月8日付欧州委員会決定2006/557/EC**  
**(2006年8月9日付官報L218掲載)**

理事会規則（EEC）No 3068/92 は、ベラルーシおよびロシア、ウクライナを原産とする塩化カリウムの輸入に確定アンチダンピング関税を課税することを規定したものである。同規則は当初、塩化カリウムを酸化カリウムの含有量や形状により 5 種類に分類し、異なる固定税額を規定していたが、その後、当該措置によるアンチダンピング関税の回避が見られたため、理事会規則（EC）No 643/94 では関税率を塩化カリウム 1 トンあたりの固定税額または設定した最低価格と当該輸入製品の通関前の 1 トンあたりの価格の差のどちらか高い方を適用するという課税方法に改正した。

その後、理事会規則（EC）No 449/98 ではさらに同固定税額と最低価格が改正された。欧州委員会は、同措置の期限終了が迫った 1998 年 12 月に欧州塩化カリウム製造者協会から同措置の終了見直しの申し立てを受けた。欧州委員会による調査から、塩化カリウムの含有量が非常に高い特定の混合物がこれらの国から輸入されていたことが判明したが、これまで措置の対象とはされていなかった。このため、このような塩化カリウムを含む特定混合物に関しては、酸化カリウムの最低含有量を設定し、一定の割合以上の酸化カリウムを含む場合には、同アンチダンピング関税の適用対象とする必要があるという結論に達した。これらから、理事会規則（EC）No 969/2000 では、規則（EEC）No 3068/92 で決定したアンチダンピング関税を、酸化カリウムを含む特定混合物に拡大適用することが定められた。

また、2004 年 5 月の EU 拡大に際し、欧州委員会が独自に部分的中間見直しを行った結果、現行措置の一時的な手直しが必要であるとの結論に至った。これを受け、ベラルーシの塩化カリウム製造業者 1 社とロシアの製造業者 2 社がそれぞれ関連会社と合同で EU 新規加盟 10 ヶ国への輸出に対する保証を提供した。これは、アンチダンピング関税を課す代わりに最低輸入価格（MIP）を適用することで輸出価格を引き上げるというものであるが、一時的な特別措置であり、アンチダンピング関税と同等のものとはみなされない。これらの保証は、2004 年 5 月 18 日付欧州委員会規則（EC）No 1002/2004 により受諾された。同規則は 2004 年 5 月 21 日に発効し、12 ヶ月間適用される。保証が受諾されたこれらの企業が製造した当該製品に関しては、理事会規則（EC）No 992/2004 により規則（EEC）No 3068/92 を改正し、アンチダンピング関税の対象から除外するとともに、これらの製品の輸入を登録することが規定された。また、規則（EC）No 1002/2004 で保証が受諾されたロシアの JSC Uralkali が、合同で保証を提供した販売業者の変更に伴い、新たな販売会社とともに改正した保証を合同で提出し、これが欧州委員会規則（EC）No 588/2005 により受諾され、規則（EC）No 1002/2004 が改正された。

欧州委員会は 2005 年 4 月、ロシアとベラルーシの輸出企業に対するアンチダンピング

手続きの適用が 2005 年 5 月 21 日で失効するのに際して域内の産業界から見直しの要請を受けた。これに並行して、ベラルーシの輸出企業からも当該企業の扱いについて見直しの要請を受けた。これらに対する見直しの結果、規則（EC）No 1002/2004 および改正規則（EC）No 588/2005 によって受け入れられた保証は引き続き必要であるとの結論に至り、欧州委員会規則（EC）No 858/2005 によってベラルーシおよびロシアの輸出企業からの保証を受け入れた。同規則は 2005 年 6 月 8 日から 2006 年 4 月 13 日まで有効で、登録は 6 月 8 日から 6 ヶ月間実施される。

欧州委員会は、2004年1月にロシアのメーカーJSC UralkaliおよびJSC Silvinitから現行措置の部分的中間見直しを申し立てを受け、2004年4月に部分的中間見直し調査に着手していたが、調査の結果、ダンピング状況が改善されていると判断した。このため、理事会規則（EC）No 1891/2005により、規則（EEC）No 3068/92を改正して両社の個別の関税率を従価制でそれぞれ12.3%、23.0%とすることを決定した。ただし、両社から提供された保証はすでに受諾されているため、アンチダンピング関税の対象からは除外される。また、前述の規則（EC）No 858/2005で受諾された保証が2006年4月13日に終了した後は、新規加盟国への輸入に対してもEU既加盟15ヵ国向けの保証で決定されたより高い最低輸入価格（MIP）が適用されることになる。欧州委員会決定2005/802/ECの採択によって、この両社からの同保証は受諾された。

その後、ベラルーシ、ロシア、ウクライナに対する現行措置が2005年5月12日で失効するにあたり、2005年2月10日に欧州カリウム製造者協会（European Potash Producers Association）からロシアおよびベラルーシに対する措置の見直しの要請を受け、またベラルーシのメーカー、Republican Unitary Enterprise Production Amalgamation Belaruskali（Belaruskali）社からダンピングに関して部分的な中間見直しの要請を受け、欧州委員会はこれら2つの見直し調査に着手した。この結果、ウクライナについては見直しの要請がなかったため措置は失効した。理事会規則（EC）No 1050/2006では、ベラルーシおよびロシアに対する確定アンチダンピング措置がそれぞれ以下のように規定され、2006年7月13日に発効した。ただし、対象製品が欧州委員会の定める条件に則って輸入される場合は、以上の確定アンチダンピング措置は適用されない。これは、EU域内自由流通のための申告時に加盟国税関当局に提示されるインボイスに、同規則の付則IIに示された項目が漏れなく掲載されていることが条件となっている。インボイスに掲載する項目は、インボイスを発行する企業名、発行日、TARIC追加コード、EU域内の輸入業者の名称のほか、製品の正確な内容（アンチダンピング調査・保証に使用される製品コード番号／PCP、これに対応する製品の種類名、企業製品コード番号／CPC、CNコード、数量）や販売条件（トンあたり価格、支払い条件、配送条件、割引・リベート額）など9項目が規定されている。

#### ベラルーシ

- (a) 酸化カリウムの含有量が重量比40%超62%以下の製品および酸化カリウムの含有量が重量比62%超の製品について、輸入価格が付則I（下記表）に記載されている最低輸入価格（MIP）以上の場合、およびEU市場に自由流通される製品の輸入量が年間（暦年）70万トンに達した場合に27.5%の確定アンチダンピング関税を課す。なお、欧州委員会は早急にEU市場に自由流通される製品のベラルーシからの輸入量を管理するための法則を規則の形で採用することになっているが、この規則が施行されるまでの間については、年間70万トンの上限は適用されない。

| TARICコード      | 最低輸入価格（MIP）<br>ユーロ／トン（CIF） | TARIC<br>追加コード | 最低輸入価格（MIP）<br>ユーロ／トン（DAF） | TARIC<br>追加コード |
|---------------|----------------------------|----------------|----------------------------|----------------|
| 3104 20 50 10 | 114.3                      | A747           | 102.4                      | A748           |
| 3104 20 50 90 | 125.8                      | A749           | 113.0                      | A750           |
| 3104 20 90 00 | 124.1                      | A751           | 110.3                      | A752           |

出所：理事会規則（EC）No 1050/2006 付則 I

- (b) それ以外の製品について、27.5%の確定アンチダンピング関税を課す。

#### ロシア

ロシアの2企業、JSC SilvinitおよびJSC Uralkaliについては、下記の確定アンチダンピング関税が課される。

| CN コード                                                                                                                      | TARIC コード                                                                                                                                               | 企業名                                                                        | 関税率                                     | TARIC<br>追加コード                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------|
| 3104 20 10<br>3104 20 50<br>3104 20 90<br>ex 3105 20 10<br>ex 3105 20 90<br>ex 3105 60 90<br>ex 3105 90 91<br>ex 3105 90 99 | 3105 20 10 10 3105 20 10 20<br>3105 20 90 10 3105 20 90 20<br>3105 60 90 10 3105 60 90 20<br>3105 90 91 10 3105 90 91 20<br>3105 90 99 10 3105 90 99 20 | JSC Silvinit, Solikamsk<br><br><br><br><br><br><br>JSC Uralkali, Berezniki | 23.0 %<br><br><br><br><br><br><br>12.3% | A665<br><br><br><br><br><br><br>A666 |

出所：理事会規則（EC）No 1050/2006 より作成

これら2社以外の企業については、下記表に示した固定額が適用される。

その他の追加的な肥料成分を含まない塩化カリウムの税率（ユーロ／トン）

| 分類       | 無水乾燥状態で酸化カリウムの含有量が重量比40%未満の製品 |               | 無水乾燥状態で酸化カリウムの含有量が重量比40%以上～62%未満の製品 |               | 無水乾燥状態で酸化カリウムの含有量が重量比62%以上の製品 |
|----------|-------------------------------|---------------|-------------------------------------|---------------|-------------------------------|
|          | 標準                            | 標準外<br>(粒状含む) | 標準                                  | 標準外<br>(粒状含む) |                               |
| TARICコード | 3104 20 10 10                 | 3104 20 10 90 | 3104 20 50 10                       | 3104 20 50 90 | 3104 20 90 00                 |
| ロシア      | 19.61                         | 26.01         | 29.65                               | 39.33         | 40.63                         |

その他の追加的な肥料成分を含む塩化カリウムの税率（ユーロ／トン）

| 分類       | 無水乾燥状態で酸化カリウムの含有量が重量比35%以上40%未満の製品              |                                | 無水乾燥状態で酸化カリウムの含有量が重量比40%以上62%未満の製品              |                                |
|----------|-------------------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------|
| TARICコード | 3105 20 10 10<br>3105 60 90 10<br>3105 90 99 10 | 3105 20 90 10<br>3105 90 91 10 | 3105 20 10 20<br>3105 60 90 20<br>3105 90 99 20 | 3105 20 90 20<br>3105 90 91 20 |
| ロシア      | 26.01                                           |                                | 39.33                                           |                                |

出所：理事会規則（EC）No 1050/2006 より作成

なお、2006 年 1 月に、ロシアの JSC Silvinit が域内への販売チャネルを変更してオーストリアの Polyfer Handels GmbH を流通業者とする旨を欧州委員会に申し立て、決定 2005/802/EC で受諾された保証に関し、JSC International Potash Company と Polyfer Handels GmbH との 3 社合同に改訂した。欧州委員会はこれを承認し、欧州委員会決定 2006/557/EC で決定 2005/802/EC を改正した。

#### 顆粒状四フッ化エチレン樹脂（PTFE）

- ロシアおよび中国を原産とする顆粒状四フッ化エチレン樹脂（PTFE）の輸入に対し暫定アンチダンピング関税を課する 2005 年 6 月 7 日付欧州委員会規則（EC）No 862/2005（2005 年 6 月 8 日付官報 L144 掲載）
- ロシアおよび中国を原産とする顆粒状四フッ化エチレン樹脂（PTFE）の輸入に対し確定アンチダンピング関税を課し暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2005 年 12 月 2 日付理事会規則（EC）No 1987/2005（2005 年 12 月 8 日付官報 L320 掲載）

欧州委員会は、2004 年 7 月に欧州化学工業連盟（European chemical Industry Council/CEFIC）からの申し立てを受け、2004 年 9 月 9 日に中国を原産とする当該製品の輸入に関し、アンチダンピング手続きを開始することを通達した。調査の結果、ロシアおよび中国を原産とする当該製品の輸入にダンピングが確認されたため、欧州委員会規則（EC）No 862/2005 により当該製品の輸入に各々 36.6%（ロシア）、62.7%（中国）の暫定アンチダンピング関税が課されることになった。その後の詳細な調査の結果、中国とロシアを原産とする当該製品のダンピングされた輸入により域内産業に実質的な損害があったことが確認された。このため、理事会規則（EC）No 1987/2005 では、当該製品の輸入に対して、以下の確定アンチダンピング関税を課することが決定された。同規則は 2005 年 12 月 9 日に発効。

| 国名  | 関税率   |
|-----|-------|
| 中国  | 55.5% |
| ロシア | 36.6% |

出所：理事会規則（EC）1987/2005 より作成

#### ポリビニルアルコール

- 中華人民共和国を原産とするポリビニルアルコール（PVA）の輸入に暫定アンチダンピング関税を課する 2007 年 9 月 17 日付欧州委員会規則（EC）No 1069/2007（2007 年 9 月 18 日付官報 L243 掲載）

欧州委員会は、2006 年 11 月 6 日に、当該製品の域内生産企業 Kuraray Specialties Europe GmbH（日本のクラレの 100%子会社）から、中国および台湾を原産とするポリビニルアルコール（PVA）の輸入にダンピングが見られるという申し立てを受け、2006 年 12 月 19 日にアンチダンピング手続きに着手した。調査の結果、台湾産の当該製品にはダンピングの事実は確認されなかったが、中国産の製品の輸入に対しては欧州委員会規則（EC）No 1069/2007 により、10.0%の暫定アンチダンピング関税を課することが決定された。同規則は 2007 年 9 月 19 日より 6 ヶ月間適用される。

#### ポリエチレン・テレフタレート

- オーストラリア、中華人民共和国、パキスタン産のポリエチレン・テレフタレート（PET）の輸入に暫定アンチダンピング関税を課す 2004 年 2 月 19 日付欧州委員会規則（EC）No 306/2004（2004 年 2 月 21 日付官報 L 052 掲載）
- オーストラリアおよび中華人民共和国を原産とするポリエチレン・テレフタレート（PET）の輸入に確定的アンチダンピング関税を課して暫定的関税を確定的に徴収し、パキスタンを原産とするポリエチレン・テレフタレートの輸入に関するアンチダンピング手続きを終了して暫定的関税による担保を還付する 2004 年 8 月 13 日付理事会規則（EC）No 1467/2004（2004 年 8 月 19 日付官報 L271 掲載）
- 特にオーストラリアを原産とするポリエチレン・テレフタレート（PET）の輸入に関するアンチダンピング手続きに関連する保証を受け入れる 2004 年 8 月 4 日付欧州委員会決定 2004/600/EC（2004 年 8 月 19 日付官報 L271 掲載）
- 特に中華人民共和国を原産とするポリエチレン・テレフタレート（PET）の輸入に確定アンチダンピング関税を課税する理事会規則（EC）No 1467/2004 の「新規輸出業者」見直しを開始し、輸出業者 1 社による輸入に対する関税を停止し、これらの輸入を登録対象とする 2005 年 4 月 1 日付欧州委員会規則（EC）No 523/2005（2005 年 4 月 2 日付官報 L84 掲載）
- 特に中華人民共和国を原産とするポリエチレン・テレフタレート（PET）の輸入に確定アンチダンピング関税を課する理事会規則（EC）1467/2004 を改正する 2005 年 12 月 20 日付理事会規則（EC）No 2167/2005（2005 年 12 月 28 日付官報 L345 掲載）

欧州委員会は、2003 年 4 月に欧州プラスチック製造者協会（APME）から受けた申し立てに基づき、2003 年 5 月にオーストラリア、中華人民共和国、パキスタン産のポリエチレン・テレフタレート（PET）の輸入に関する調査手続きを開始した。調査の結果、

当該製品の輸入にダンピングがあると判断されたため、理事会規則（EC）No 1467/2004では、当該製品の輸入に下記の確定アンチダンピング関税を課することを規定した。同措置は、2004年8月20日より適用されている。ただし、オーストラリアの Leading Synthetics Pty Ltd.については、同社が提供した保証が欧州委員会決定 2004/600/EC によって受諾されたため、適用除外となる。

| 国       | 企業                                                                                                       | 確定アンチダンピング関税<br>(ユーロ/トン) | TARIC追加コード |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------------|
| オーストラリア | Leading Synthetics Pty Ltd                                                                               | 66                       | A503       |
|         | Novapex Australia Pty Ltd                                                                                | 128                      | A504       |
|         | その他のすべての企業                                                                                               | 128                      | A999       |
| 中華人民共和国 | Sinopec Yizheng Chemical Fibre Company Ltd                                                               | 184                      | A505       |
|         | Changzhou Worldbest Radici Co. Ltd                                                                       | 0                        | A506       |
|         | Jiangyin Xingye Plastic Co. Ltd                                                                          | 157                      | A507       |
|         | Far Eastern Industries Shanghai Ltd                                                                      | 22                       | A508       |
|         | Yuhua Polyester Co. Ltd. of Zhuhai                                                                       | 184                      | A509       |
|         | Guangdong Kaiping Polyester Enterprises Group Co. および Guangdong Kaiping Chunhui Co. Ltd                  | 184                      | A511       |
|         | Yibin Wuliangye Group Push Co. Ltd (Sichuan) および Yibin Wuliangye Group Import & Export Co. Ltd (Sichuan) | 184                      | A512       |
|         | Hubei Changfeng Chemical Fibres Industry Co. Ltd                                                         | 151                      | A513       |
|         | その他のすべての企業                                                                                               | 184                      | A999       |
| パキスタン   | Gatron (Industries) Ltd                                                                                  | 0                        | A514       |
|         | Novatex Ltd                                                                                              | 0                        | A515       |
|         | その他のすべての企業                                                                                               | 0                        | A999       |

出所：理事会規則（EC）No 1467/2004

理事会規則（EC）No 1467/2004 により課された措置に対し、中国のメーカー Jiangyin Chengsheng New Packaging Material は新規輸業者として個別の税率を適用するよう見直しを申請した。これを受け、欧州委員会は、欧州委員会規則（EC）No 523/2005 により同調査を開始し、これに伴い、同社に対するアンチダンピング措置は停止されるとともに、2005年4月3日から9ヵ月間、同社からの当該製品の輸入は関税当局により登録されることになった。調査の結果、理事会規則（EC）No 2167/2005 により同社に対する個別の税率を1トン当たり45ユーロと決定し、規則（EC）No 1467/2004 を改正した。規則（EC）No 2167/2005 は2005年12月29日に発効。

- インドおよびインドネシア、マレーシア、大韓民国、台湾、タイを原産とする特定のポリエチレン・テレフタレート（PET）の輸入に確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2000年11月27日付理事会規則（EC）No 2604/2000（2000年11月30日付官報 L301 掲載）
- インドおよびインドネシア、マレーシア、韓国、台湾、タイを原産とする特定のポリ

エチレン・テレフタレート（PET）の輸入に関するアンチダンピング手続きならびに補助金規制手続きに関して提供された保証を受諾する 2000 年 11 月 29 日付欧州委員会決定 2000/745/EC（2000 年 11 月 30 日付官報 L301）

- 特にインドを原産とする特定のポリエチレン・テレフタレート（PET）の輸入に確定アンチダンピング関税を課する理事会規則（EC）No 2604/2000 の新規輸出業者の見直しに着手し、同国の 1 輸出業者からの輸入に対するアンチダンピング関税を廃止し、これらの輸入を登録対象とする 2005 年 1 月 10 日付欧州委員会規則（EC）No 33/2005（2005 年 1 月 12 日付官報 L8 掲載）
- 特に大韓民国および台湾を原産とするポリエチレン・テレフタレート（PET）の輸入に関する規則 No 2604/2000 を改正する 2005 年 1 月 18 日付理事会規則（EC）No 83/2005（2005 年 1 月 21 日付官報 L19 掲載）
- 特にインドを原産とする特定のポリエチレン・テレフタレート（PET）の輸入に関するアンチダンピング手続きならびに補助金規制手続きに関して提供された保証を受諾する決定 2000/745/EC を改正する 2005 年 9 月 12 日付欧州委員会決定 2005/697/EC（2005 年 10 月 11 日付官報 L266 掲載）
- 特にインドを原産とする特定のポリエチレン・テレフタレート（PET）の輸入に確定アンチダンピング関税を課する規則（EC）No 2604/2000 を改正する 2005 年 10 月 6 日理事会規則（EC）No 1646/2005（2005 年 10 月 11 日付官報 L266 掲載）
- 規則（EC）No 384/96 の第 11 条（2）および第 11 条（2）に基づく終了見直しならびに部分的中間見直しにより、インドおよびインドネシア、マレーシア、韓国、タイ、台湾を原産とする特定のポリエチレン・テレフタレートの輸入に確定アンチダンピング関税を課す 2007 年 2 月 22 日付理事会規則（EC）No 192/2007（2007 年 2 月 27 日付官報 L59 掲載）

インド、インドネシア、マレーシア、大韓民国、台湾、タイを原産とする特定のポリエチレン・テレフタレート（PET）フィルム輸入に対しては、理事会規則（EC）No 2604/2000 により確定アンチダンピング関税を課することが規定された。その後、理事会規則（EC）No 823/2004 等により数次の改正が行われた。また、欧州委員会決定 2000/745/EC では、インドの 2 輸出業者（Pearl Engineering Polymers Ltd、Reliance Industries Ltd）およびインドネシアの P.T. Polypet Karyapersada から提供された保証が受諾されている。このような措置にもかかわらず韓国製および台湾製の当該製品についてダンピングが見られるとの欧州プラスチック製造者協会（APME）の訴えを受け、欧州委員会は、2003 年 5 月に同措置の中間見直しを開始することを発表した。

調査の結果、理事会規則（EC）No 83/2005 により、台湾製の製品についての税率は、理事会規則（EC）No 2604/2000 で決定された 1 トン当たり 69.5 ユーロから同 143.4 ユーロに引き上げられた。

一に引き上げられ、韓国については据え置かれたほか、個別の税率も一部に修正が行われた。これによって、インド、インドネシア、マレーシア、大韓民国、台湾、タイを原産とする当該製品の輸入には0～200.9%の確定アンチダンピング関税が2005年1月22日より適用されている。理事会規則（EC）No 2604/2000に対し、インドの1輸出業者 South Asian Petrochem Limited が新規輸出業者の見直し調査を欧州委員会に要請していたが、これを受け欧州委員会は欧州委員会規則（EC）No 33/2005により、新規輸出業者の見直し調査を開始するとともに、9ヵ月間、同社からの当該製品の輸入に対するアンチダンピング関税を停止しこれらの輸入を登録対象とした。見直し調査の結果、理事会規則（EC）No 1646/2005では、同社に対して1トンあたり88.9ユーロの税率を適用することが決定された。ただし、同社から提供された保証が欧州委員会決定2005/697/ECにより受諾されたため、同社の保証が守られている限り上記の課税は適用されない。理事会規則（EC）No 1646/2005および欧州委員会決定2005/697/ECは2005年10月12日より発効。

規則（EC）No 2604/2000によるアンチダンピング措置の期限終了間近となった2005年8月30日に、欧州委員会は、欧州プラスチック製造者協会（PlasticsEurope）から同措置の終了見直しおよび台湾と韓国企業3社に対するアンチダンピング関税率の水準に関する部分的中間見直しの申し立てを受けた。諮問の結果、両見直し調査を開始するための十分な根拠があると判断され、欧州委員会は2005年12月1日に調査に着手した。調査の結果、当該製品の輸入に依然としてダンピングの事実があることが判明し、アンチダンピング措置を継続する必要があると判断された。このため、理事会規則（EC）No192/2007により、以下の確定アンチダンピング関税を課税することを規定した。同規則は2007年2月28日に発効。

| 国      | 企業                                 | アンチダンピング<br>課税<br>(ユーロ/トン) | TARIC<br>追加コード |
|--------|------------------------------------|----------------------------|----------------|
| インド    | 下記以外のすべての企業                        | 181.7                      | A999           |
|        | Pearl Engineering Polymers Ltd     | 130.8                      | A182           |
|        | Reliance Industries Ltd            | 181.7                      | A181           |
|        | SENPET Ltd                         | 200.9                      | A183           |
|        | Futura Polyesters Ltd              | 161.2                      | A184           |
|        | South Asian Petrochem Ltd          | 88.9                       | A585           |
| インドネシア | 下記以外のすべての企業                        | 187.7                      | A999           |
|        | P.T. Mitsubishi Chemical Indonesia | 187.7                      | A191           |
|        | P.T. Indorama Synthetics Tbk       | 92.1                       | A192           |
|        | P.T. Polypet Karyapersada          | 178.9                      | A193           |
| マレーシア  | 下記以外のすべての企業                        | 160.1                      | A999           |
|        | Hualon Corp. (M) Sdn. Bhd.         | 36.0                       | A186           |
|        | MpI Polyester Industries Sdn. Bhd. | 160.1                      | A185           |
| 大韓民国   | 下記以外のすべての企業                        | 148.3                      | A999           |

|    |                                  |       |      |
|----|----------------------------------|-------|------|
|    | Honam Petrochemical Corp.        | 0     | A195 |
|    | KP Chemical Corp.                | 0     | A195 |
|    | SK Chemicals Co., Ltd            | 0     | A196 |
|    | Huvis Corp.                      | 0     | A196 |
| 台湾 | 下記以外のすべての企業                      | 143.4 | A999 |
|    | Far Eastern Textile Ltd          | 36.3  | A188 |
|    | Shinkong Synthetic Fibers Corp.  | 67.0  | A189 |
| タイ | 下記以外のすべての企業                      | 83.2  | A999 |
|    | Thai Shinkong Industry Corp. Ltd | 83.2  | A190 |
|    | Indo Pet (Thailand) Ltd          | 83.2  | A468 |

出所：理事会規則（EC）No 192/2007 より作成

なお、当該製品については、以上のアンチダンピング措置と並行して相殺関税措置も適用されている。「EU 輸入管理その他 IV. 補助金規制 詳細」を参照されたい。

#### ポリエチレン・テレフタレート（PET）フィルム

- インドおよび大韓民国を原産とするポリエチレン・テレフタレート（PET）フィルムの輸入に確定アンチダンピング関税を課し、暫定的関税を確定的に徴収する 2001 年 8 月 13 日付理事会規則（EC）No 1676/2001（2001 年 8 月 23 日付官報 L227 掲載）
- インドおよび大韓民国を原産とするポリエチレン・テレフタレート（PET）フィルムの輸入に関するアンチダンピング手続きに関して提供された保証を受諾する 2001 年 8 月 22 日付欧州委員会決定 2001/645/EC（2001 年 8 月 23 日付官報 L227 掲載）
- 特にインドを原産とするポリエチレン・テレフタレート（PET）フィルムの輸入に理事会規則（EC）No 1676/2001 によって課されたアンチダンピング措置を、ブラジルまたはイスラエルを原産と申告されたかどうかに関らず、ブラジルおよびイスラエルから出荷した PET フィルムを輸入することで回避している可能性に関し調査を開始し、これらの輸入を登録の対象とする 2004 年 2 月 18 日付欧州委員会規則（EC）No 284/2004（2004 年 2 月 19 日付官報 L049 掲載）
- 特にインドを原産とするポリエチレン・テレフタレート（PET）フィルムの輸入に確定アンチダンピング関税を課する理事会規則（EC）No 1676/2001 を、ブラジルまたはイスラエルを原産とすると申告されたものかどうかに関らず、ブラジルおよびイスラエルから出荷されるポリエチレン・テレフタレート（PET）フィルムの輸入に拡大適用する 2004 年 11 月 15 日付理事会規則（EC）No 1975/2004（2004 年 11 月 18 日付官報 L342 掲載）
- 特にインドを原産とするポリエチレン・テレフタレート（PET）フィルムの輸入に適用する確定アンチダンピング措置の部分的中間見直しを終了する 2005 年 3 月 7 日付理事会規則（EC）No 390/2005（2005 年 3 月 10 日付官報 L63 掲載）
- 特にインドを原産とするポリエチレン・テレフタレート（PET）フィルムの輸入に課する確定アンチダンピング関税および相殺関税を特にイスラエルから出荷された当該

製品の輸入にも拡大適用する理事会規則（EC）No 1975/2004 および理事会規則（EC）No 1976/2004 に関し、イスラエルの 1 輸出業者に当該措置の適用除外が付与される可能性を決定するとともに同輸出業者からの輸入に対するアンチダンピング関税を廃止し、同輸出業者からの輸入を登録により行うために見直しを開始する 2005 年 8 月 22 日付欧州委員会規則（EC）No 1370/2005（2005 年 8 月 27 日付官報 L218 記載）

- インドを原産とするポリエチレン・テレフタレート（PET）フィルムの輸入に対する確定アンチダンピング関税および相殺関税を、ブラジルまたはイスラエルされた当該製品にも拡大適用する理事会規則（EC）No 1975/2004 および理事会規則（EC）No 1976/2004 を修正する 2006 年 1 月 20 日付理事会規則（EC）No 101/2006（2006 年 1 月 21 日付官報 L17 掲載）
- 特にインドを原産とするポリエチレン・テレフタレートフィルム（PET）の輸入に関するアンチダンピング手続きに関連して提供された保証を受諾する決定 2001/645/EC を廃止する 2006 年 2 月 13 日付欧州委員会決定 2006/173/EC（2006 年 3 月 8 日付官報 L68 掲載）
- 特にインドを原産とするポリエチレン・テレフタレートフィルム（PET）の輸入に確定アンチダンピング関税を課する理事会規則（EC）No 1676/2001 を改正し、これらの輸入に適用される相殺関税措置の部分的中間見直しを終了する 2006 年 2 月 27 日付理事会規則（EC）No 365/2006（2006 年 3 月 8 日付官報 L68 掲載）
- 特にインドを原産とするポリエチレン・テレフタレートフィルム（PET）の輸入に確定アンチダンピング関税を課する理事会規則（EC）No 1676/2001 を改正する 2006 年 2 月 27 日付理事会規則（EC）No 366/2006（2006 年 3 月 8 日付官報 L68 掲載）
- 規則（EC）No 2026/97 の第 18 条に基づく見直し調査により、インドを原産とするポリエチレン・テレフタレートフィルム（PET）の輸入に確定相殺関税を課する規則（EC）No 367/2006 を改正し、同製品に確定アンチダンピング関税を課する規則（EC）No 1676/2001 を改正する 2006 年 8 月 25 日付理事会規則（EC）1288/2006（2006 年 8 月 31 日付官報 L236 掲載）
- 理事会規則（EC）No 1676/2001 を改正する 2006 年 9 月 25 日付理事会規則（EC）No 1424/2006（2006 年 9 月 29 日付官報 L270 掲載）

理事会規則（EC）No 1676/2001 では、インドおよび大韓民国を原産とするポリエチレン・テレフタレート（PET）フィルムの輸入に対して税率 0%～62.6%の確定アンチダンピング関税を課することを規定した。ただし、特定の 5 社については後に、欧州委員会決定 2001/645/EC によって、保証が受諾されたため同措置の適用対象から除外された。欧州委員会は、2004 年 1 月 6 日に EU 域内の PET フィルム製造企業 3 社（DuPont Teijin Films、Mitsubishi Polyester Film GmbH、Nuroll SpA）から、ブラジルおよびイスラエルから出荷された同製品の輸入が急増しており迂回行為の疑いがあること、またこれら

の輸入にダンピングが見られることならびに現行のアンチダンピング措置の実効性が損なわれているという申し立てを受けた。欧州委員会はこれを受け、欧州委員会規則 (EC) No 284/2004 によってアンチダンピング手続きを 2004 年 2 月 20 日付で開始し、ブラジルおよびイスラエルを原産とするか否かに関わらず、両国からの当該製品の輸入を登録制とした。欧州委員会による実態調査の結果、迂回輸出の事実が判明したため、理事会規則 (EC) No 1975/2004 により、ブラジルおよびイスラエルから出荷された同製品の輸入に対し、ブラジル、イスラエルの各 1 社を除いて規則 (EC) No 1676/2001 の措置を拡大適用し、53.3%の確定アンチダンピング関税を課することが決定された。また、その後さらにイスラエルの 1 社が同措置の適用除外となっている。

その後、インドの Jindal Poly Films Ltd 製品の輸入に対する 0%の税率について、EU 域内の PET フィルム製造企業 3 社 (DuPont Teijin Films、Mitsubishi Polyester Film GmbH、Nuroll SpA) が、欧州委員会に見直しを申し立てたが、調査の結果、同社のダンピングマージンが 0%であると判明したため、理事会規則 (EC) No 390/2005 では同社に現行の税率 (0%) を引き続き適用することを決定した。また、イスラエルのメーカー Hanita Coatings Rural Cooperative Association から同措置の適用除外の申し立てを受け、欧州委員会は欧州委員会規則 (EC) No 1370/2005 により規則 (EC) No 1975/2004 による措置の見直し調査を開始し、Hanita Coatings Rural Cooperative Association 製の当該製品の輸入に対するアンチダンピング関税を停止するとともに、税関当局に対しては同輸入を登録するよう指示した。その後、調査結果から、同社は当該の確定アンチダンピング措置を回避する行為を行っていないと判断され、理事会規則 (EC) No 101/2006 により規則 (EC) No 1975/2005 を改正し、同社を確定アンチダンピング措置の対象から除外することを決定した。

その後、欧州委員会は、域内の大手 PET フィルムメーカー数社からの要請に基づき規則 (EC) No 1676/2001 による確定アンチダンピング関税の水準に限定した部分的中間見直し調査を実施した。この結果、保証が受諾されていたインド企業により域内に販売されていた製品は、価格保証が示された製品とは大幅に異なるものであることが判明した。このため、欧州委員会決定 2006/173/EC により同保証を受諾する決定 2001/645/EC を廃止するとともに、理事会規則 (EC) No 365/2006 では規則 (EC) No 1676/2001 を改正し、当該のインド企業 5 社による保証受諾を取り下げた。これらから、理事会規則 (EC) No 366/2006 では規則 (EC) No 1676/2001 を改正し、当該のインド企業 5 社を含むインドからの当該製品輸入に対する確定アンチダンピング関税率を更新し、0%~18.0%とした。同規則は 2006 年 3 月 9 日に発効。また、理事会規則 (EC) 1288/2006 によりインドの Garware 社に対するアンチダンピング関税率が相殺関税とのかねあいによりこれまでの 17.4%から 6.8%へと変更された。規則 (EC) 1288/2006 は

2006 年 8 月 31 日に発効している。このほか、理事会規則 (EC) No 1424/2006 により、新規輸出業者として個別の税率の適用を申請したインドの SRF Limited 社に対する税率が 3.5%と決定された。

なお、当該製品の輸入については、以上のアンチダンピング関税措置と並行して、相殺関税措置も適用されている。「EU 輸入管理その他 IV. 補助金規制 詳細」を参照されたい。

### 特定のビニール袋

- 中国およびタイを原産とする特定のビニール袋の輸入に確定アンチダンピング関税を課し、マレーシアを原産とする同製品に関するアンチダンピング手続きを終了する 2006 年 9 月 25 日付理事会規則 (EC) No 1425/2006 (2006 年 9 月 29 日付官報 L270 掲載)

欧州委員会は 2005 年 5 月 17 日に、域内のビニール袋製造業者 29 社から、中国およびタイ、マレーシアを原産とするビニール袋の輸入にダンピングの事実が見られ、域内産業に実害が生じているという申し立てを受け、これに対し 2005 年 6 月 30 日付官報でアンチダンピング手続きの開始を通告した。調査の結果、マレーシアについてはダンピングマージンは僅少であると判断され、アンチダンピング手続きは終了した。また、中国およびタイを原産とする当該製品については、ダンピングされた製品輸入の急増とこれを受けた価格の大幅な切り下げにより域内産業に実害をおよぼしたと判断された。このため、理事会規則 (EC) No 1425/2006 により、中国およびタイを原産とする当該製品の輸入に下記の確定アンチダンピング関税を課することを決定した。同措置は 2006 年 9 月 30 日より適用。

| 国  | 企業名                                                                                                                                                                                       | 関税率 (%) | TARIC 追加コード |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------|
| 中国 | Cedo (Shanghai) Ltd, Cedo (Shanghai) Household Wrappings Co. Ltd, Shanghai                                                                                                                | 7.4     | A757        |
|    | Jinguan (Longhai) Plastics Packing Co., Ltd, Longhai                                                                                                                                      | 5.1     | A758        |
|    | Sunway Kordis (Shanghai) Ltd, Shanghai Sunway Polysell Ltd, Shanghai                                                                                                                      | 4.8     | A760        |
|    | Suzhou Guoxin Group Co., Ltd, Suzhou Guoxin Group Taicang Yihe Import & Export Co., Ltd, Taicang Dongyuan Plastic Co., Ltd, Suzhou Guoxin Group Taicang Giant Packaging Co., Ltd, Taicang | 7.8     | A761        |
|    | Wuxi Jiayihe Packaging Co., Ltd, Wuxi Bestpac Packaging Co., Ltd, Wuxi                                                                                                                    | 12.8    | A763        |
|    | Zhong Shan Qi Yu Plastic Products Co Ltd, Zhongshan                                                                                                                                       | 5.7     | A764        |
|    | Huizhou Jun Yang Plastics Co., Ltd, Huizhou                                                                                                                                               | 4.8     | A765        |
|    | 上記を除く調査協力企業 (サンプル外、付則Iに記載)                                                                                                                                                                | 8.4     | A766        |
|    | その他すべての企業                                                                                                                                                                                 | 28.8    | A999        |

|    |                                                                              |      |      |
|----|------------------------------------------------------------------------------|------|------|
| タイ | King Pac Industrial Co., Ltd, Chonburi and Dpac Industrial Co., Ltd, Bangkok | 14.3 | A767 |
|    | Multibax Public Co., Ltd, Chonburi                                           | 5.1  | A768 |
|    | Naraipak Co Ltd and Narai Packaging (Thailand) Ltd, Bangkok                  | 10.4 | A769 |
|    | Sahachit Watana Plastic Industry Co., Ltd, Bangkok                           | 6.8  | A770 |
|    | Thai Plastic Bags Industries Co., Ltd, Nakonpathom                           | 5.8  | A771 |
|    | 上記を除く調査協力企業（サンプル外、付則IIに記載）                                                   | 7.9  | A772 |
|    | その他すべての企業                                                                    | 14.3 | A999 |

出所：理事会規則（EC）No 1425/2006より作成

#### スチレンブタジエンスチレン熱可塑性ゴム

- 大韓民国およびロシアを原産とするスチレンブタジエンスチレン熱可塑性ゴムの輸入に関するアンチダンピング手続きを終了し、台湾を原産とするスチレンブタジエンスチレン熱可塑性ゴムの輸入に適用されるアンチダンピング措置の中間見直しを終了しこれらの措置を廃止する 2005 年 8 月 19 日付理事会規則（EC）No 1372/2005（2005 年 8 月 27 日付官報 L223 掲載）

欧州委員会は、2004 年 4 月 13 日に欧州化学工業連盟（CEFIC）から、韓国およびロシアを原産とするスチレンブタジエンスチレン熱可塑性ゴムのダンピングされた輸入により域内産業に実害が出ており、現行措置がダンピングに対抗するには十分でないという申し立てを受けた。これらを受け、欧州委員会は 2004 年 5 月 28 日に韓国およびロシアを原産とする当該製品の輸入に関するアンチダンピング手続きの開始と、規則（EC）No 1993/2000 による台湾を原産とする熱可塑性ゴムの輸入に対する確定アンチダンピング措置についての中間見直しの開始を通達した。調査の結果、域内産業への実害とダンピングされた製品の流入との因果関係は確立されなかった。このため、理事会規則（EC）No 1372/2005 により、韓国およびロシアを原産とする当該製品の輸入に関するアンチダンピング手続きを終了し、台湾を原産とする当該製品の輸入に確定アンチダンピング関税を課する規則（EC）No 1993/2000 を廃止した。同規則は、2005 年 8 月 27 日より施行。

#### エタノールアミン

- 米国を原産とするエタノールアミンの輸入に確定アンチダンピング関税を課する 2006 年 10 月 23 日付理事会規則（EC）No 1583/2006（2006 年 10 月 25 日付官報 L294 掲載）

米国を原産とするエタノールアミンの輸入には、これまで理事会規則（EC）No 229/94 および理事会規則（EC）No 1603/2000 により確定アンチダンピング関税が課されていた。規則（EC）No 1603/2000 による措置の終了期限間近となった 2005 年 4 月 25 日に欧州化学工業連盟（CEFIC）から受けた措置の終了見直しの申し立てに対し、欧州委員

会は、2005 年 7 月 26 日付官報で、本見直し調査に着手することを告示した。調査の結果、当該製品の輸入に引き続きダンピングが確認された。また、域内産業は現行措置の適用により回復をしてきたものの、措置を継続することによりさらに回復が助長されると判断された。これらから理事会規則（EC）No 1583/2006 では、当該製品の輸入に下記の確定アンチダンピング関税を課することを規定した。同規則は 2006 年 10 月 26 日に発効。

| 国  | 企業名                                                                                     | 固定関税額<br>ユーロ／トン | TARIC<br>追加コード |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------|
| 米国 | The Dow Chemical Corporation 2030 Dow Center Midland, Michigan 48674 USA                | 59.25           | A115           |
|    | INEOS Americas LLC 7770 Rangeline Road Theodore, Alabama 36582 USA                      | 69.40           | A145           |
|    | Huntsman Chemical Corporation 3040 Post Oak Boulevard PO Box 27707 Houston, Texas 77056 | 111.25          | A116           |
|    | その他すべての企業                                                                               | 111.25          | A999           |

出所：理事会規則（EC）No 1583/2006 より作成

#### (4) 皮革、木材、繊維

##### シャモア革

- 中国を原産とするシャモア革の輸入に暫定アンチダンピング関税を課する 2006 年 3 月 16 日付欧州委員会規則（EC）No 439/2006（2006 年 3 月 17 日付官報 L80 掲載）
- 中国を原産とするシャモア革の輸入に確定アンチダンピング関税を課し暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2006 年 9 月 8 日付理事会規則（EC）No 1338/2006（2006 年 9 月 14 日付官報 L251 掲載）

欧州委員会は、2005 年 5 月に英国皮革連盟（British Leather Confederation）から、中国産シャモア革の輸入にダンピングが見られるという申し立てを受け、2005 年 6 月 25 日にアンチダンピング手続きを開始した。調査の結果、欧州委員会規則（EC）No 439/2006 により、当該製品の輸入に 62%の暫定アンチダンピング関税が課された。その後の詳細な調査により、ダンピングされた当該製品の輸入が域内産業に実害をおよぼしたと確定的に判断されたため、理事会規則（EC）No 1338/2006 では、当該製品の輸入に対し 58.9%の確定アンチダンピング関税を課することを決定した。同規則は 2006 年 9 月 15 日に発効。

##### オクメ材

- 中華人民共和国を原産とするオクメ合板の輸入にかかる暫定アンチダンピング税を課す 2004 年 5 月 17 日付委員会規則（EC）No 988/2004（2004 年 5 月 18 日付官報 L181 掲載）

- 中華人民共和国を原産とするオクメ材の輸入に確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2004 年 11 月 2 日付理事会規則 (EC) No 1942/2004 (2004 年 11 月 12 日付官報 L336 掲載)

欧州委員会は、欧州合板工業連盟 (European Federation of the Plywood Industry – FEIC) が 2003 年 7 月に提出した苦情を受け、同 8 月 19 日に中華人民共和国を原産とするオクメ材合板の輸入に関するアンチダンピング手続き開始を通達した。調査の結果、ダンピングの事実があると判断し、当該製品の輸入に対して 8.5～48.5%の暫定アンチダンピング税を課す欧州委員会規則 (EC) No 988/2004 が採択された。その後、関係者からのコメントを勘案した上、理事会規則 (EC) No 1942/2004 が採択され、下記の確定アンチダンピング関税を課することが決定された。同規則は 2004 年 11 月 13 日に発効。

| 企業名                                                         | 税率    | TARIC<br>追加コード |
|-------------------------------------------------------------|-------|----------------|
| Nantong Zongyi Plywood Co., Ltd (Jiangsu Province)          | 9.6%  | A526           |
| Zhejiang Deren Bamboo-Wood Technologies Co., Ltd (Zhejiang) | 23.5% | A527           |
| Zhonglin Enterprise (Dangshan) Co., Ltd. (Dangshan)         | 6.5%  | A528           |
| Jiaxing Jinlin Lumber Co., Ltd (Zhejiang)                   | 17.0% | A529           |
| その他すべての企業                                                   | 66.7% | A999           |

出所：理事会規則 (EC) No 1942/2004

#### ポリエステル・フィラメント・アパレルファブリック完成品

- 中華人民共和国を原産とする特定のポリエステル・フィラメント・アパレルファブリック完成品の輸入に課する暫定アンチダンピング関税に関する 2005 年 3 月 15 日付欧州委員会規則 (EC) No 426/2005 (2005 年 3 月 16 日付官報 L69 掲載)
- 中華人民共和国を原産とする特定のポリエステル・フィラメント・アパレルファブリック完成品の輸入に暫定アンチダンピング関税を課税する 2005 年 3 月 15 日付欧州委員会規則 (EC) No 426/2005 の訂正について (2005 年 4 月 27 日官報 L106 掲載)
- 中華人民共和国を原産とする特定のポリエステル・フィラメント・ファブリック完成品に確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2005 年 9 月 12 日付理事会規則 (EC) No 1487/2005 (2005 年 9 月 16 日付官報 L240 掲載)
- 中華人民共和国を原産とする特定のポリエステル・フィラメント・ファブリック完成品に確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する規則 (EC) No 1487/2005 を改正する 2007 年 9 月 18 日付理事会規則 (EC) No 1087/2007 (2007 年 9 月 21 日付官報 L246 掲載)

欧州委員会は、域内の製造業者らからの苦情と申し立てを受け、2004 年 6 月 17 日に中

国を原産とする当該製品の輸入に関し、アンチダンピング手続きを開始することを通達した。調査の結果、欧州委員会規則（EC）No 426/2005により、20.0～85.3%の暫定アンチダンピング関税が課されることになった。その後、各方面からの意見聴取を行い、今後の扱いを検討した結果、理事会規則（EC）No 1487/2005により当該製品の輸入に対して、14.1～56.2%の確定アンチダンピング関税が課された。

その後、欧州委員会は2006年11月13日に域内の製造業者らから現行の措置についての再調査の実施を求める申し立てを受け、2006年12月28日に同調査に着手した。同申し立てでは、現行措置の施行後、中国産の当該製品の輸出価格が低下する一方で域内での再販・販売価格に不当な動きが見られ、結果的にダンピングされた輸入が増加したとしており、中国の輸出業者がアンチダンピング関税の一部または全部を吸収負担している疑いがあった。調査の結果、サンプルとなった中国の輸出企業には関税の吸収負担の事実とは認められなかったが、理事会規則(EC) No 1087/2007により14.1～74.8%の新たな税率が決定された。同規則は2007年9月22日に発効。

#### ポリエステル・ステープルファイバー

- オーストラリア、インドネシア、タイを原産とするポリエステル・ステープルファイバーの輸入に確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する2000年7月10日付理事会規則（EC）No 1522/2000（2000年7月14日付官報L175掲載）
- インドおよび大韓民国を原産とするポリエステル・ステープルファイバーの輸入に確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する2000年12月22日付理事会規則（EC）No 2852/2000（2000年12月28日付官報L332掲載）
- 大韓民国を原産とするポリエステル・ステープルファイバーの輸入に確定アンチダンピング関税を課する理事会規則（EC）No 2852/2000を改正し、台湾を原産とする同製品の輸入に関してアンチダンピング手続きを終了し、中華人民共和国とサウジアラビアを原産とする同製品の輸入に確定アンチダンピング関税を課する2005年3月10日付理事会規則（EC）No 428/2005（2005年3月17日付官報L71掲載）
- 中華人民共和国およびサウジアラビアを原産とするポリエステル・ステープルファイバーの輸入に確定アンチダンピング関税を課する理事会規則（EC）No 428/2005を改正する2005年8月9日付理事会規則（EC）No 1333/2005（2005年8月13日付官報L211掲載）
- 特に中国を原産とするポリエステル・ステープルファイバーの輸入に確定アンチダンピング関税を課す理事会規則（EC）No 428/2005の新規輸出業者の見直しに着手し、中国の一輸出業者からの輸入に対する関税を廃止し、同輸入を登録制とする2006年2月24日付欧州委員会規則（EC）No 342/2006（2006年2月25日付官報L55掲載）

- オーストラリアおよびインド、インドネシア、タイを原産とするポリエステル・ステープルファイバーの輸入に関し、理事会規則 (EC) No 384/96 の第 11 条 (2) に基づく終了見直しによってこれらに対するアンチダンピング関税を廃止しアンチダンピング手続きを終了するとともに、同第 11 条 (3) に基づくタイ製品に対する部分的中間見直しを終了する 2006 年 10 月 10 日付理事会規則 (EC) No 1515/2006 (2006 年 10 月 13 日付官報 L282 掲載)
- 特に中国を原産とするポリエステル・ステープルファイバーの輸入に確定アンチダンピング関税を課す理事会規則 (EC) No 428/2005 の新規輸出業者の見直しを終了する 2006 年 11 月 7 日付理事会規則 (EC) No 1652/2006 (2006 年 11 月 10 日付官報 L311 掲載)
- 特にサウジアラビアを原産とするポリエステル・ステープルファイバーの輸入に対するアンチダンピング手続きに関連して提供された保証を受諾する欧州委員会決定 2005/613/EC を廃止する 2006 年 11 月 30 日付欧州委員会決定 2006/864/EC (2006 年 12 月 1 日付官報 L335 掲載)
- マレーシアおよび台湾を原産とする合成ポリエステル・ステープルファイバーの輸入に暫定アンチダンピング関税を課する 2006 年 12 月 22 日付欧州委員会規則 (EC) No 2005/2006 (2006 年 12 月 28 日付官報 L379 掲載)
- 中国、サウジアラビア、ベラルーシ、韓国を原産とするポリエステル・ステープルファイバーの輸入に関するアンチダンピング措置の部分的中間見直しを終了する 2007 年 4 月 4 日付理事会規則 (EC) No 383/2007 (2007 年 4 月 11 日付官報 L96 掲載)
- マレーシアおよび台湾を原産とする合成ポリエステル・ステープルファイバーの輸入に関するアンチダンピング手続きを終了し、規定された暫定アンチダンピング関税額を免除する 2007 年 6 月 19 日付欧州委員会決定 2007/430/EC (2007 年 6 月 21 日付官報 L160 掲載)

理事会規則 (EC) No 1522/2000 は、オーストラリア、インドネシア、タイを原産とする当該製品の輸入に対して、また理事会規則 (EC) No 2852/2000 は、インドおよび韓国を原産とする当該製品の輸入に対して確定アンチダンピング関税を課する措置を規定したものである。韓国に関しては理事会規則 (EC) No 428/2005 により同措置が改正され、5 年間更新された。このほか規則 (EC) No 428/2005 では、中国およびサウジアラビアを原産とする製品に対しても確定アンチダンピング関税を課することが決定された。

その後、サウジアラビアの 1 社が同じく措置対象となっている関連会社を代表して提供した保証が欧州委員会決定 2005/613/EC により受諾され、これを受けて理事会規則 (EC) No 1333/2005 では規則 (EC) No 428/2005 を改正し、保証が受諾されたこれら企業をア

ンチダンピング関税の対象から除外することが規定された。同保証については、同社らが 2006 年 8 月に自主的な取り下げを要請しており、これに伴い、欧州委員会決定 2006/864/EC では同保証を受諾した決定 2005/613/EC を廃止した。

また、その後、中国のメーカー Huvis Sichuan が新規輸出業者として個別の税率を適用するよう措置の見直しを申し立てた。これを受け、欧州委員会は欧州委員会規則 (EC) No 342/2006 により同社に対する見直しに着手し、同規則が発効する 2006 年 2 月 26 日から 9 ヶ月間、同社への当該措置の適用は停止されるとともに、同社からの当該製品の輸入は関税当局により登録されることになった。見直し調査の結果、同社に対して個別の税率を適用しないことが決定され、理事会規則 (EC) No 1652/2006 により新規輸出業者の見直しを終了するとともに、規則 (EC) No 428/2005 で決定した確定アンチダンピング関税を引き続き適用することが規定された。同規則は 2006 年 11 月 11 日に発効。

規則 (EC) No 1522/2000 および規則 (EC) No 2852/2000 による措置の期限終了間近となったそれぞれ 2005 年 9 月 23 日ならびに 2005 年 9 月 23 日に、EU 域内のポリエステル・ステープルファイバー製造業者を代表する国際人造絹糸・合成繊維委員会 (Comité International de la Rayonne et des Fibres Synthétiques/CIRFS) による終了見直しの申し立てを受け、欧州委員会は措置の見直しに着手した。調査の結果、オーストラリア、インドネシア、タイ、インドを原産とする当該製品の輸入によるダンピングの再発の可能性はないと判断し、理事会規則 (EC) No 1515/2006 では、これらの国を原産とする当該製品の輸入に対するアンチダンピング関税を廃止することが規定された。同規則は 2006 年 10 月 14 日に発効。

欧州委員会は 2006 年 3 月に CIRFS から受けた苦情と申し立てに基づき、マレーシアおよび台湾を原産とする当該製品の輸入に関し、アンチダンピング手続きを開始することを 2006 年 4 月 12 日付官報で通達した。調査の結果、欧州委員会規則 (EC) No 2005/2006 により、当該製品の輸入に 12.4~29.5% の暫定アンチダンピング関税を 2006 年 12 月 29 日より 6 ヶ月間課すことを決定した。その後、欧州委員会は詳細な調査を進めていたが、2007 年 5 月 23 日に CIRFS が同申し立てを取り下げたことから、欧州委員会決定 2007/430/EC によりアンチダンピング手続きは終了した。これは、同措置を適用することで当該製品の供給不足や価格高騰を招く恐れがあること、またそれに伴い域内のユーザー企業の収益性の低下や川下製品価格の上昇、さらには関連産業での雇用への影響などが懸念されることから、同措置が域内産業に不利となると判断したものである。このアンチダンピング手続きの終了に伴い、規則 (EC) No 2005/2006 は廃止となり、同規則により規定された暫定関税については免除されることになった。決定

2007/430/EC は 2007 年 6 月 22 日より適用。

韓国を原産とする同製品については、同国の輸出業者から、ローメルト・ポリエステル・ステープルファイバーを当該措置の適用対象から除外すべきだとする申し立てを受け、欧州委員会はこれを検証するための部分的中間見直し調査に着手した。同調査では、申し立てのあったローメルト・ポリエステル・ステープルファイバーと他のポリエステル・ステープルファイバーとは基本的に同様の物理的・技術的特性を有し、最終用途も同じであるほか、域内市場において両製品は直接・間接的に競合していることなどが判明した。これらから、ローメルト・ポリエステル・ステープルファイバーと他のポリエステル・ステープルファイバーとは同一の製品群であると判断し、理事会規則（EC）No 383/2007 では当該措置を変更することなく、同調査を終了した。

#### 合成繊維ロープ

- インドを原産とする合成繊維ロープの輸入について確定アンチダンピング関税を課する 2004 年 10 月 4 日付理事会規則（EC）No 1736/2004（2004 年 10 月 8 日付官報 L311 掲載）

インドを原産とする合成繊維ロープの輸入には、理事会規則（EC）No 1312/98 により確定アンチダンピング関税を課す措置がとられてきた。同措置の期限終了に先立ち、欧州の糸・縄・網産業連絡委員会（Liaison Committee of EU Twine, cordage and Netting Industries/Eurocord）が終了見直しの要請を行い、これを受け欧州委員会は調査を開始した。調査結果から、欧州委員会は域内産業を保護するため、当該製品の輸入に対してアンチダンピング措置を継続することが妥当であると判断し、理事会規則（EC）No 1736/2004 により、当該製品の輸入に下記の確定アンチダンピング関税を課することを決定した。同規則は 2004 年 10 月 9 日に発効。

| 企業                     | 税率     | TARIC<br>追加コード |
|------------------------|--------|----------------|
| Garware Wall Ropes Ltd | 53.0 % | 8755           |
| その他の製造業者               | 82.0 % | 8900           |

出所：理事会規則（EC）No 1736/2004 を基に作成

#### 木綿製ベッドリネン

- パキスタンを原産とする木綿製ベッドリネンの輸入に確定アンチダンピングを課する理事会規則（EC）No 397/2004（2004 年 3 月 4 日付官報 L66）
- パキスタンを原産とする木綿製ベッドリネンの輸入に確定アンチダンピングを課する

**理事会規則(EC)No 397/2004 を改正する 2006 年 5 月 5 日付理事会規則(EC)No 695/2006  
(2006 年 5 月 6 日付官報 L121 掲載)**

- **パキスタンを原産とする木綿製ベッドリネンの輸入に確定アンチダンピングを課する  
規則 (EC) No 397/2004 を改正する 2007 年 7 月 23 日付理事会規則 (EC) No 925/2007  
(2007 年 8 月 3 日付官報 L202 掲載)**

欧州委員会は、欧州の木綿・テキスタイル産業の業界団体である Eurocoton の申し立てに基づき、2002 年 12 月 18 日付官報でパキスタンを原産とする木綿製ベッドリネンの輸入に関するアンチダンピング手続き開始を通告した。同手続きに関連する企業が多数にのぼるため、欧州委員会は選出した一部の企業をサンプルとして調査を行うことを決定した。調査の結果、ダンピングされた当該の輸入製品の市場への大量流入によって域内産業が実害を受けたと判断し、理事会規則 (EC) No 397/2004 により当該製品の輸入に対し 13.1%の確定アンチダンピング関税を課することが規定された。

規則 (EC) No 397/2004 による措置の適用後、ダンピング状況のみに限定した中間見直し調査を実施した結果、理事会規則 (EC) No 695/2006 により規則 (EC) No 397/2004 を改正し、以下のアンチダンピング関税を適用することを決定した。同規則は 2006 年 5 月 7 日に発効。

その後、パキスタンの輸出企業 18 社から調査協力企業としての税率 (5.8%) 適用の要請を受け、調査を行った結果、4 社が適用が認められた。このため、理事会規則 (EC) No 925/2007 では規則 (EC) No 397/2004 を改正し、付則の調査協力企業のリストを更新した。

| 企業名                                                                                        | 関税率<br>(%) | TARIC<br>追加コード |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------|
| Yunus Textile Mills<br>H-23/1, Landhi Industrial Area, Karachi                             | 8.5        | A698           |
| Lucky Textile Mills<br>L-8, Block 21, F. B Area, Karachi                                   | 7.2        | A699           |
| Nishat Mills Limited<br>Nishatabad, Faisalabad                                             | 6.1        | A700           |
| Chenab Limited<br>Nishatabad, Faisalabad                                                   | 5.7        | A701           |
| Gul Ahmed Textile Mills Ltd<br>Plot No HT/3A, Landhi Industrial Area, Landhi, Karachi      | 5.6        | A702           |
| Al-Abid Silk Mills Ltd<br>A-39, S.I.T.E., Manghopir Road, Karachi                          | 3.9        | A704           |
| Mohammad Farooq Textile Mills Ltd<br>1st floor, Finlay House, I.I Chundrigar Road, Karachi | 3.5        | A703           |
| Fairdeal Textiles (Pvt) Ltd<br>A/15-D, Binoria Chowk, S.I.T.E., Karachi                    | 0          | A705           |

|             |     |       |
|-------------|-----|-------|
| 上記を除く調査協力企業 | 5.8 | A706  |
| その他のすべての企業  | 8.5 | A999' |

出所：理事会規則（EC）No 397/2004（理事会規則（EC）No 695/2006による改正を反映）

## 革靴

- 中国およびベトナムを原産とする特定の革靴に暫定アンチダンピング関税を課する 2006 年 3 月 23 日付欧州委員会規則（EC）No 553/2006（2006 年 4 月 6 日付官報 L98 掲載）
- 中国およびベトナムを原産とする特定の革靴の輸入に確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2006 年 10 月 5 日付理事会規則（EC）No 1472/2006（2006 年 10 月 6 日付官報 L275 掲載）
- 中華人民共和国を原産とする特定の革靴の輸入に対し理事会規則（EC）No 1472/2006 により課されたアンチダンピング措置を、マカオ特別行政区から輸入することで回避している可能性に関し、マカオ原産であると申告された製品であるかどうかに関わらず調査を開始し、当該の輸入を登録制とする 2007 年 9 月 5 日付欧州委員会規則（EC）No 1028/2007（2007 年 9 月 6 日付官報 L234 掲載）

欧州委員会は欧州履物産業連盟（European Confederation of the Footwear Industry/CEC）による申し立てを受け、2005 年 7 月 7 日に官報を通じて、中国およびベトナムを原産とする特定の革靴の輸入に関するアンチダンピング手続きに着手することを発表した。ダンピングと被害に関する調査対象期間は 2004 年 4 月 1 日から 2005 年 3 月 31 日まで、また被害状況の傾向分析については、2001 年 1 月 1 日から 2005 年 3 月 31 日までが対象とされた。対象となる製品は、中国およびベトナムを原産とする特定の革靴で、スポーツシューズ（スポーツ用のもの、スポーツ用の器具が装てんされたものなど）およびスリッパ・室内履き、つま先に保護具が着いたものは除く（CN コードは以下を参照）。

### <対象製品>

|               |               |               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ex 6403 20 00 | ex 6403 30 00 | ex 6403 51 15 | ex 6403 51 19 | ex 6403 51 95 |
| ex 6403 51 99 | ex 6403 59 11 | ex 6403 59 35 | ex 6403 59 39 | ex 6403 59 95 |
| ex 6403 59 99 | ex 6403 91 13 | ex 6403 91 16 | ex 6403 91 18 | ex 6403 91 93 |
| ex 6403 91 96 | ex 6403 91 98 | ex 6403 99 11 | ex 6403 99 33 | ex 6403 99 36 |
| ex 6403 99 38 | ex 6403 99 93 | ex 6403 99 96 | ex 6403 99 98 | ex 6405 10 00 |

調査の結果、中国の全国的なダンピングマージンは 21.4%、ベトナムについては同 64.0%と暫定的に決定された。また、2001 年 1 月 1 日から 2005 年 3 月 31 日の間、域内企業の販売数量は 30%以上減少したほか、市場シェアは 9%減、生産量は 34%減となり、雇用数は 31%減少して結果的に 2 万 6,000 人の失業を招いたことが判明した。一方、同期間中に中国・ベトナムからの当該製品の輸入数量は 2 倍以上となりシェア

が 14%増加したほか、調査対象期間中にダンピングされたこれらの輸入品の価格は 30%低下したことなどが分かった。また、第三国（域内市場シェアが 2%以上の国）からの輸入数量について、2001 年と調査対象期間（2004 年 4 月 1 日～2005 年 3 月 31 日）を比較した結果、最高で 1.3%の増加しか見られず、これらの第三国からの輸入は域内産業に対して実害をおよぼしていないという結論に達した。これらから、中国およびベトナムからのダンピングされた当該製品の輸入が域内産業に実害をおよぼしたと暫定的に判断された。

このため、欧州委員会規則（EC）No 553/2006 により、中国およびベトナムを原産とする特定の革靴の輸入に対し、それぞれ 19.4%、16.8%の暫定アンチダンピング関税を課することを決定した。ただし、同関税は最初から全率を課すのではなく、下記表のように一定幅で段階的に引き上げられる。これは、ダンピングにより域内産業に損害を与えるような不正な商慣行をなくし関連業者が新たな状況に適応できるようにするとともに、域内市場を開放する一方で伝統的な取引の流れを維持し、需要に応じた供給を保証するためである。なお、子供用の靴とハイテクシューズ、つま先に保護具が付いた靴は同措置の対象とならない。同措置は 2006 年 4 月 7 日より 6 ヶ月間適用された。

|                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| 2006 年 4 月 7 日～2006 年 6 月 1 日   | 関税率   |
| 中国                              | 4.8%  |
| ベトナム                            | 4.2%  |
| 2006 年 6 月 2 日～2006 年 7 月 13 日  |       |
| 中国                              | 9.7%  |
| ベトナム                            | 8.4%  |
| 2006 年 7 月 14 日～2006 年 9 月 14 日 |       |
| 中国                              | 14.5% |
| ベトナム                            | 12.6% |
| 2006 年 9 月 15 日～                |       |
| 中国                              | 19.4% |
| ベトナム                            | 16.8% |

出所：欧州委員会規則（EC）No 553/2006

上記の措置の採択後、加盟国間では今後の対処法について討議が行われたが、自由貿易を唱え制裁措置反対を主張する国々と、より保護主義的で域内の生産者に同情的な措置を支持する国々との対立が続いた。暫定アンチダンピング措置の失効が迫った 9 月後半になっても加盟国の意見はまとまらなかったため、最終的な決議は 10 月 5 日の EU 理事会に委ねられた。結果は、賛成 9 票、反対 12 票、棄権 4 票で、棄権票は賛成票として数えられるため、1 票差で確定アンチダンピング措置を課すことで合意にいった。採択された理事会規則（EC）No 1472/2006 では、中国に対し 16.5%（Golden Step 社には 9.7%を個別に適用）、ベトナムに対しては 10%の確定アンチダンピング措置を

課することが決定された。同規則は2006年10月7日に発効し、2年間適用される。中国およびベトナムは、不公正な保護主義的な決定であるとして同措置の適用に強い不満を示している。また、英国小売協会は同措置の導入について、競争力に欠ける域内産業を保護することにはならないばかりでなく、結果的に域内の消費者価格に反映されることになることを反対の意を示していた。

その後、欧州委員会は、当該製品の輸入パターンが大幅に変化していることや、これがマカオで中国製の当該製品を積み換えないしマカオで組み立てていることが原因とみられること、またマカオから大量のダンピングされた当該製品が輸入されていることなどを証明する情報を独自で入手した。これらから、中国製の当該製品が、マカオを経由して迂回輸出することにより現行のアンチダンピング措置を回避している可能性があると判断し、欧州委員会規則（EC）No 1028/2007により、マカオから出荷された製品の輸入について調査を開始することを決定した。また、税関当局に対しては、マカオを原産とすると申告されたかどうかに関わらず、マカオからの同輸入を登録するよう指示した。同規則は2007年9月7日に発効し、登録は同規則発効後9ヵ月間実施される。

## (5) 金属

### フェロシリコン

- 中国、エジプト、カザフスタン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ロシアを原産とするフェロシリコンの輸入に暫定アンチダンピング関税を課する2007年8月28日付欧州委員会規則（EC）No 994/2007（2007年8月29日付官報L223掲載）

欧州委員会規則（EC）No 994/2007は、中国、エジプト、カザフスタン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ロシアを原産とするフェロシリコンの輸入に対し暫定アンチダンピング関税を課することを規定したものである。2006年10月16日に欧州委員会は、欧州合金鉄協会（Euroalliances）から、当該製品のダンピングにより域内産業が実質的な損害を受けているとして保護を求める申し立てを受け、2006年11月30日にアンチダンピング手続きに着手することを通達した。調査の結果、ダンピングされた当該の輸入製品と域内産業が被った実質的損害との間に関連性があると暫定的な結論に至った。これらから、欧州委員会規則（EC）No 994/2007では、当該製品の輸入に対して、2.8%～35.5%の暫定アンチダンピング関税を課税することを決定した。同規則は2007年8月30日より6ヵ月間適用される。

### 鉄鋼製ワイヤー

- インドを原産とする直径 1 ミリメートル以上の鉄鋼製ワイヤーの輸入に確定アンチダンピング関税を課する規則 (EC) No.1600/1999 を改正する 2004 年 7 月 12 日付理事会規則 (EC) No 1294/2004 (2004 年 7 月 16 日付官報 L 244 に掲載)

理事会規則 (EC) No.1600/1999 により、インドを原産とする鉄鋼製ワイヤーの輸入に対しては、特定の企業を除いて 55.6%の確定アンチダンピング税を課することが規定されている。また、インドのメーカー VSL Wires は新規輸出業者として個別の税率を適用するよう見直しを申請し、欧州委員会はこれを受け調査手続きを進めた。欧州委員会の調査により同社は新規輸出両者として認められ、理事会規則 (EC) No 1294/2004 では同社に対し 41.5%の税率を適用することが規定された。同規則は 2004 年 7 月 17 日に発効。

#### 珪素鋼板製特定の方向性電磁鋼板

- ロシア連邦を原産とする特定の方向性電磁鋼板 (シート) および幅 500 ミリメートルを超える電磁鋼板 (ストリップ) の輸入に関するアンチダンピング訴訟に関連して提供された保証を受諾し、ロシア連邦を原産とする特定の方向性電磁鋼板 (シート) の輸入を登録の対象とする 2004 年 5 月 18 日付欧州委員会規則 (EC) No 1000/2004 (2004 年 5 月 20 日付官報 L183 掲載)
- ロシアを原産とする特定の方向性電磁鋼板 (シート) の EU への輸入に関連して提供された保証を受諾する欧州委員会決定 No 303/96/ECSC を廃止する 2004 年 5 月 17 日付欧州委員会決定 2004/497/EC (2004 年 5 月 20 日付官報 L183 掲載)
- ロシア連邦を原産とする幅 500mm を超える珪素鋼板製の特定の方向性電磁鋼板 (シートおよびストリップ) に関するアンチダンピング手続きに関連して提供された保証を受諾する規則 (EC) No 275/2004 を改正し、ロシア連邦を原産とする特定の方向性電磁鋼板 (シート) の輸入を登録対象とする 2004 年 11 月 19 日付欧州委員会規則 (EC) No 1995/2004 (2004 年 11 月 20 日付官報 L305 掲載)
- 米国とロシアを原産とする珪素鋼製の方向性電磁鋼板製品の輸入に関するアンチダンピング手続きに関連して提供された保証を受諾する 2005 年 8 月 5 日付欧州委員会決定 2005/622/EC (2005 年 8 月 27 日付官報 L223 掲載)
- 米国、ロシアを原産とする珪素鋼製の方向性電磁鋼板製品の輸入に確定アンチダンピング関税を課し、ロシアを原産とする特定の方向性電磁鋼板 (シート) の輸入に確定アンチダンピング関税を課する理事会規則 (EC) No 151/2003 を廃止する 2005 年 8 月 19 日付理事会規則 (EC) No 1371/2005 (2005 年 8 月 27 日付官報 L223 掲載)

ロシア製の特定の方向性電磁鋼板の輸入には、理事会規則 (EC) No 151/2003 およびその改正理事会規則 (EC) No 990/2004 により、OOO Viz-Stal (Viz-Stal) 社に 14.7%、その他すべての企業に対しては 40.1%の確定アンチダンピング関税が課された。その後、

Viz-Stal と Novolipetsk Iron & Steel Corporation の輸出メーカー2 社から提供された保証が欧州委員会規則（EC）No 1000/2004 によって受け入れられ、2005 年 5 月 20 日まで同社の当該製品の輸入を登録することになった。同保証は、EU 拡大による悪影響が出ないよう欧州委員会が見直しを行った際に、受け入れられたものである。同保証については、ロシアから新規加盟 10 カ国への当該製品の輸入状況にその後変化がないか評価・分析が行われた結果、結論を下すには時期尚早であると判断し、欧州委員会規則（EC）No 1995/2004 によって 2005 年 5 月 20 日を最終期限として受諾継続することとなった。

欧州委員会は、2004 年 4 月 13 日に欧州鉄鋼連盟（Eurofer/European Confederation of Iron and Steel Industries）から、米国およびロシアを原産とするケイ素鋼製の方向性電磁鋼板の輸入にダンピングの事実が見られ、域内産業に実害が生じているという申し立てを受け、2004 年 5 月 28 日に同輸入に関するアンチダンピング手続きと規則（EC）No 151/2003 による措置の中間見直しを開始した。調査の結果、両国からのダンピングされた当該製品の輸入により域内産業が実害を受けたと判断し、理事会規則（EC）No 1371/2005 では、米国およびロシアを原産とする当該製品の輸入に対して下記の確定アンチダンピング関税を課することを規定した。

| 国   | 企業名                                                                        | 関税率   | TARIC 追加コード |
|-----|----------------------------------------------------------------------------|-------|-------------|
| 米国  | AK Steel Corporation<br>703, Curtis Street, Middletown, Ohio               | 31.5% | A669        |
|     | その他すべての企業                                                                  | 37.8% | A999        |
| ロシア | Novolipetsk Iron & Steel Corporation (NLMK)<br>2, Metallurgov sq., Lipetsk | 11.5% | A670        |
|     | Viz Stal<br>28, Kirov Street, Ekaterinburg                                 | 0%    | A516        |
|     | その他すべての企業                                                                  | 11.5% | A999        |

出所：欧州委員会規則（EC）No 1371/2005

なお、米国の AK Steel Corporation およびロシアの Novolipetsk Iron & Steel Corporation から提供された保証が欧州委員会決定（EC）No 2005/622 により受諾された。

| 国   | 企業                                                                                                                                                  | TARIC 追加コード |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| ロシア | 製造・販売：Novolipetsk Iron & Steel Corporation (NLMK)<br>または<br>製造：Novolipetsk Iron & Steel Corporation (NLMK)<br>販売（輸入）：Stinol AG（Lugano, Switzerland） | A674        |
| 米国  | 製造・販売：AK Steel Corporation<br>または<br>製造：AK Steel Corporation<br>販売（輸入）：AK Steel BV（Oosterhout, The Netherlands）                                     | A673        |

出所：欧州委員会決定 No 2005/622/EC

特定のシームレスパイプおよびチューブ

- クロアチアおよびウクライナを原産とする特定の鉄製または非合金鋼製のシームレスパイプおよびチューブの輸入に対して規則（EC）No 348/2000 によって課されているアンチダンピング措置を改正する 2005 年 2 月 14 日付理事会規則（EC）No 258/2005（2005 年 2 月 17 日付官報 L46 掲載）
- クロアチアおよびウクライナを原産とする特定の鉄製または非合金鋼製のシームレスパイプおよびチューブの EU への輸入に関して提供された保証を受諾する欧州委員会決定 2000/137/EC を廃止する 2005 年 2 月 16 日付欧州委員会決定 2005/132/EC（2005 年 2 月 17 日付官報 L46 掲載）
- クロアチアおよびウクライナを原産とする特定の鉄製または非合金鋼製のシームレスパイプおよびチューブの輸入に対し規則（EC）No 258/2005 によって課されている確定アンチダンピング関税を部分的に停止する 2005 年 2 月 16 日付欧州委員会決定 2005/133/EC（2005 年 2 月 17 日付官報 L46 掲載）
- クロアチアおよびウクライナを原産とする特定の鉄製または非合金鋼製のシームレスパイプおよびチューブの輸入に対し規則（EC）No 258/2005 によって課された確定アンチダンピング関税を部分的に停止する措置を延長する 2005 年 11 月 8 日付理事会規則（EC）No 1866/2005（2005 年 11 月 17 日付官報 L300 掲載）
- クロアチアおよびルーマニア、ロシア、ウクライナを原産とする特定の鉄製・鋼製のシームレスパイプおよびチューブの輸入に対し確定アンチダンピング税を課し、理事会規則（EC）No 2320/97 および（EC）No 348/2000 を廃止するとともに、ロシアおよびルーマニア産の特定の鉄製・非合金鋼製の当該製品の輸入に対するアンチダンピング関税の中間・終了見直しを終了し、ロシアおよびルーマニア産の同製品ならびにクロアチアおよびウクライナ産の同製品の輸入に対するアンチダンピング関税の各中間見直しを終了する 2006 年 6 月 27 日付理事会規則（EC）No 954/2006（2006 年 6 月 29 日付官報掲載）
- 特にルーマニアを原産とする特定の鉄製・鋼製のシームレスパイプおよびチューブの輸入に関するアンチダンピング手続きに関連して提供された保証を受諾する 2006 年 6 月 23 日付欧州委員会決定 2006/441/EC（2006 年 6 月 29 日付官報掲載）

クロアチアおよびウクライナを原産とする特定の鉄製または非合金鋼製のシームレスパイプまたはチューブの輸入には、付理事会規則（EC）No 348/2000 によりそれぞれ 23%、38.5%の確定アンチダンピング関税が課されてきた。また、クロアチアの輸出業者 Zeljezara Sisak d.d.から提供された保証が欧州委員会決定 2000/137/EC およびその改正 2002/669/EC によって受諾されていた。その後、欧州委員会の上記措置に対する中間見直しの結果、引き続き措置を適用する必要があると判断され、当該製品の輸

入に対しては理事会規則（EC）No 258/2005 により 38.8～64.1%の確定アンチダンピング関税を課税することが決定された。同規則により、これまでの措置を定めた理事会規則（EC）No 2000/348 は廃止された。

またこれに伴い、欧州委員会決定 2000/137/EC および 2002/669/EC も、欧州委員会決定 2005/132/EC によって廃止されている。さらに、欧州委員会決定 2005/133/EC では、2005 年 2 月 17 日より 9 ヶ月間にわたり、上記の措置について関税の一部分が停止され、クロアチアに対する税率は 23%、ウクライナは 38.5%と、理事会規則（EC）No 2000/348 で規定されていた税率に戻された。同措置は、ルーマニアおよびロシアからの当該製品の輸入に対するアンチダンピング措置が理事会規則（EC）No 1322/2004 により廃止されたことを受けたものである。

決定 2005/133/EC による関税の部分的な停止期間中、欧州委員会が当該製品の市場状況を観察したところ、クロアチアとウクライナからの輸入量はわずかで一定していたことが分かり、同措置を延長してもウクライナまたはクロアチアからの輸入製品が顕著に増えることはない判断された。これらから、理事会規則（EC）No 1866/2005 では、決定 2005/133/EC による関税の部分的な停止措置を 2006 年 11 月 18 日まで延長することを決定した。欧州委員会は、EU の鉄鋼製シームレスチューブ製造業者の業界団体からの申し立てを受け、クロアチア、ルーマニア、ロシア、ウクライナ産の当該製品の輸入に関するアンチダンピング手続きに着手することを 2005 年 3 月 31 日付官報で通告した。また、欧州委員会独自で、規則（EC）No 2320/97\*および（EC）No 348/2000 によって規定された同 4 ヶ国産の当該製品の輸入に対する確定アンチダンピング措置の中間見直しにも同時に着手した。

注\* 理事会規則（EC）No 2320/97 は、ハンガリーをはじめポーランド、ロシア、チェコ、ルーマニア、ならびにスロバキアを原産とする当該製品の輸入に対して確定アンチダンピング税を課すことを規定したもので、業界団体からの申し立てを受け 2002 年 11 月に当該措置の終了見直しおよび現行措置の形式と水準に関する中間見直しを開始されていた。同調査中に、1997 年に措置が規定された際の域内の調査協力企業数社が、同調査の対象期間中に競争を阻害する行為に関与していたことや競争阻害行為の対象となった製品の一部がアンチダンピング調査対象製品と重複していることなどが明らかになった。このため、同規則によるアンチダンピング措置の適用は公正ではないとの判断から、2004 年 7 月 21 日から適用されないこととなった（理事会規則（EC）No 1322/2004 による）。ただし、規則（EC）No 2320/97 の終了・中間見直しについては、不正行為の影響を受けない新たなデータに基づく所見が入手可能となるまで継続されることとなっていた。2004 年 5 月 1 日の EU 拡大に伴い、同措置の対象国はロシアとルーマニアのみとなっていた。

調査の結果、当該４カ国からのダンピングされた製品の大量な流入により域内産業が実害を受けたと判断された。これらから、理事会規則（EC）No 954/2006により、クロアチア、ルーマニア、ロシアならびにウクライナを原産とする当該製品の輸入に以下の確定アンチダンピング関税を課することが決定された。同規則は2006年6月30日に発効した。なお、これに伴い、規則（EC）No 2320/97および規則（EC）No 348/2000は廃止された。また、2005年3月に開始された中間見直し2件ならびに規則（EC）No 1322/2004により継続していたロシアとルーマニアに関する中間・終了見直しを終了した。同規則に関連してルーマニアの3企業から提供された保証が欧州委員会決定2006/441/ECによって受諾され、これらの企業は当該のアンチダンピング関税の適用対象から除外されることになった。

| 国     | 企業名                                                                                                          | 関税率    | TARIC<br>追加コード |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------|
| クロアチア | すべての企業                                                                                                       | 29.8 % |                |
| ルーマニア | S.C. T.M.K. — Artrom S.A.                                                                                    | 17.8 % | A738           |
|       | S.C. Mittal Steel Roman S.A.                                                                                 | 17.7 % | A739           |
|       | S.C. Silcotub S.A.                                                                                           | 11.7 % | A740           |
|       | その他すべての企業                                                                                                    | 17.8 % | A999           |
| ロシア   | Joint Stock Company Chelyabinsk Tube Rolling Plant and<br>Joint Stock Company Pervouralsky Novo-trubny Works | 24.1 % | A741           |
|       | その他すべての企業                                                                                                    | 35.8 % | A999           |
| ウクライナ | OJSC Dnepropetrovsk Tube Works                                                                               | 12.3 % | A742           |
|       | CJSC Nikopolsky Seamless Tubes Plant Niko Tube and<br>OJSC Nizhnedneprovsky Tube Rolling Plant               | 25.1 % | A743           |
|       | CJSC Nikopol Steel Pipe Plant Yutist                                                                         | 25.7 % | A744           |
|       | その他すべての企業                                                                                                    | 25.7 % | A999           |

出所：理事会規則（EC）No 954/2006

#### 特定の鉄鋼製継手

- 中華人民共和国およびタイを原産とする、また台湾を原産とすると申告されたかどうかに関わらず台湾から出荷される、特定の鉄鋼製継手（チューブまたはパイプ）の輸入に確定アンチダンピング関税を課する 2003 年 6 月 2 日付理事会規則（EC）No 964/2003（2003 年 6 月 6 日付官報 L139 掲載）
- 特にタイを原産とする特定の継手（チューブまたはパイプ）の輸入にかかる確定アンチダンピング関税を課する理事会規則（EC）No 964/2003 を改正する 2004 年 8 月 18 日付理事会規則（EC）No 1496/2004（2004 年 8 月 25 日付官報 L275 掲載）
- 中華人民共和国、クロアチアおよびタイを原産とする特定の鉄鋼製継手（チューブまたはパイプ）の輸入にかかる確定アンチダンピング手続きに関して提供された保証を受け入れる決定 96/252/EC を改正し、タイの特定の輸出業者によって提供された保証に対する受け入れを撤回する 2004 年 7 月 28 日付欧州委員会決定 2004/612/EC（2004 年 8 月 25

日付官報 L275 掲載)

- 中華人民共和国を原産とする鉄鋼製継手（チューブまたはパイプ）の輸入に確定アンチダンピング関税を課する理事会規則（EC）No 964/2003 を、インドネシアを原産とする  
と申告されたものかどうかに関らず、インドネシアから出荷される鉄鋼製継手の輸入に  
拡大適用する 2004 年 11 月 22 日付理事会規則（EC）No 2052/2004（2004 年 12 月 1 日付  
官報 L355 掲載）
- 中華人民共和国を原産とする鉄鋼製継手（チューブまたはパイプ）の輸入に確定アンチ  
ダンピング関税を課する理事会規則（EC）No 964/2003 を、スリランカを原産とする  
と申告されたものかどうかに関らず、スリランカから出荷される鉄鋼製継手の輸入に拡大  
適用する 2004 年 11 月 22 日付理事会規則（EC）No 2053/2004（2004 年 12 月 1 日付官報  
L355 掲載）
- 特にタイを原産とする鉄鋼製の特定の継手（チューブまたはパイプ）の輸入に適用され  
るアンチダンピング措置の部分的中間見直しを終了する 2005 年 3 月 16 日付理事会規則  
（EC）No 463/2005（2005 年 3 月 23 日付官報 L77 掲載）
- 特に中華人民共和国を原産とする特定の鉄鋼製継手（チューブまたはパイプ）の輸入に  
理事会規則（EC）No 964/2003 によって課されたアンチダンピング措置を、フィリピン  
を原産と申告されたかどうかに関らず、特定の鉄鋼製継手（チューブまたはパイプ）を  
フィリピンから出荷・輸入することで回避している可能性に関し調査を開始し、これら  
の輸入を登録の対象とする 2005 年 8 月 4 日付欧州委員会規則（EC）No 1288/2005（2005  
年 8 月 5 日付官報 L204 掲載）
- 特に中華人民共和国を原産とする特定の鉄鋼製継手（チューブまたはパイプ）の輸入に  
理事会規則（EC）No 964/2003 によって課された確定アンチダンピング関税を、フィリ  
ピンを原産と申告されたかどうかに関らず、同国から出荷された製品にも拡大適用する  
2006 年 4 月 27 日付理事会規則（EC）No 655/2006（2006 年 4 月 29 日付官報 L116 掲載）

タイを原産とする特定の溶接管継手製品の輸入については、理事会規則（EC）No 584/96 およびその改正規則 No 1592/2000 により確定アンチダンピング関税が課された。同措置はその後、期限終了に伴う見直しが実施され、理事会規則（EC）No 964/2003 によってその継続が確認された（No 584/96 は廃止）。理事会規則（EC）No 964/2003 を採択するに当たり、欧州委員会は独自に調査を実施して理事会規則（EC）No 584/96 の継続を決定したが、規則（EC）No 584/96 で 58.9%のアンチダンピング税を条件付きで免除されていたアワジサンギョウ（淡路産業のタイ工場）が、タイ産の当該製品の輸入に対する現行のアンチダンピング関税の見直しを申請した。欧州委員会はこれを受け調査を実施した結果、理事会規則（EC）No 1496/2004 により上記製品の確定ダンピング関税を更新し、以下の税率が適用されることになった。

| 国                                               | 関税率    | TARIC<br>追加コード |
|-------------------------------------------------|--------|----------------|
| 中華人民共和国                                         | 58.6 % | —              |
| タイ                                              | 58.9 % | A 999          |
| ただし以下を除く：                                       |        |                |
| Awaji Sangyo (Thailand) Co. Ltd<br>Samutprakarn | 7.4 %  | 8850           |
| Thai Benkan Co. Ltd<br>Prapadaeng-Samutprakarn  | 0 %    | A 118'         |

出所：理事会規則（EC）No 964/2003および理事会規則（EC）No 1496/2004による改正

上記の変更に伴い、アワジサンギョウおよび TTU Industrial Corp. Ltd の 2 社から提供されていた保証は欧州委員会決定 2004/612/EC により受諾が撤回された。その後、欧州委員会は、中国を原産とする当該製品がインドネシアを経由して輸出されており、これがアンチダンピング措置の回避にあたるという申し立てを受け、独自に調査を開始した。また、関税当局に対しては、インドネシアを原産とすると申告したかどうかに関わらず、インドネシアから出荷された当該製品の輸入を登録するよう指示した。調査結果から、インドネシアから出荷された当該製品の輸出はアンチダンピング措置回避にあたるという結論に達したため、中国を原産とする当該製品の輸入に課される確定アンチダンピング関税が、インドネシアを原産とすると申告されたかどうかに関わらず、インドネシアから出荷される当該製品の輸入にも拡大して適用されることが理事会規則（EC）No 2052/2004 で決定された。同規則は 2004 年 12 月 2 日に発効。

また、2004 年 1 月 20 日には、鋼製継手産業防衛委員会（Defence Committee of the Steel Butt-Welding fittings Industry）が、同様に当該製品のスリランカ経由の輸出がアンチダンピング措置回避にあたるとし、欧州委員会に調査を要請した。欧州委員会の調査の結果、スリランカを経由した迂回輸出の事実が判明するとともに同輸入にダンピングが認められた。このため、当該の確定アンチダンピング関税が、スリランカを原産とすると申告されたかどうかに関わらず、スリランカから出荷される当該製品の輸入に拡大して適用されることが理事会規則（EC）No 2053/2004 で決定された。同規則は 2004 年 12 月 2 日に発効。また、タイの Thai Benkan Co. Ltd. の当該製品の輸入に対するアンチダンピング関税 0% について、鉄鋼製継手産業防衛委員会が欧州委員会に対して見直しを申し立てたことから、欧州委員会が部分的中間見直しを行った結果、当該製品のダンピング状況が改善されていることが判明した。このため、理事会規則（EC）No 463/2005 では見直し調査を終了し、同社に対しては現行のアンチダンピング関税率 0% を引き続き適用することとなった。

2005 年 6 月 23 日には、鋼製継手産業防衛委員会が、当該製品のフィリピン経由の輸出がアンチダンピング措置回避にあたるとし欧州委員会に調査を要請した。これを受け、

欧州委員会規則（EC）No 1288/2005 により調査が開始され、税関当局に対しては、フィリピンを原産とすると申告されたかどうかに関わらず、フィリピンからの同輸入を 9 ヶ月間登録するよう指示した。調査の結果、フィリピンを経由した迂回輸出の事実が判明するとともに同輸入にダンピングが認められたため、同輸入がアンチダンピング措置回避にあたると判断された。これらから、理事会規則（EC）No 655/2006 では、規則（EC）No 964/2003 によるアンチダンピング措置をフィリピンから出荷された同製品にも適用することを規定した。同規則は 2006 年 4 月 29 日より施行。

#### 鉄鋼製ロープ及びケーブル

- モロッコの 1 製造輸出業者が製造する鉄鋼製ロープおよびケーブルの輸入登録に関する規則（EC）No 275/2004 を改正する 2004 年 9 月 30 日付欧州委員会規則（EC）No 1699/2004（2004 年 10 月 1 日付官報 L305 掲載）
- 韓国を原産とする特定の鉄鋼製ロープおよびケーブルの輸入に関するアンチダンピング手続きを終了する 2005 年 10 月 20 日付欧州委員会決定 2005/739/EC（2005 年 10 月 21 日付官報 L276 掲載）
- 規則（EC）No 384/96 第 11 条 2 項に基づく終了見直しに伴い中国およびインド、南アフリカ、ウクライナを原産とする特定の鉄鋼製ロープおよびケーブルの輸入に確定アンチダンピング関税を課する 2005 年 11 月 8 日付理事会規則（EC）No 1858/2005（2005 年 11 月 16 日付官報 L299 掲載）
- 特にインドを原産とする特定の鉄鋼製ロープおよびケーブルの輸入に関するアンチダンピング手続きに関連して提供された保証を受諾する欧州委員会決定 1999/572/EC を改正する 2005 年 12 月 22 日付欧州委員会決定 2006/38/EC（2006 年 1 月 26 日付官報 L22 掲載）
- 特にインドを原産とする特定の鉄鋼製ロープおよびケーブルの輸入に確定アンチダンピング関税を課する規則（EC）No 1858/2005 を改正する 2006 年 1 月 23 日付理事会規則（EC）No 121/2006（2006 年 1 月 26 日付官報 L22 掲載）

中国およびハンガリー、インド、メキシコ、ポーランド、南アフリカ、ウクライナを原産とする鉄鋼製ロープおよびワイヤーの輸入には、理事会規則（EC）No 1796/99 およびその改正規則により、確定アンチダンピング関税を課す措置がとられてきた。2004 年 1 月に欧州ワイヤー・ロープ産業連盟（The European Federation of Wire Rope Industries/EWRIS）から、中国を原産とする当該製品がモロッコ経由で輸出されており、これがアンチダンピング措置回避に当たるとして調査を要請した。これを受け、欧州委員会は欧州委員会規則（EC）No 275/2004 により調査を開始し、当該製品のモロッコからの輸入に関しては税関で記録をとることが規定された。規則（EC）No 275/2004 に基づく調査期間中に、欧州委員会はモロッコのメーカー Remer Maroc SARL から輸入時

の記録などの適用除外要請を受け、同社への訪問調査を行った。この結果、同社は当該製品の完成品を製造する施設を有しており、ほとんどがモロッコ国内向けであること、自社製品またはイタリアの親会社の製品のみを販売していることなどが判明したほか、同社が当該製品等を中国から購入した事実はないと認められた。これらから欧州委員会規則（EC）No 1699/2004により規則（EC）No 275/2004を改正し、同社は税関での記録対象から除外された。

また、理事会規則（EC）No 1796/99によるアンチダンピング措置終了の通達後、欧州委員会は2004年5月に欧州ワイヤー・ロープ産業連盟（EWRIS）より同措置の見直しの要請を受け、調査に着手した。メキシコについては、当該製品の同国からの輸入にダンピングの事実が見られないという理由から見直し調査が要請されなかったため、メキシコに対する同措置は2004年8月18日に終了した。また、韓国についてはダンピングが僅少であることが確認されたため、欧州委員会決定2005/739/ECにより当該のアンチダンピング手続きは終了した。中国およびインド、南アフリカ、ウクライナからの輸入については、終了見直し調査の結果、域内産業が依然として脆弱であると判断され、これらの国からの当該製品の輸入に対して適用されているアンチダンピング措置を継続する必要があるという結論に達した。

この結果、理事会規則（EC）No 1858/2005により、中国、インド、南アフリカ、ウクライナを原産とする当該製品の輸入には以下の確定アンチダンピング関税を課すことが決定された。ただし、インドおよび南アフリカの1社については保証が受け入れられたため適用除外となった。また、ウクライナに適用される税率はモルドバから出荷された製品に対しても拡大適用され、同様に、中国に適用される税率はモロッコから出荷された製品に対しても適用される（モロッコの1社の製品は対象外）。規則（EC）No 1858/2005は2005年11月17日に発効。

#### 確定アンチダンピング関税

| 国     | 対象企業                                                                                                                                 | 税率    | TARIC<br>追加コード |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------|
| インド   | Usha Martin Limited (formerly Usha Martin Industries & Usha Beltron Ltd) 2A, Shakespeare Sarani Calcutta 700 071, West Bengal, India | 23.8% | 8613           |
|       | その他すべての企業                                                                                                                            | 30.8% | 8900           |
| 中国    | すべての企業                                                                                                                               | 60.4% | -              |
| ウクライナ | すべての企業                                                                                                                               | 51.8% | -              |
| 南アフリカ | すべての企業                                                                                                                               | 38.6% | 8900           |

出所：理事会規則（EC）No 1858/2005

その後、インドの Usha Martin Limited（UML）が提供した保証内容が守られているかどうかの検証が行われた結果、保証提供の条件に違反する行為を行っていたことが判明し

たため、欧州委員会決定 2006/38/EC により、同社からの保証が取り下げられた。これに伴い、理事会規則 (EC) No 121/2006 で規則 (EC) No 1858/2005 を改正し、同社を確定アンチダンピング措置の適用除外の対象から外した。この結果、適用除外となっているのは南アフリカの Haggie1 社のみとなった。

- チェコ共和国およびロシア、タイ、トルコを原産とする特定の鉄鋼製ロープおよびケーブルの輸入に暫定アンチダンピング関税を課し、チェコ共和国とトルコの輸出業者から提供された保証を受け入れる 2001 年 2 月 2 日付欧州委員会規則 (EC) No 230/2001 (2001 年 2 月 3 日付官報 L34 掲載) ※廃止
- チェコ共和国およびロシア、タイ、トルコを原産とする特定の鉄鋼製ロープおよびケーブルの輸入に確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2001 年 8 月 2 日付理事会規則 (EC) No 1601/2001 (2001 年 8 月 4 日付官報 L211 掲載)
- 理事会規則 (EC) No 1601/2001 を改正する 2002 年 12 月 19 日付理事会規則 (EC) No 2288/2002 (2002 年 12 月 21 日付官報 L348 掲載)
- 理事会規則 (EC) No 1601/2001 を改正する 2003 年 7 月 15 日付理事会規則 (EC) No 1268/2003 (2003 年 7 月 18 日付官報 L180 掲載)
- 理事会規則 (EC) No 1601/2001 を改正する 2005 年 4 月 8 日付理事会規則 (EC) No 564/2005 (2005 年 4 月 15 日付官報 L97 掲載)

2001 年 2 月 4 日に施行された欧州委員会規則 (EC) No 230/2001 は、チェコ共和国およびロシア、タイ、トルコの 4 カ国を原産とする鉄鋼製のロープおよびケーブルに対して 19.2～66.0%の暫定アンチダンピング関税を課すものである。同措置に対し、チェコの 1 社とトルコの 2 社から保証が提供され、欧州委員会はこれを受け入れた。その後、欧州委員会は確定的な結論を出すための継続調査の結果、理事会規則 (EC) No 1601/2001 により、規則 (EC) No 230/2001 で決まった税率に修正が行われた。同修正に伴う 4 カ国および特定の企業の個別の税率は以下の通りとなっている。また、規則 (EC) No 230/2001 で保証を受け入れることが決定した企業以外に、ロシアとタイの企業からも保証が提供され、欧州委員会はこれを受け入れた。以上の同措置は 2001 年 8 月 5 日より適用されている。

| 国   | 税率    | TARIC 追加コード |
|-----|-------|-------------|
| チェコ | 47.1% | A999        |
| ロシア | 50.7% | A999        |
| タイ  | 42.8% | A999        |
| トルコ | 32.1% | A999        |

出所：理事会規則 (EC) No 1601/2001

| 国   | 企業      | 税率    | TARIC 追加コード |
|-----|---------|-------|-------------|
| チェコ | DB a.s. | 30.7% | A216        |

|     |                                                                                                                                       |       |      |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|
| ロシア | Bezru ova 300, 735 93 Bohumin, Czech Republic                                                                                         |       |      |
|     | Open Joint Stock Company Cherepovetsky Staleprokatny Zavod, Russia, 162600, Cherepovets, Vologda Region, ul. 50-letia Oktiabria, 1/33 | 36.1% | A217 |
| タイ  | Usha Siam Steel Ind. Public Company Limited 888/116 Mahatun Plaza Building, Ploenchit Road, Bangkok 10330, Thailand                   | 24.8% | A218 |
| トルコ | Celik Halat ve Tel Sanayii A. . Fahrett n Ker m Goka Cad. No 14 Den zc ler i Merkez A. Blok Kat. 1                                    | 31.0% | A219 |
|     | Has Celik ve Halat Sanayi Ticaret A.S. Hacilar Yolu 8. Km Kayseri Turkiye                                                             | 17.8% | A220 |

出所：理事会規則（EC）No 1601/2001

適用除外となった企業 ※規則（EC）No 1601/2001 に基づいて適用除外となるもの

| 国   | 企業                                                                                                                                    | TARIC 追加コード |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| チェコ | DB a.s.<br>Bezru ova 300, 735 93 Bohumin, Czech Republic                                                                              | A216        |
| ロシア | Open Joint Stock Company Cherepovetsky Staleprokatny Zavod, Russia, 162600, Cherepovets, Vologda Region, ul. 50-letia Oktiabria, 1/33 | A217        |
| タイ  | Usha Siam Steel Ind. Public Company Limited 888/116 Mahatun Plaza Building, Ploenchit Road, Bangkok 10330, Thailand                   | A218        |
| トルコ | Celik Halat ve Tel Sanayii A.S.<br>Fahrett n Ker m Goka Cad. No 14 Den zc ler i Merkez A. Blok Kat. 1                                 | A219        |
|     | Has Celik ve Halat Sanayi Ticaret A.S.<br>Hacilar Yolu 8. Km Kayseri Turkiye                                                          | A220        |

出所：理事会規則（EC）No 1601/2001

その後、トルコの Celik Halat ve Tel Sanayii A.S.が欧州委員会に保証の取り下げを申し出たため、2002 年 12 月 19 日付理事会規則（EC）No 2288/2002 では同社を適用除外企業から削除し、規則（EC）No 1601/2001 を改正した。また、トルコの Has Celik ve Halat Sanayi Ticaret A.S.は保証に関する規定違反を犯したため、欧州委員会は同社の保証を取り下げ、2003 年 7 月 15 日付理事会規則（EC）No 1268/2003 で同社を適用除外企業から削除した。その後、Has Celik ve Halat Sanayi Ticaret A.S.の申し立てに基づき、欧州委員会が規則（EC）No 1601/2001 の部分的な中間見直しを行った結果、同社のダンピングの事実はないことが判明したため、2005 年 4 月 8 日付理事会規則（EC）No 564/2005 では同社に対する税率を 0%に修正した。同規則は 2005 年 4 月 16 日から適用。

#### ステンレス鋼製の特定ファスナーおよび部品

- 中国およびインドネシア、台湾、タイ、ベトナムを原産とするステンレス鋼製の特定のファスナーおよび部品の輸入に暫定アンチダンピング関税を課する 2005 年 5 月 20 日付欧州委員会規則（EC）No 771/2005（2005 年 5 月 21 日付官報 L128 掲載）
- 中国およびインドネシア、台湾、タイ、ベトナムを原産とするステンレス鋼製の特定のファスナーおよび部品の輸入に対し確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収し、マレーシアおよびフィリピンを原産とする当該製

**品の輸入に関するアンチダンピング手続きを終了する 2005 年 11 月 14 日付理事会規則  
(EC) No 1890/2005 (2005 年 11 月 19 日付官報 L302 掲載)**

欧州委員会は、欧州産業用ファスナー協会（European Industrial Fasteners Institute/EIFI）からの苦情を受け、中国およびインドネシア、マレーシア、フィリピン、台湾、タイ、ベトナムを原産とするステンレス鋼製のファスナーおよび部品の輸入に関するアンチダンピング手続きを開始することを 2004 年 8 月に通達し、調査が開始された。調査の結果、マレーシアについてはダンピングの事実がないと判断された。フィリピンについては、EU 域内への輸出は措置対象外のナットに限定されているためダンピングマージンは算出されず、暫定アンチダンピング措置も課さないこととなった。また、中国、インドネシア、台湾、タイ、ベトナムのメーカーからの輸入に対しては、欧州委員会規則（EC）No 771/2005 により、中国については 11.4%～27.4%、インドネシア 9.8%～24.6%、台湾 8.8%～23.6%、タイ 10.8%～15.9%、ベトナム 7.7%の暫定アンチダンピング関税を課税することが決定された。その後、ダンピングマージンが確定的に算定され、域内産業への被害を防ぐためには確定アンチダンピング措置を課す必要があるという結論が出された。このため、理事会規則（EC）No 1890/2005 では、中国およびインドネシア、台湾、タイ、ベトナムを原産とする当該製品の輸入に以下の確定アンチダンピング関税を課することが規定された。同規則（EC）No 1890/2005 は 2005 年 11 月 20 日に発効。

| 国      | 企業名                                                             | 関税率   | TARIC 追加コード |
|--------|-----------------------------------------------------------------|-------|-------------|
| 中国     | Tengzhou Tengda Stainless Steel Product Co., Ltd, Tengzhou City | 11.4% | A650        |
|        | Tong Ming Enterprise (Jiaxing) Co. Ltd, Zhejiang                | 12.2% | A651        |
|        | その他すべての企業                                                       | 27.4% | A999        |
| インドネシア | PT. Shye Chang Batam Indonesia, Batam                           | 9.8%  | A652        |
|        | その他すべての企業                                                       | 24.6% | A999        |
| 台湾     | Arrow Fasteners Co. Ltd, Taipei                                 | 15.2% | A653        |
|        | Jin Shing Stainless Ind. Co. Ltd, Tao Yuan                      | 8.8%  | A654        |
|        | Min Hwei Enterprise Co. Ltd, Pingtung                           | 16.1% | A655        |
|        | Tong Hwei Enterprise, Co. Ltd, Kaohsiung                        | 16.1% | A656        |
|        | Yi Tai Shen Co. Ltd, Tainan                                     | 11.4% | A657        |
|        | 付表に記載された企業 32 社                                                 | 15.8% | A649        |
|        | その他すべての企業                                                       | 23.6% | A999        |
| タイ     | A.B.P. Stainless Fasteners Co. Ltd, Ayutthaya                   | 11.1% | A658        |
|        | Bunyat Industries 1998 Co. Ltd, Samutsakorn                     | 10.8% | A659        |
|        | Dura Fasteners Company Ltd, Samutprakarn                        | 14.6% | A660        |
|        | Siam Screws (1994) Co. Ltd, Samutsakorn                         | 11.0% | A661        |
|        | その他すべての企業                                                       | 14.6% | A999        |
| ベトナム   | すべての企業                                                          | 7.7%  | —           |

出所：欧州委員会規則（EC）No 1890/2005

## 鋳物

- 中国を原産とする特定の鋳物の輸入に確定アンチダンピング関税を課する 2005 年 7 月 25 日付理事会規則（EC）No 1212/2005（2005 年 7 月 29 日付官報 L199 掲載）
- 中国を原産とする特定の鋳物の輸入に対するアンチダンピング手続きに関連して提供された保証を受諾する 2006 年 1 月 19 日付欧州委員会決定 2006/109/EC（2006 年 2 月 17 日付官報 L47 掲載）
- 理事会規則（EC）No 1212/2005 を改正する 2006 年 2 月 14 日付理事会規則（EC）No 268/2006（2006 年 2 月 17 日付官報 L47 掲載）

理事会規則（EC）No 1212/2005 は、中国を原産とする特定の鋳物の輸入に下記の確定アンチダンピング関税を課することを規定したものである。2004 年 3 月に、域内の鋳物製造業者らを代表して Eurofonte は、欧州委員会に対し中国を原産とする特定の鋳物の輸入に明らかなダンピングの事実が見られ、域内産業が実質的な損害を受けていると申し立てた。この申し立てを受け、欧州委員会は 2004 年 4 月 30 日に、中国を原産とする当該製品の輸入に関しアンチダンピング手続きを開始することを通達した。調査の結果、中国を原産とする当該製品のダンピングされた輸入により域内産業が実質的な損害を受けたと判断された。このため、理事会規則（EC）No 1212/2005 により、当該製品の輸入に下記の確定アンチダンピング関税を課税することが決定された。同規則は、2005 年 7 月 30 日に発効。

| 企業名                                                                                                                                            | 関税率<br>(%) | TARIC<br>追加コード |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------|
| Shijiazhuang Transun Metal Products Co. Ltd., Xinongcheng, Liulintun, Luancheng County, Shijiazhuang City, Hebei Province, 051430, PRC         | 0.0        | A675           |
| Shaoshan Huanqiu Castings Foundry, Fengjia Village, Yingtian Township, Shaoshan, Hunan, PRC                                                    | 0.0        | A676           |
| Fengtai Handan Alloy Casting Co. Ltd., Beizhangzhuang Town, Handan County, Hebei, PRC                                                          | 0.0        | A677           |
| Shanxi Jiaocheng Xinglong Casting Co. Ltd., Jiaocheng County, Shanxi Province, PRC                                                             | 0.0        | A678           |
| Tianjin Jinghai Chaoyue Industrial and Commercial Co. Ltd., Guan Pu Tou Village, Yang Cheng Zhuang Town, Jinghai District, 301617 Tianjin, PRC | 0.0        | A679           |
| Shanxi Yuansheng Casting and Forging Industrial Co. Ltd., No. 8 DiZangAn, Taiyuan, Shanxi, 030002, PRC                                         | 18.6       | A680           |
| Botou City Simencum Town Bai fo Tang Casting Factory, Bai Fo Tang Village, Si Men Cum Town, Bo Tou City, 062159, Hebei Province, PRC           | 28.6       | A681           |
| Hebei Shunda Foundry Co. Ltd., Qufu Road, Quyang, 073100, PRC                                                                                  | 28.6       | A682           |
| Changan Cast Limited Company of Yixian Hebei, Taiyuan main street, Yi County, Hebei Province, 074200, PRC                                      | 31.8       | A683           |

|                                                                                                   |      |      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|
| Shandong Huijin Stock Co. Ltd., North of Kouzhen Town, Laiwu City, Shandong Province, 271114, PRC | 37.9 | A684 |
| その他すべての企業                                                                                         | 47.8 | A999 |

出所：理事会規則（EC）No 1212/2005

同規則による確定アンチダンピング措置に対し、中国機電産品出口商会（CCCME）が、20社の協力企業（域内の関連輸入業者を含む）とともに合同で保証を提供した。同保証は欧州委員会決定 2006/109/EC により受諾され、これに伴い、理事会規則（EC）No 268/2006 により、規則（EC）No 1212/2005 を改正し、保証が受諾された企業の製品の輸入条件を追加した。規則（EC）No 268/2006 は 2006 年 2 月 18 日に発効。

### アルミホイル

- 特にロシアを原産とする特定のアルミホイルの輸入に確定アンチダンピング関税を課する規則（EC）No 950/2001 を改正する 2006 年 1 月 23 日付理事会規則 No 161/2006（2006 年 1 月 31 日付官報 L26 掲載）
- ロシアを原産とする特定のアルミホイルの EU 域内への輸入に関連して提供された保証を受諾する決定 2001/381/EC を廃止する 2005 年 12 月 20 日付欧州委員会決定 2006/45/EC（2006 年 1 月 31 日付官報 L26 掲載）

中国およびロシアを原産とする特定のアルミニウムホイルの輸入には、理事会規則（EC）No 950/2001 およびその改正規則（理事会規則 No 161/2006）により、それぞれ 15.0%、14.9% の確定アンチダンピング関税が課税されていた。ロシアの 1 社（Joining Stock Company 'United Company Siberian Aluminium'：その後、同社は社名を Open Joint Stock Company Rusal Sayanal（Sayanal）に変更）については、欧州委員会決定 2001/381/EC により保証が受諾されたため、同措置の適用除外となっていた。

その後、Sayanal は同社に対する措置の見直しを申し出た。これを受け、欧州委員会は、2004 年 11 月 23 日に同社のダンピング状況のみを対象とした部分的見直し調査に着手した。調査の結果、同社製品の輸入にダンピングの事実は見られなかったため、理事会規則 No 161/2006 で規則（EC）No 950/2001 を改正し、確定アンチダンピング関税を下記表の通りに置き換えた。同規則は 2006 年 2 月 1 日に発効。また、これに伴い、欧州委員会決定 2006/45/EC では、同社の保証を受諾した決定 2001/381/EC を廃止した。決定 2006/45/EC は 2006 年 2 月 1 日に発効。

| 国 | 企業名 | 関税率<br>(EUR/トン) | TARIC<br>追加コード |
|---|-----|-----------------|----------------|
|---|-----|-----------------|----------------|

|           |                                                                                                                  |       |       |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 中国<br>ロシア | すべての企業                                                                                                           | 15.0  | —     |
|           | Open Joint Stock Company Rusal Sayanal,<br>Prompleshadka,<br>Sayanogorsk, Republic of Khakasia<br>655600, Russia | 0     | A255  |
|           | その他すべての企業                                                                                                        | 14.9% | A999' |

出所：理事会規則 No 161/2006

#### タングステン電極

- 中国を原産とする特定のタングステン電極の輸入に暫定アンチダンピング関税を課する 2006 年 9 月 13 日付欧州委員会規則 (EC) No 1350/2006 (2006 年 9 月 14 日付官報 L250 掲載)
- 中国を原産とする特定のタングステン電極の輸入に対し確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2007 年 3 月 9 日付理事会規則 (EC) No 260/2007 (2007 年 3 月 13 日付官報 L72 掲載)

2005 年 11 月 4 日に、域内のタングステン電極製造業者に代わってロビー団体 Eurometaux が、中国を原産とするタングステン電極の輸入にダンピングの事実が見られ、域内産業に実害が生じていると欧州委員会に申し立てた。これを受け、欧州委員会は 2005 年 12 月 17 日付官報で、アンチダンピング手続きの開始を通告した。調査の結果、中国からのダンピングされた当該製品の輸入が域内産業に実害をおよぼしたと暫定的に判断され、欧州委員会規則 (EC) No 1350/2006 により、当該製品の輸入に対し 25.9～86.8%の暫定アンチダンピング関税を課することが決定された。同措置は 2006 年 9 月 15 日より 6 ヶ月間適用された。

その後の詳細な調査の結果、ダンピングマージンについては、調査に協力した企業で市場経済待遇 (MET) が認められた 1 社については 17%、個別取り扱い (IT) を受けるための要件を満たしている 2 社については 107.3%、128.4%、またその他のすべての企業については 160.2%と確定的に算定された。また、中国からの当該製品の輸入により域内産業が実害を受けたと判断された。これらから、理事会規則 (EC) No 260/2007 では、下記の確定アンチダンピング関税を課することが決定された。同規則は 2007 年 3 月 13 日に発効。

| 企業名                                                      | 関税率<br>(%) | TARIC<br>追加コード |
|----------------------------------------------------------|------------|----------------|
| Shandong Weldstone Tungsten Industry Co., Ltd            | 17.0       | A754           |
| Shaanxi Yuheng Tungsten & Molybdenum Industrial Co., Ltd | 41.0       | A755           |
| Beijing Advanced Metal Materials Co., Ltd                | 38.8       | A756           |
| その他すべての企業                                                | 63.5       | A999           |

出所：理事会規則（EC）No 260/2007より作成

#### リングバインダー

- 特定の中国製リングバインダーの輸入に関する規則（EC）No.119/97 によって課されている確定アンチダンピング措置をベトナム社会主義共和国から出荷される同製品に拡大する 2004 年 6 月 28 日付理事会規則（EC）No.1208/2004（2004 年 7 月 1 日付官報 L 232 掲載）
- 中華人民共和国を原産とする特定のリングバインダーの輸入に確定アンチダンピング関税を課する 2004 年 12 月 4 日付理事会規則（EC）No 2074/2004（2004 年 12 月 4 日付官報 L359 掲載）
- 理事会規則（EC）No 2074/2004 により中華人民共和国を原産とする特定のリングバインダーの輸入に課されたアンチダンピング措置に関し、ラオス人民民主共和国を原産とすると申告されたかどうかにかかわらずラオス人民民主共和国経由で出荷した同製品を輸入することで回避している可能性の調査を開始する 2005 年 4 月 12 日付欧州委員会規則（EC）No 559/2005（2005 年 4 月 13 日付官報 L94 掲載）
- 理事会規則（EC）No 2074/2004 により中華人民共和国を原産とする特定のリングバインダーの輸入に課された確定アンチダンピング関税を、ラオス人民民主共和国から出荷された同製品に拡大適用する 2006 年 1 月 9 日付理事会規則（EC）No 33/2006（2006 年 1 月 12 日付官報 L7 掲載）

理事会規則（EC）No.1208/2004 では、理事会規則（EC）No 119/97 で規定されている中国製の当該製品に対する確定アンチダンピング措置をベトナムから出荷された同製品にも拡大適用することを規定した。これは 2003 年 8 月にドイツの 2 メーカーが中国製リングバインダーのベトナム経由での輸出がアンチダンピング措置回避に当たると申し立てをしたことを発端とする。この申し立てを受け、欧州委員会が調査を進めた結果、ベトナム経由での迂回輸出の事実が判明し、申し立ての内容が事実と判断された。このため、ベトナム経由で輸入される製品についても、ベトナムを原産とするという表示の有無にかかわらず、同様のアンチダンピング措置を課することが決定された。理事会規則（EC）No.119/97 で規定された特定の中国製リングバインダーの輸入に対するアンチダンピング措置の期間終了が間近に迫った 2001 年 10 月 23 日に、Koloman Handler AG および Krause Ringbuchtechnik GmbH の 2 社が EU 域内の当該製品製造業者を代表して、同措置の見直しの要請を行った。終了見直しの結果、理事会規則（EC）No 2074/2004 により中国に対する措置を継続し、下記の確定アンチダンピング関税を 4 年間適用することが決定された。同規則は 2004 年 12 月 5 日に発効。

リング数17～13のリングバインダーメカニズム  
(TARICコード8305 10 00 21、8305 10 00 29)

当該製品の最低輸入価格を1,000個あたり325ユーロと設定し、通関手続き前のEU域内輸入価格がこれより低い場合にその差額を支払う

| 上記以外のリングバインダーメカニズム<br>(TARICコード8305 10 00 11、8305 10 0019) |       |            |
|------------------------------------------------------------|-------|------------|
|                                                            | 関税率   | TARIC追加コード |
| World Wide Stationery Mfg.                                 | 51.2% | 8934       |
| その他の企業                                                     | 78.8% | 8900       |

出所：理事会規則（EC）No 2074/2004

また、2005年2月28日には、特定のリングバインダーの域内市場シェアの70%以上を占める企業 Ring Alliance Ringbuchtechnik GmbH が、ラオス人民民主共和国経由で出荷された当該製品の輸入がアンチダンピング措置回避にあたるとし、欧州委員会に調査を申し立てた。これを受け、欧州委員会は調査 2005年4月12日付欧州委員会規則（EC）No 559/2005 により調査を開始し、関税当局に対してラオスを原産とすると申告されたものかどうかに関わらず、ラオスから出荷された当該製品の輸入を登録するよう指示した。調査の結果、当該製品がベトナムのほかラオス経由でも迂回輸出されていることが判明したほか同輸入にダンピングが認められ、アンチダンピング措置の回避にあたると判断された。このため、理事会規則（EC）No 33/2006 により規則（EC）No 2074/2004 によるアンチダンピング関税を、ラオスを原産とすると申告されたかどうかに係わらずラオスから出荷された同輸入にも拡大適用することが決定された。規則（EC）No 33/2006 は 2006年1月12日に発効。

#### レバー・アーチメカニズム

- 中国を原産とするレバー・アーチメカニズムの輸入に暫定アンチダンピング関税を課する 2006年1月26日付欧州委員会規則（EC）No 134/2006（2006年1月27日付官報 L23）
- 中国人民共和国を原産とするレバー・アーチメカニズムの輸入に確定アンチダンピング関税を課し、暫定関税を確定的に徴収する 2006年1月26日付欧州委員会規則（EC）No 1136/2006（2006年7月27日付官報 L205）

欧州委員会は 2005年3月11日に、域内のレバー・アーチメカニズムの製造業者3社から、中国を原産とするレバー・アーチメカニズムの輸入にダンピングの事実が見られ、域内産業に実質的な損害が出ているという申し立てを受けた。これを受け、欧州委員会は 2005年4月28日に、当該製品に関するアンチダンピング手続きに着手することを通達した。調査の結果、ダンピングされた中国製品と域内産業が被った実質的損害との間に関連性があると暫定的な結論に至った。これらから、欧州委員会規則（EC）No 134/2006 では、当該製品の輸入に関し Dongguan Nanzha Leco Stationery 社に対して

27.1%、その他すべての企業に対しては47.4%の暫定アンチダンピング関税を課することを決定した。その後の欧州委員会の新たな調査では、中国からの当該製品の輸入が域内産業に損害を与えていることが再確認され、欧州委員会規則（EC）No 1136/2006により、当該製品の輸入に下記の確定アンチダンピング関税を課することを決定した。同規則は2006年7月28日に発効。

| 企業名                                                                                    | 関税率    | TARIC<br>追加コード |
|----------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------|
| Dongguan Nanzha Leco Stationery,<br>The First Industrial Camp, Nanzha, Humen, Dongguan | 27.1 % | A729           |
| その他のすべての企業                                                                             | 47.4 % | A999           |

出所：理事会規則（EC）No 1136/2006

#### フェロモリブデン

- 中国を原産とするフェロモリブデンの輸入に確定アンチダンピング関税を課する 2002年1月28日付理事会規則（EC）No 215/2002（2002年2月6日付官報L35掲載）
- 中国を原産とするフェロモリブデンの輸入に対し規則（EC）No 215/2002 によって課されている確定アンチダンピング関税を停止する 2006年10月23日付欧州委員会決定 2006/714/EC（2006年10月24日付官報L293掲載）
- 中国を原産とするフェロモリブデンの輸入に対し規則（EC）No 215/2002 によって課されている確定アンチダンピング関税の停止を延長する 2007年7月16日付理事会規則（EC）No 856/2007（2007年7月21日付官報L190掲載）

理事会規則（EC）No 215/2002により、当該製品の輸入には2002年2月7日より22.5%のアンチダンピング関税を適用されていた。その後、当該製品の輸入量が減少するとともに域内市場の状況が改善されてきたことから、欧州委員会決定 2006/714/ECにより当該措置を2006年10月25日より9ヵ月間停止した。以来、状況に変化がないことや、2006年10月末に開始された中間見直し調査の結果がまだ出ていないことなどから、理事会規則（EC）No 856/2007では同措置の停止を2008年1月31日まで延長した。

#### **(6) 機械、電気・電子機器**

##### 両開き式冷蔵庫

- 韓国を原産とする特定の両開き式冷蔵庫の輸入に暫定アンチダンピング関税を課する 2006年2月28日付欧州委員会規則（EC）No 355/2006（2006年3月1日付官報L59掲載）
- 韓国を原産とする特定の両開き式冷蔵庫の輸入に確定アンチダンピング関税を課し、

**暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2006 年 8 月 25 日付理事会規則 (EC) No1289/2006 (2006 年 8 月 31 日付官報 L236 掲載)**

欧州委員会は 2005 年 4 月 18 日に域内における両開き式冷蔵庫の主要メーカーであるワールプール・ヨーロッパから韓国を原産とする特定の両開き式冷蔵庫の輸入にダンピングが見られ、これによって域内産業に実害が出ているという申し立てを受け、2005 年 6 月 2 日にアンチダンピング手続きを開始した。調査の結果、ダンピングされた当該製品の輸入が域内産業に実害をおよぼしたと暫定的に判断された。この結果、欧州委員会規則 (EC) No 355/2006 により、韓国を原産とする当該製品の輸入に対して、4.4～14.3%の暫定アンチダンピング関税を課することが決定され、2006 年 3 月 2 日より 6 ヶ月間適用された。その後、欧州委員会が詳細調査を完了した結果、理事会規則 (EC) No 1289/2006 では、当該製品（冷凍室の上に 2 ドアの冷蔵室がある 3 ドア式の製品は対象外）の輸入に対し、下記の確定アンチダンピング関税を課することを決定した。同規則は 2006 年 9 月 1 日に発効。

| 企業名                                                                                         | 関税率 (%) | TARIC 追加コード |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------|
| Daewoo Electronics Corporation, 686 Ahyeon-dong, Mapo-gu, Seoul                             | 3.4     | A733        |
| LG Electronics Corporation, LG Twin Towers, 20, Yeouido-dong, Yeongdeungpo-gu, Seoul        | 12.2    | A734        |
| Samsung Electronics Corporation, Samsung Main Bldg, 250, 2-ga, Taepyeong-ro, Jung-gu, Seoul | 0.0     | A735        |
| その他のすべての企業                                                                                  | 12.2    | A999        |

出所：理事会規則 (EC) No 1289/2006

**電子測量計 (REWS)**

- **中華人民共和国、大韓民国、台湾を原産とする特定の電子測量計 (REWS) の輸入に確定アンチダンピング関税を課する 2000 年 11 月 27 日付理事会規則 (EC) No 2605/2000 (2000 年 11 月 30 日付官報 L301 掲載)**
- **特に台湾を原産とする特定の電子測量計 (REWS) の輸入に確定アンチダンピング関税を課する理事会規則 (EC) No 2605/2000 の「新規輸出業者」見直しを開始し、輸出業者 1 社による輸入に対する関税を廃止し、これらの輸入を登録対象とする 2003 年 11 月 19 日付欧州委員会規則 (EC) No 2034/2003 (2003 年 11 月 20 日付官報 L302 掲載)**
- **特に中華人民共和国を原産とする特定の電子測量計 (REWS) の輸入に確定アンチダンピング関税を課する理事会規則 (EC) No 2605/2000 の「新規輸出業者」見直しを開始し、輸出業者 2 社による輸入に対する関税を廃止し、これらの輸入を登録対象とする 2004 年 8 月 2 日付欧州委員会規則 (EC) No 1408/2004 (2004 年 8 月 3 日付官報 L256 掲載)**
- **特に台湾を原産とする特定の電子測量計 (REWS) の輸入に確定アンチダンピング関**

- 税を課する理事会規則 (EC) No 2605/2000 の「新規輸出業者」見直しを終了する 2004 年 11 月 2 日付理事会規則 (EC) No 1941/2004 (2004 年 11 月 12 日付官報 L336 掲載)**
- **特に中華人民共和国を原産とする特定の電子測量計 (REWS) の輸入に確定アンチダンピング関税を課する理事会規則 (EC) No 2605/2000 を改正する理事会規則 (EC) No 692/2005 (2005 年 5 月 3 日付官報 L112 掲載)**

理事会規則 (EC) No 2605/2000 およびこの改正により、一部の中国産の電子測量計 (REWS) の輸入には、下記の確定アンチダンピング関税を課す措置がとられている。

| 国           | 企業                                              | 税率     | TARIC<br>追加コード |
|-------------|-------------------------------------------------|--------|----------------|
| 中華人民<br>共和国 | Shanghai Teraoka Electronic Co. Ltd             | 12.8 % | A207           |
|             | Mettler-Toledo Changzhou Scale Ltd              | 0 %    | A215           |
|             | Shanghai Yamato Scale Co. Ltd                   | 9.0 %  | A209           |
|             | Shanghai Adeptech Precision Co., Ltd            | 52.6 % | A561           |
|             | Shanghai Excell M&E Enterprise Co., Ltd         | 52.6 % | A561'          |
|             | その他のすべての企業                                      | 30.7 % | A999           |
| 大韓民国        | CAS Corporation                                 | 0 %    | A210           |
|             | A & D Korea Co. Ltd                             | 4.7 %  | A211           |
|             | その他のすべての企業                                      | 4.9 %  | A999           |
| 台湾          | UWE-Universal Weight Enterprise Co. Ltd, Taipei | 5.5 %  | A213           |
|             | Snowrex International Co. Ltd, Taipei           | 5.9 %  | A214           |
|             | その他のすべての企業                                      | 13.4 % | A999           |

出所：理事会規則 (EC) No 2605/2000 および左記に対する改正

同措置に対し、欧州委員会は台湾メーカーの Charder Electronic Co., Ltd. の要請を受け、欧州委員会規則 No 2034/2003 により同社の製品について、2003 年 11 月 21 日より 9 ヶ月間にわたる見直しを実施した。調査の結果、同社は、「新規輸出業者」とはみなされず、理事会規則 (EC) No 1941/2004 により台湾の「その他のすべての企業」と同様、当該製品について 13.4% のアンチダンピング関税が適用されることになった。また、中国メーカーの Shanghai Excell M & E および Shanghai Adeptech Precision Co., Ltd の 2 社も新規輸出業者とみなし個別関税率の適用を欧州委員会に要請した。欧州委員会はこれを受け、2 社が中国で製造する以下の製品について上記規則の見直しを開始することを決め、欧州委員会規則 (EC) No 1408/2004 により 2004 年 8 月 4 日からの 9 ヶ月間の見直し期間中は 2 社に対する関税を無効にし、EU への輸入時に税関で記録をとることが定められた。その後、欧州委員会の見直しにより中国の同 2 社に対するダンピングマージンを算出した結果、理事会規則 (EC) No 692/2005 により当該製品については 52.6% の確定アンチダンピング関税が過去に遡って適用されることになった。

#### **ハンドパレットトラックおよび必須部品**

- 中国を原産とするハンドパレットトラックとその必須部品の輸入に対して暫定アンチダンピング関税を課する 2005 年 1 月 27 日付欧州委員会規則 (EC) No 128/2005 (2005 年 1 月 28 日付官報 L25 掲載)
- 中国を原産とするハンドパレットトラックとその必須部品の輸入に対して確定アンチダンピング関税を課し暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2005 年 7 月 18 日付理事会規則 (EC) No 1174/2005 (2005 年 7 月 21 日付官報 L189 掲載)
- 中国を原産とするハンドパレットトラックとその必須部品の輸入に関し、アンチダンピング関税の吸収負担に関する再調査を終了する 2006 年 12 月 6 日付欧州委員会決定 2006/886/EC (2006 年 12 月 7 日付官報 L341 掲載)
- 中国を原産とするハンドパレットトラックおよび必須部品の輸入に適用されるアンチダンピング措置の部分的中間見直しを終了する 2007 年 4 月 23 日付理事会規則 (EC) No 451/2007 (2007 年 4 月 26 日付官報 L109 掲載)

中国を原産とするハンドパレットトラックおよびその部品の輸入に対しては、理事会規則 (EC) No 128/2005 により、29.7%から 49.6%の暫定アンチダンピング関税が課されていた。その後の欧州委員会の調査に基づき、理事会規則 (EC) No 1174/2005 により、当該製品の輸入に対しては、下記の確定アンチダンピング関税を課するとともに、規則 (EC) No 128/2005 で規定された暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収することが決定された。同規則は 2005 年 7 月 22 日に発効。

| 企業名                                                                                                                                              | 関税率 (%) | TARIC 追加コード |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------|
| Ningbo Liftstar Material Transport Equipment Factory, Zhouyi Village, Zhanqi Town, YinZhou District, Ningbo City, Zhejiang Province, 315144, PRC | 32.2    | A600        |
| Ningbo Ruyi Joint Stock Co. Ltd, 656 North Taoyuan Road, Ninghai, Zhejiang Province, 315600, PRC                                                 | 28.5    | A601        |
| Ningbo Tailong Machinery Co. Ltd, Economic Developing Zone, Ninghai, Ningbo City, Zhejiang Province, 315600, PRC                                 | 39.9    | A602        |
| Zhejiang Noblelift Equipment Joint Stock Co. Ltd, 58, Jing Yi Road, Economy Development Zone, Changxin, Zhejiang Province, 313100, PRC           | 7.6     | A603        |
| その他すべての企業                                                                                                                                        | 46.7    | A999        |

出所：理事会規則 (EC) No 1174/2005

欧州委員会は 2006 年 2 月 15 日に、域内のハンドパレットトラックおよびその部品の主要な製造業者ら 4 社 (BT Products AB、Franz Kahl GmbH、Bolzoni Auramo SpA、Pramac Lifter S.p.A.) から、中国を原産とする当該製品の輸出価格、再販価格、域内での販売価格の動きに関する再調査の要請を受けた。これに基づき、欧州委員会が調査を行った結果、当初示唆されていたアンチダンピング関税の吸収負担の事実はないと判明し、

欧州委員会決定 2006/886/EC により同調査を終了した。

その後、Ningbo Ruyi Joint Stock 社の経営構造の変化に伴い、同社に市場経済待遇 (MET) を付与することを決定するための部分的中間見直しが行われた。見直しの結果、同社が複数の関連会社があるにもかかわらず、財務報告書上開示していないことが判明した。このことは、国際会計基準に反しているほか、これらの関連会社が当該措置の対象製品の事業に係わっていたまたは同事業のライセンスを有していたことから、同社は規則 (EC) No 384/96 で規定された MET 付与のための基準を満たさないと判断された。これらから、同社には MET 付与はされず、理事会規則 (EC) No 451/2007 により見直し調査は終了した。

#### 記録用コンパクトディスク

- インド原産の録音用コンパクトディスクの輸入に関するアンチダンピング手続きを終了する 2003 年 5 月 22 日付欧州委員会決定 (EC) No.371/2003 (2003 年 5 月 23 日付官報 L127 掲載)

2002 年 5 月 17 日付官報で、欧州委員会は記録用コンパクトディスク (以下 CD-R) の製造業者委員会 (CECMA) の申し立てにより、EU に輸入されているインド原産の CD-R に関するアンチダンピング手続きおよび補助金規制手続きの開始を告示し、調査を実施したが、2003 年 5 月 23 日付の官報でアンチダンピング手続きを終了する決定を告示した。

調査では、Moser Baer India (以下 Moser Baer) が EU に CD-R を輸出している唯一のインドの生産業者であることが明らかになった。インド国内市場における価格と諸費用を考慮した上での EU 市場における価格との比較、およびダンピングマージンに関して検討した結果、Moser Baer がダンピングを行っている事実は確認されなかった。

CECMA は手続き終了決定に対する異議申し立てにおいて、調査を受けた通常価格は特殊な市場状況において作り上げられたものであると主張した。その理由として、Moser Baer はインド政府が 1980 年に立ち上げた輸出促進計画の協賛企業であり、報復措置が適用され得る補助金を受けているため、インド国内における売上高は EU における売上高と適切に比較されていないためとした。また、インド国内においては、Moser Baer の低品質の CD-R のみを販売するという戦略により、市場は特殊な状況になっていると主張した。

しかしながら、調査によると、インド国内における売上高は十分に参考となる、通常

の取引による数値であり、また、国内販売用と輸出用の CD-R の品質の差も検討されたが、通常価格を作り上げるような特殊な市場の状況は確認されなかった。補助金規制調査の対象となった補助金の存在は、通常価格の設定には何ら影響を及ぼすものではなかった。

#### テレビカメラシステム

- 日本を原産とするテレビカメラシステムに確定アンチダンピング関税を課する規則 (EC) No 1015/94 を改正する規則 (EC) No 176/2000 を改正する 2004 年 10 月 4 日付理事会規則 (EC) No 1754/2004 (2004 年 10 月 6 日付官報 L309 掲載)
- 日本を原産とするテレビカメラシステムの輸入に確定アンチダンピング関税を課する 2000 年 9 月 26 日付理事会規則 (EC) No 2042/2000 (2000 年 9 月 29 日付官報 L244 掲載)
- 日本を原産とするテレビカメラシステムの輸入に確定アンチダンピング関税を課する規則 (EC) No 2042/2000 の付則を改正する 2005 年 1 月 18 日付理事会規則 (EC) No 84/2005 (2005 年 1 月 18 日付官報 L19 掲載)
- 日本を原産とするテレビカメラシステムの輸入に確定アンチダンピング関税を課する規則 (EC) No 2042/2000 の付則を改正する 2005 年 9 月 2 日付理事会規則 (EC) No 1454/2005 (2005 年 9 月 8 日付官報 L231 掲載)
- 日本を原産とするテレビカメラシステムの輸入に確定アンチダンピング関税を課する規則 (EC) No 2042/2000 の付則を改正する 2006 年 6 月 19 日付理事会規則 (EC) No 913/2006 (2006 年 6 月 22 日付官報 L169 掲載)
- 日本を原産とするテレビカメラシステムの輸入に確定アンチダンピング関税を課する規則 (EC) No 2042/2000 の付則を改正する 2006 年 12 月 18 日付理事会規則 (EC) No 1909/2006 (2006 年 12 月 21 日付官報 L365 掲載)
- 理事会規則 (EC) No 384/96 の第 11 条 (2) に基づく終了見直しにより、日本を原産とするテレビカメラシステムの輸入に確定アンチダンピング関税を課する 2006 年 12 月 19 日付理事会規則 (EC) No 1910/2006 (2006 年 12 月 21 日付官報 L365 掲載)
- 日本を原産とするテレビカメラシステムに対し規則 (EC) No 1910/2006 により課されているアンチダンピング措置の中間見直しを終了し、同措置を廃止する 2007 年 7 月 23 日付理事会規則 (EC) No 906/2007 (2007 年 7 月 31 日付官報 L198 掲載)

#### ※関連規則

- 日本を原産とする特定のカメラシステムの輸入に関するアンチダンピング手続きを終了する 2007 年 7 月 4 日付欧州委員会決定 2007/539/EC (2007 年 7 月 31 日付官報 L198 掲載)

日本を原産とするテレビカメラシステム（放送用カメラシステム）に対しては、理事

会規則（EC）No 1015/94 により、確定アンチダンピング関税を課す措置がとられてきた。同規則では、高性能なプロ向けカメラシステムおよびその付属品に限り適用除外としている。1999 年 4 月 15 日に池上通信機は、新製品の高性能プロ向けカメラシステムとその付属品についてアンチダンピング措置の対象除外とするよう欧州委員会に要請した。理事会は 2000 年 1 月に規則（EC）No 176/2000 により同社の要請を受け入れ、規則（EC）No 1015/94 を改正した。規則（EC）No 176/2000 は 2000 年 1 月 29 日に発効し、理事会規則（EC）No 2042/2000 によってその実施が継続されている。ただし、適用除外の措置については、欧州委員会が同社からの申し立てを受理した日に遡って適用されるべきであるとし、理事会規則（EC）No 1754/2004（2004 年 10 月 6 日付官報 L309 掲載）により規則（EC）No 176/2000 を改正し、当該製品についてのアンチダンピング措置の適用除外は 1999 年 4 月 15 日から適用されることが付加された。

ソニーと日本ビクターは新型製品を EU 市場に投入するため、欧州委員会に高性能プロ向けカメラシステムとその付属品について、理事会規則（EC）No 2042/2000 の対象としアンチダンピング課税から適用除外するよう申請した。欧州委員会は両社の新型製品が高性能プロ向けカメラシステムの定義に沿ったものかどうかを確認、2005 年 1 月 18 日付理事会規則（EC）No 84/2005 によって両社の要請を認めた。同規則では、理事会規則（EC）No 2042/2000 に掲載されていたテレビカメラシステムに該当しないと認められ、確定アンチダンピング措置の適用対象外とされている高性能プロ向けカメラシステムのリストを置き換え、ソニーと日本ビクターの当該新製品を加えた最新リストを付則として掲載した。

その後同様に、池上通信機、日立電子ヨーロッパ、松下電器の 3 社も EU 市場に新型製品を投入するため、当該製品は理事会規則（EC）No 2042/2000 で対象外として認められている製品の後継モデルであるとしアンチダンピング課税から適用除外するよう申請した。欧州委員会はこれを受け 3 社の新型製品が高性能プロ向けカメラシステムの定義に沿ったものかどうかを調査した結果、2005 年 9 月 2 日付理事会規則（EC）No 1454/2005 によって 3 社の要請を認め、同 3 社の当該新製品を加えた最新リストを付則として掲載した。同様に、2006 年 6 月 19 日付理事会規則（EC）No 913/2006 により、松下電器の新製品（4 モデル）および日立電子の新製品（2 モデル）が当該のアンチダンピング課税の適用除外を受け、これらを含めて付則のリストは更新された。また、2006 年 12 月 18 日付理事会規則（EC）No 1909/2006 では、日立電子の新製品 1 モデルの適用除外が認められ、付則のリストはさらに更新された。これにより、テレビカメラシステム（放送用カメラシステム）とみなされず高性能プロ向けカメラシステムとしてアンチダンピング課税の適用除外となっている日本企業の製品は、ソニー（76 モデル）、池上通信機（37 モデル）、日立電子（109 モデル）、松下電器（66 モデル）、JVC

(42 モデル)、オリンパス (6 モデル) となった。

規則 (EC) No 2042/2000 の措置終了に際し、欧州委員会は、2005 年 6 月 28 日に Glass Valley より終了見直しの要請を受け、2005 年 9 月 29 日に見直しに着手した。また、欧州委員会は、同社より日本を原産とする特定のカメラシステムの輸入に関する申し立ても受けており、2006 年 5 月 18 日付官報で同アンチダンピング手続きを開始することを通告した。同調査の対象となる製品は、以下の通り。

- (a)カメラヘッド
- (b)カメラアダプター (カメラヘッドと統合されているかどうかに係わらず)
- (c)光学ブロックまたはフロントモジュール、1 つ以上のイメージセンサー (感光性スキャン部分の対角線が 6 ミリ以上) のある同様な装置 (カメラヘッドと統合されているかどうかに係わらず)
- (d)カメラビューファインダー (カメラヘッドと統合されているかどうかに係わらず)
- (e)ベースステーションまたはカメラコントロールユニット (ケーブルやワイヤレス接続などでカメラに接続するもの)
- (f)オペレーションコントロールパネルまたはシングルカメラのコントロール用の同等の装置
- (g)マスターコントロールパネルまたはマスターセットアップユニット (オーバービュー用、複数のカメラのリモートコントロール用)
- (h)ボックスレンズアダプターユニット (ポータブルカメラシステムにボックスタイプのレンズを装着できるようにするもの)

(CN コード : ex 8525 30 90, ex 8525 40 91, ex 8528 21 14, ex 8528 21 16, ex 8528 21 90, ex 8528 22 00, ex 8529 90 81, ex 8529 90 95, ex 8537 10 91, ex 8537 10 99, ex 8543 89 97, ex 9002 90 00)

ただし、同アンチダンピング手続きの対象には、これまで規則 (EC) No 2042/2000 によって確定アンチダンピング関税が課されてきたテレビカメラシステム (CN コード : ex 8525 30 90, ex 8537 10 91, ex 8537 10 99, ex 8529 90 81, ex 8529 90 95(旧 ex 8529 90 88), ex 8543 89 97(旧 ex 8543 89 95), ex 8528 21 14, ex 8528 21 16, ex 8528 21 90) も含まれていた。このため、規則 (EC) No 2042/2000 によるアンチダンピング措置の内容が適切でない可能性があるとし、改正や置き換えの必要性を見るために、欧州委員会は、同時に同措置の中間見直しにも着手した。

終了見直しの調査では、結果的に日本の輸出業者で調査に協力した企業数が十分でなかったため、ダンピングマージンは通常の算出方法ではなく、見直しを申し出た企業

が提出した内容に基づくものとされた。提出された 2 モデルの関税支払い後のダンピングマージンは高く、うち 1 モデルについては 10%を超えた。このため、当該製品のダンピングは継続する可能性が高いと判断された。また、域内での販売価格は、第三国および日本より著しく高く設定されており、第三国に安価で販売された製品の一部分が域内に輸出されている可能性が高いことや増産が容易にできることなどが指摘され、これらから当該措置が廃止された場合にダンピングが再発する恐れがあると判断された。域内産業の状況については 2004 年まで概ね向上が見られたものの、完全に回復はしておらず、依然として脆弱であると判断された。これらから、当該措置を維持することが妥当であるという結論に達し、理事会規則（EC）No 1910/2006 により、下記の確定アンチダンピング関税を課することが決定された。同規則は、2006 年 12 月 22 日に発効。

#### 対象製品

(a)3 つ以上の各 40 万画素以上のセンサー（12mm 以上）を持つカメラヘッドで、リアアダプターと接続可能なもの。ノーマルゲイン時の出力 SN 比が 55DB 以上。単体またはカメラヘッドとアダプターがひとつになったもの。

(b)カメラビューファインダー（直系 38 mm以上）

(c)ベースステーションまたはカメラコントロールユニット（ケーブルやワイヤレス接続などでカメラに接続するもの）

(d)シングルカメラのオペレーションコントロールパネル（色彩調整、レンズ開閉、虹彩調整）

(e)マスターコントロールパネルまたはマスターセットアップユニット（オーバービュー用、複数のカメラのリモートコントロール用）

ただし、レンズ、ビデオテープレコーダー、録音機能付きのカメラヘッド、放送用に使用不可能な高性能なプロ向けカメラ、適用除外を受けた製品（付則 I に記載）を除く。

（以上、CN コード：ex 8525 30 90、ex 8537 10 91、ex 8537 10 99、ex 8529 90 81、ex 8529 90 95、ex 8543 89 97、ex 8528 21 14、ex 8528 21 16、ex 8528 21 90（TARIC コード：8525 30 90 10、8537 10 91 91、8537 10 99 91、8529 90 81 38、8529 90 95 30、8543 89 97 15、8528 21 14 10、8528 21 16 1、8528 21 90 10））

|           | 関税率（%） | TARIC<br>追加コード |
|-----------|--------|----------------|
| 池上通信機     | 200.3  | 8741           |
| ソニー       | 108.3  | 8742           |
| 日立電子      | 52.7   | 52.7           |
| その他すべての企業 | 96.8   | 8744           |

出所：理事会規則（EC）No 1910/2006

その後、2007 年 4 月 12 日に、欧州委員会は当該措置の発端となった苦情の申し立て者である Grass Valley から苦情および当該措置に対する支持を正式に取り下げる旨連絡を受けた。このため、理事会規則（EC）No 906/2007 では、進行中であった措置の中間見直し調査を終了するとともに、当該のアンチダンピング措置を廃止した。また、同社は日本産の特定のテレビカメラシステムの輸入に関しても申し立てを取り下げており、これに伴い、欧州委員会決定 2007/539/EC により同テレビカメラに関するアンチダンピング手続きも終了となった。

### カラーテレビ受信機

- 中華人民共和国、大韓民国、マレーシア、タイを原産とするカラーテレビ受信機の輸入に対する確定アンチダンピング関税を課し、シンガポール原産のカラーテレビ受信機の輸入に関する手続きを終了する理事会規則（EC）No 1531/2002 の適用に関する 2004 年 5 月 17 日付理事会規則（EC）No 999/2004（2004 年 5 月 20 日付官報 L183）
- 特に中国を原産とするカラーテレビ受信機の輸入に関するアンチダンピング手続きに関連して提供された保証を受諾する決定 2002/683/EC を廃止する 2006 年 3 月 6 日付欧州委員会決定 2006/258/EC（2006 年 3 月 31 日付官報 L93）
- 特に中国を原産とするカラーテレビ受信機の輸入に確定アンチダンピング関税を課する規則（EC）No 1531/2002 を改正する 2006 年 3 月 27 日付理事会規則（EC）No 511/2006（2006 年 3 月 31 日付官報 L93）

理事会規則（EC）No 1531/2002 では、中華人民共和国、大韓民国、マレーシア、タイを原産とするカラーテレビ受信機の輸入に対して、下記の確定アンチダンピング関税を課することを決定した。

| 国     | 関税率（％） | TARIC<br>追加コード |
|-------|--------|----------------|
| マレーシア | 25.1   | 8900           |
| タイ    | 29.8   | 8900           |
| 中国    | 44.6   | 8900           |
| 韓国    | 15.0   | 8900           |

出所：理事会規則（EC）No 1531/2002

中国の輸出メーカー7 社は、在北京の機械・電子製品輸出入のための中国商工会議所（China Chamber of Commerce for Import and Export of Machinery and Electronic Products - CCCME）とともに同措置に関し合同で保証を提供していたが、2004 年 5 月の EU 拡大に伴い、同価格保証を適用する輸入数量を EU15 カ国における消費をベースに算出されたものから 25 カ国とするよう見直しを要請した。これに対し、欧州委員会は理事会規則（EC）No 999/2004 により当該の輸入数量の拡大を認め、修正数量の提案を CCCME

から受け入れるとした。しかし、その後、このうちの 1 社が保証受諾の条件に違反したため、欧州委員会決定 2006/258/EC により同保証を受諾した決定 2002/683/EC は廃止され、合同の保証は取り下げられた。また、これを受けて理事会規則 (EC) No 511/2006 により規則 (EC) No 1531/2002 を改正し、これらの企業に対して 44.6% の確定アンチダンピング関税が課することが規定された。規則 (EC) No 511/2006 は 2006 年 4 月 1 日に発効。

#### **集積電子コンパクト型蛍光灯**

- 中国を原産とする集積電子コンパクト型蛍光灯 (CFL-i) の輸入に対し確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2001 年 7 月 16 日付理事会規則 (EC) No 1470/2001 (2001 年 7 月 19 日付官報 L195)
- 中国を原産とする集積電子コンパクト型蛍光灯 (CFL-i) の輸入に規則 (EC) No 1470/2001 により課された確定アンチダンピング措置をベトナムおよびパキスタン、フィリピンから出荷された当該製品の輸入に拡大適用する 2005 年 6 月 6 日付理事会規則 (EC) No 866/2005 (2005 年 6 月 9 日付官報 L145 掲載)
- 中国を原産とする集積電子コンパクト型蛍光灯 (CFL-i) の輸入に確定アンチダンピング関税を課する規則 (EC) No 1470/2001 を改正する 2006 年 9 月 1 日付理事会規則 (EC) No 1322/2006 (2006 年 9 月 7 日付官報 L244 掲載)

中国を原産とする集積電子コンパクト型蛍光灯 (CFL-i) の輸入に対しては、理事会規則 (EC) No 1470/2001 により、0% から 66.1% の確定アンチダンピング関税が課されていた。欧州委員会は、2004 年 8 月 16 日に、欧州照明工業貿易 (Lighting Industry and Trade in Europe/LITE) から当該製品がベトナムおよびパキスタン、フィリピンからの迂回輸出によりアンチダンピング措置を回避している可能性について調査を求める申し立てを受けた。欧州委員会は、規則 (EC) No 1582/2004 によって調査を開始するとともに、2004 年 9 月 11 日より、これらの国からの当該製品の輸入について、これらの国を原産とすると申告したものであるかどうかにかかわらず、登録するよう税関当局に指示した。調査結果から、当該製品のこれらの国からの迂回輸出の事実が判明し、アンチダンピング措置回避にあたるという結論に達した。このため、中国を原産とする当該製品の輸入に課される確定アンチダンピング関税 (66.1%) を、ベトナムおよびパキスタン、フィリピンを原産とすると申告されたかどうかに関わらず、これらの国から出荷される当該製品の輸入にも拡大して適用されることが理事会規則 (EC) No 866/2005 で決定された。同規則は 2005 年 6 月 10 日に発効した。

欧州委員会は、2004 年 8 月にドイツの輸入業者からの申し立てに基づき、同年 12 月に措置対象製品の検証を目的とした中間見直しに着手した。この結果、直流用蛍光灯

(DC-CFL-i) は措置対象製品とはタイプが異なるにもかかわらず、これまで当該措置の対象とされていたことが判明した。このため、理事会規則 (EC) No 1322/2006 により当該措置の対象を交流用蛍光灯 (AC-CFL-i) に限定するとともに、2001 年 2 月 9 日まで遡って適用することが決定された。同規則は 2006 年 9 月 8 日に発効。上記以外の製品に対して 2001 年 2 月 9 日以降に支払われたアンチダンピング関税については還付される。

#### **黒鉛電極システム**

- インドを原産とする特定の黒鉛電極システムの輸入に対し暫定アンチダンピング関税を課す 2004 年 5 月 19 日付欧州委員会規則 (EC) No 1009/2004 (2004 年 5 月 20 日付官報 L183 掲載)
- インドを原産とする特定の黒鉛電極システムの輸入に対し確定アンチダンピング関税を課し、暫定関税を確定的に徴収する 2004 年 9 月 13 日付理事会規則 (EC) No 1629/2004 (2004 年 9 月 18 日付官報 L295 掲載)
- インドを原産とする特定の黒鉛電極システムの輸入に対し理事会規則 (EC) No 1629/2004 によって課されたアンチダンピング措置を回避している可能性に関する調査を開始し、これらの輸入を登録の対象とする 2007 年 2 月 28 日付欧州委員会規則 (EC) No 216/2007 (2007 年 3 月 1 日付官報 L62 掲載)

欧州委員会は、2003 年 7 月に欧州炭素黒鉛協会 (European Carbon and Graphite Association /ECGA) が提出した申し立てを受け、インドを原産とする電気炉に使用する黒鉛電極およびこれらの電極に使用されるニップルの輸入に関し、1 年間にわたる調査を実施した。この結果、当該製品の輸入にダンピングの事実が見られると判断し、当該製品の輸入に対し、欧州委員会規則 (EC) No 1009/2004 により 0～5.7%の暫定アンチダンピング関税が課された。また、同製品については反補助金規制にも抵触しているとの ECGA の主張から同時に調査が行われ、4 ヶ月間、暫定相殺関税が課されることになった。(詳細は、「輸入管理その他 IV. 補助金規制」の項参照。)

その後、上記の暫定アンチダンピング関税の税率算定における計算間違いや事務的なミスが判明し、理事会規則 (EC) No 1629/2004 では、これらの訂正を含め当該製品の輸入に対し下記の確定アンチダンピング関税を課することが決定された。当該製品の輸入には相殺関税も課されており、確定アンチダンピング関税率は相殺関税とのかねあいで決定されたものとなっている。同関税率は 2004 年 9 月 19 日より適用された。

| 企業名 | 関税率 | TARIC<br>追加コード |
|-----|-----|----------------|
|-----|-----|----------------|

|                                                                                                            |    |      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------|
| Graphite India Limited (GIL)<br>31 Chowringhee Road, Kolkatta — 700016, West Bengal                        | 0% | A530 |
| Hindustan Electro Graphite (HEG) Limited<br>Bhilwara Towers, A-12, Sector-1, Noida — 201301, Uttar Pradesh | 0% | A531 |
| その他すべて                                                                                                     | 0% | A999 |

なお、同ケースでは、複数の関係者から日本製の同様の製品についてもダンピングの疑いが指摘され、アンチダンピング手続きの要請がなされたが、証拠不十分であったためアンチダンピング調査の実施にはいたらなかった経緯がある。

欧州委員会は、2007 年 1 月 15 日に、欧州炭素黒鉛協会からインドを原産とする人工グラファイトロッドの輸入に関し、アンチダンピング措置回避の可能性があるとの申し立てを受けた。同申し立てによると、当該措置の適用後、措置対象製品に代わって同製品の製造過程における中間生成物で同様の特性を持ち異なる CN コードを有する人工グラファイトロッドの輸入が急増している。欧州委員会はこの申し立てに対して調査に着手するだけの十分な証拠があると判断し、欧州委員会規則（EC）No 216/2007 により、税関当局に対して 2007 年 3 月 2 日より 9 ヶ月間、当該人工グラファイトロッドの輸入を登録するよう指示した。なお、当該製品は、以上のアンチダンピング関税措置と並行して相殺関税措置も適用されているため、「EU 輸入管理その他 IV. 補助金規制」に関する詳細ファイルも参照されたい。

## (7) 輸送機器

### 自転車

- 中華人民共和国を原産とする自転車の EU への輸入に確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 1993 年 9 月 8 日付理事会規則 (EEC) No 2474/93 (1993 年 9 月 9 日付官報 L288 掲載)
- 中華人民共和国を原産とする自転車の理事会規則 (EEC) No 2474/93 により課された確定アンチダンピング関税を中華人民共和国からの特定の自転車部品の輸入に拡大適用し、規則 (EC) No 703/96 のもと登録されたこれらの輸入に拡大して関税を徴収する 1997 年 1 月 10 日付理事会規則 (EC) No 71/97 (1997 年 1 月 18 日付官報 L016 掲載)
- 中華人民共和国を原産とする特定の自転車部品の輸入の、理事会規則 (EC) No 71/97 による拡大適用からの除外の承認に関する 1997 年 1 月 20 日付欧州委員会規則 (EC) No 88/97 (1997 年 1 月 21 日付官報 L017 掲載)
- 中華人民共和国を原産とする自転車の輸入に確定アンチダンピング関税を課する 2000 年 7 月 10 日付理事会規則 (EC) No 1524/2000 (2000 年 7 月 14 日付官報 L175 掲載)

- 理事会規則 (EEC) No 2474/93 によって課される中華人民共和国を原産とする自転車へのアンチダンピング関税の、理事会規則 (EC) No 71/97 による特定の自転車部品への適用拡大からの免除を欧州委員会規則(EC)No 88/97 に基づき特定の関係者に与え、中華人民共和国を原産とする特定の自転車部品に拡大適用されたアンチダンピング関税の支払い停止を解消する 2004 年 11 月 18 日付欧州委員会決定 2004/776/EC (2004 年 11 月 19 日付官報 L343 掲載)
- ベトナムを原産とする自転車の輸入確定アンチダンピング関税を課し、中華人民共和国を原産とする自転車の輸入に確定アンチダンピング関税を課する理事会規則 (EC) No 1524/2000 を改正する 2005 年 7 月 12 日付理事会規則 (EC) No 1095/2005 (2005 年 7 月 14 日付官報 L183 掲載)
- 中国を原産とする自転車の輸入に適用するアンチダンピング措置の部分的中間見直しを終了する 2005 年 11 月 14 日付理事会規則 (EC) No 1892/2005 (2005 年 11 月 19 日付官報 L302 掲載)
- 理事会規則 (EEC) No 2474/93 より課され、理事会規則 (EC) No 1095/2005 により継続・改正された中国を原産とする自転車に対するアンチダンピング関税について、欧州委員会規則 (EC) No 88/97 に基づき、特定の事業者に中国産の特定の自転車部品への拡大適用からの免除を与え、アンチダンピング関税の支払い停止を解除する 2006 年 1 月 20 日付欧州委員会決定 2006/22/EC (2006 年 1 月 21 日付官報 L17 掲載)
- 中国を原産とする自転車の輸入に適用するアンチダンピング措置の部分的中間見直しを終了する 2006 年 11 月 7 日付理事会規則 (EC) No 1651/2006 (2006 年 11 月 10 日付官報 L311 掲載)
- 理事会規則 (EEC) No 2474/93 より課され、規則 (EC) No 1095/2005 により継続・改正された中国を原産とする自転車に対するアンチダンピング関税について、規則 (EC) No 88/97 に基づき、特定の事業者に中国産の特定の自転車部品への拡大適用からの免除を与え、アンチダンピング関税の支払い停止を解除する 2006 年 11 月 10 日付欧州委員会決定 2006/772/EC (2006 年 11 月 14 日付官報 L313 掲載)

中国を原産とする自転車については、これまで、理事会規則 (EEC) No 2474/93 と同規則による措置の継続を規定した理事会規則 (EC) No 1524/2000 により 30.6%の確定アンチダンピング関税を課する措置が適用されてきた。また、自転車部品については、自転車に対する確定アンチダンピング関税に関する上記規則 (EC) No 2474/93 を、中国を原産とする特定の自転車部品（ギア、ブレーキ、ブレーキレバー、タイヤなどの「自転車不可欠部品 (essential bicycle parts)」)にも適用することが理事会規則 (EC) No 71/97 により規定された。さらに、自転車不可欠部品での適用除外規定について、条件付きあるいは確定的に対象外とされるための 3 つのケースが欧州委員会規則 (EC) No 88/97 によって明確化された。これは、①欧州委員会が適用除外を認めた自転車組

立メーカー（またはその輸入業者）が、不可欠部品を自由流通のためと申告して直接輸入する場合、②適用除外が認められていない者でも、「最終使用管理 (end-use control)」として輸入し、最終的に適用除外が認められた組立メーカーに配送されるか、自由流通の輸入申告を行い別の者に限定数量（各部品につき毎月 300 個未満）を配送する場合など、③欧州委員会が審査中の組立メーカーについては、条件付きで関税の支払い一時停止が認められる、という内容である。

欧州委員会規則 (EC) No 88/97 第 7 条 (1) では、アンチダンピング基本規則（理事会規則 (EC) No 384/96）第 13 条 (2) に基づき、組立業務において当該部品が全組立部品の 60%を超えていない組立メーカーの場合は、アンチダンピング関税適用除外を認めることになっている。欧州委員会決定 2004/776/EC では、EU 域内の自転車組立メーカー12 社について、適用除外を認めた。

また、2004 年 3 月 15 日に欧州自転車製造業協会は、ベトナムを原産とする自転車の輸入に関しダンピングの事実が見られ、域内産業への実質的な損害があったことを欧州委員会に申し立てた。同申し立てには、中国を原産とする自転車の輸入に適用されている措置の中間見直しを開始するための根拠も含まれていた。これを受けて欧州委員会は 2004 年 4 月 29 日に、ベトナム製自転車の輸入に対するアンチダンピング手続きと中国製自転車の輸入に適用されているアンチダンピング措置の中間見直しを開始することを通達した。調査の結果、ダンピングされた当該製品の両国からの輸入と域内産業の損害には偶発的な関連があるという結論に達し、その他の第三国を原産とする当該製品については実質的な損害の要因とはなり得ないと判断された。このため、理事会規則 (EC) No 1095/2005 では、中国およびベトナムを原産とする自転車および原動機の付いていない二輪車と配達用三輪車の輸入に対し、下記の確定アンチダンピング関税を課することを決定した。同規則は 2005 年 7 月 15 日に発効。

| 国       | 企業名                                                                                       | 関税率 (%) | TARIC 追加コード |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------|
| 中華人民共和国 | すべての企業                                                                                    | 48.5    |             |
| ベトナム    | Always Co., Ltd., Tan Thuan Export processing Zone, District 7, Ho Chi Minh City, Vietnam | 15.8    | A667        |
|         | その他すべての企業                                                                                 | 34.5    | A999        |

出所：理事会規則 (EC) No 1095/2005

その後、欧州委員会は中国の 1 メーカーの Giant China より部分的中間見直し調査の要請を受け、2005 年 2 月 19 日に同社が市場経済の下で経営されているか (market economy status/MES)、また個別取り扱い (individual treatment/IT) を受けるための要件を満たしているかどうかに焦点を置いた調査に着手した。調査の結果、規則

(EC) No 1095/2005 の措置を規定する際に行われた調査で MES および IT の適用を申請したすべての中国メーカーがその要件を満たしていなかったという当時の状況が引き続き有効であると判断された。また、同社のダンピング状況については大幅な変化は見られなかったことから、同社に対しては MES と IT のいずれも適用しないことが決定され、理事会規則 (EC) No 1892/2005 により部分的中間見直しを終了するとともに、規則 (EC) No 1095/2005 で決定した確定アンチダンピング関税を引き続き適用することが規定された。規則 (EC) No 1892/2005 は 2005 年 11 月 20 日に発効。その後、2006 年 1 月 10 日に欧州委員会は、同社の MES および IT の適用が妥当であるかどうかに限定した部分的中間見直し調査を独自で開始した。しかし、同社の関連会社から MES 認定のために必要な書類が期限までに提出されなかったため MES の要件を満たしているとは判断できず、理事会規則 (EC) No 1651/2006 により同見直し調査を終了し、同社に対しては引き続き当該措置を適用することが規定された。

欧州委員会決定 2006/22/EC では、規則 (EC) No 88/97 に基づきさらに 29 社の自転車組立メーカーについて、規則 (EEC) No 2474/93 および規則 (EC) No 71/97 による措置の適用除外を認めた。このほか、欧州委員会決定 2006/772/EC では、さらに 25 社について適用除外を認めた。

#### 自転車等のサドル

- 中国を原産とする特定のサドルの輸入に暫定アンチダンピング関税を課する 2006 年 12 月 20 日付欧州委員会規則 (EC) No 1999/2006 (2006 年 12 月 28 日付官報 L379 掲載)
- 中国を原産とする特定のサドルの輸入に確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2007 年 6 月 18 日付理事会規則 (EC) No 691/2007 (2007 年 6 月 21 日付官報 L160 掲載)

欧州委員会は 2006 年 4 月 7 日に、欧州サドル製造業者協会 (European Saddle Manufacturers Association) から 2006 年 2 月 22 日に受けた申し立てに基づき、中国を原産とする特定のサドルおよびこの部品の輸入に関するアンチダンピング手続きに着手した。調査の結果、欧州委員会規則 (EC) No 1999/2006 により、当該製品の輸入に対し、0~30.9%の暫定アンチダンピング関税が 2006 年 12 月 29 日から 6 ヶ月間適用されることが決定した。その後、欧州委員会が詳細調査を完了した結果、理事会規則 (EC) No 691/2007 では確定的なアンチダンピング税率を下記表の通り決定した。規則 (EC) No 1999/2006 で規定された暫定アンチダンピング関税については、確定アンチダンピング関税を上回る額については免除され、一方、確定アンチダンピング関税を下回る場合には、暫定アンチダンピング関税で確定した額が確定的に徴収される。同規則は

2007 年 6 月 22 日に発効。

| 企業名                                                                                                                  | 関税率<br>(%) | TARIC<br>追加コード |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------|
| Cionlli Bicycle (Taicang) Co. Ltd., Shunde Hongli Bicycle Parts Co. Ltd.、Safe Strong Bicycle Parts Shenzhen Co. Ltd. | 5.8        | A787           |
| Giching Bicycle parts (Shenzhen) Co. Ltd., Velo Cycle Kunshan Co. Ltd.                                               | 0          | A788           |
| その他すべての企業                                                                                                            | 29.6       | A999           |

出所：理事会規則（EC）No 691/2007

## (8) その他

### アイロン台

- 中国およびウクライナを原産とするアイロン台の輸入に暫定アンチダンピング関税を課する 2006 年 10 月 30 日付欧州委員会規則（EC）No 1620/2006（2006 年 10 月 31 日付官報 L300 掲載）
- 中国およびウクライナを原産とするアイロン台の輸入に確定アンチダンピング関税を課し、暫定アンチダンピング関税を確定的に徴収する 2007 年 4 月 23 日付理事会規則（EC）No 452/2007（2007 年 4 月 26 日付官報 L109 掲載）

欧州委員会は、2005 年 12 月 23 日に域内のアイロン台製造業者らから、中国およびウクライナを原産とするアイロン台の輸入にダンピングの事実が見られ、これにより域内産業が実質的損害を受けたという申し立てを受けた。これに対し、欧州委員会は 2006 年 2 月 4 日付官報でアンチダンピング手続きに着手することを通達した。調査の結果、欧州委員会規則（EC）No 1620/2006 により 0.0～38.1%の暫定アンチダンピング関税が 2006 年 11 月 1 日より 6 ヶ月間適用された。

その後の詳細な調査により、中国のダンピングマージンは 0～38.1%、ウクライナについては 9.9%と確定的に算定され、当該製品の輸入により域内産業が実害を受けたということが確認された。このため、理事会規則（EC）No 452/2007 では、下記の確定アンチダンピング関税を課することが決定された。同規則は 2007 年 4 月 27 日に発効。

| 国  | 企業名                                                        | 関税率<br>(%) | TARIC<br>追加コード |
|----|------------------------------------------------------------|------------|----------------|
| 中国 | Foshan City Gaoming Lihe Daily Necessities Co. Ltd, Foshan | 34.9       | A782           |
|    | Guangzhou Power Team Houseware Co. Ltd, Guangzhou          | 36.5       | A783           |
|    | Since Hardware (Guangzhou) Co. Ltd, Guangzhou              | 0.0        | A784           |

|       |                                                                |      |      |
|-------|----------------------------------------------------------------|------|------|
|       | Foshan Shunde Yongjian Housewares and Hardware Co. Ltd, Foshan | 18.1 | A785 |
|       | Zhejiang Harmonic Hardware Products Co. Ltd, Guzhu             | 26.5 | A786 |
|       | その他すべての企業                                                      | 38.1 | A999 |
| ウクライナ | すべての企業                                                         | 9.9  | —    |

出所：理事会規則（EC）No 452/2007